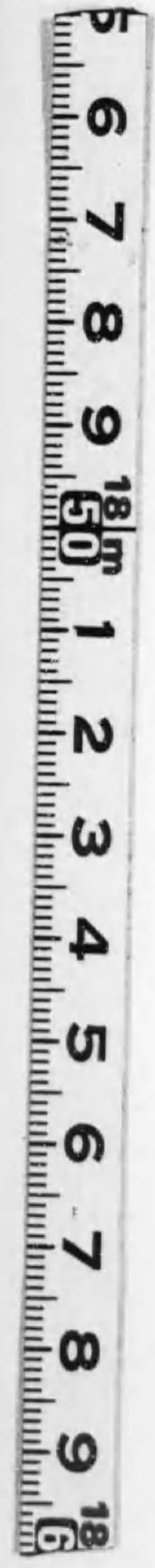


572
207



始



572-207

マブスター
オブスター
星一著

官吏學摘要



有斐閣

大正
13. 2. 15
内交

一、余は曩きに「官吏學」を著述刊行したり。其起稿より完成に至るまで、七ヶ年の歳月を費し、千有餘種の参考書を繙き、微力の最善を盡したりと雖、尙其構成と表現とに於て、自ら満足せざる點尠からず、敢て識者の叱正を仰ぐ所以なり。

二、而して「官吏學」は四卷四千五百頁の浩瀚なる書冊にして、繙讀に便ならざるが故に、其綱要を摘録して本書を成せり。

三、但し曩きの「官吏學」は每章参考書目を掲げ、又重要なる熟語に正は歐語を挿入したるも、本書は悉く之を省きたれば、更に進んで研究せんとする篤學者には、「官吏學」を閲覽あらんことを庶幾す。

四、思ふに官吏學は一面に於て管理學なり、有史以來人類の努力

に成る國家の大組織は其管理上、科學的にして紀律統合と能率向上との必要あり、且つ道德的にして自己發展と人類相愛との理想とを有せざるべからず。

五、此國家の管理は聽て民間の事務所、學校、商店、工場、農場等の集團的組織は勿論、有ゆる社會組織の管理と共通の法則たるべき理なり、是余が官界を主として、一般國民殊に商工界にも、本書を提供せんと欲する所以なり。

著者

官吏學摘要 目次

第壹編 緒言.....一

第壹章 官吏學の範圍.....一

第一節 官吏學とは何ぞや 第二節 官吏の職務 第三節 官吏の地位
第四節 官吏學と政治學

第貳章 管理學.....八

第一節 管理學の定義 第二節 管理學の歴史 第三節 管理學研究の必要
第四節 管理學研究の範圍

第參章 官吏の語義.....一六

第一節 日本の官吏の語義 第二節 支那の官吏の語義 第三節 獨逸の官吏の語義

目次

官吏の語義 第四節佛蘭西の官吏の語義 第五節英米の官吏の語義
 第四章 官吏學の内容……………二五

第一節科學の分類 第二節官吏學の組織

第貳編 官吏史學……………三一

第壹章 日本の官吏……………三三

第壹款 大寶以前の官吏……………三三

第一節官職及姓氏の起源 第二節族制政治 第三節地方官制 第四節軍制

第貳款 大寶制度の官吏……………四二

第壹項 官制……………四二

第一節大寶律令の制定 第二節大寶の官制 第三節大寶制度の中央

官吏

官職 第四節大寶制度の地方官 第五節大寶制度の軍制 第六節外交官

第貳項 待遇及特典……………五六

第一節位階勳等 第二節俸祿 第三節官服 第四節刑法上の特典 第五節解官及死歿の特典

第參項 登庸規律……………六五

第一節選叙 第二節考課 第三節服務規律

第四項 大寶制度の潰崩……………六八

第一節官制の紊亂 第二節莊園の擴大 第三節兵權の移動

第參款 武家時代の官吏……………七三

第壹項 官職……………七三

第壹目 政治上の大變革……………七三

第一節守護地頭の由來 第二節惣地頭制

第貳目 鎌倉及室町の官職……………七五

第一節鎌倉及室町の中央官職 第二節鎌倉及室町の地方官職

第參目 江戸幕府の官職……………七八

第一節江戸幕府の中央官職 第二節江戸幕府の地方官職

第四目 武家時代の軍制……………八九

第一節武家時代の軍制 第二節武家時代の海軍々々制

第貳項 服務規律……………九一

第一節鎌倉時代 第二節室町時代 第三節織豊時代 第四節徳川時代

第參項 待遇及特典……………一〇一

第一節官吏の待遇 第二節官吏の特典

第四款 明治維新の官吏……………一〇七

第壹項 廢藩置縣以前の官吏……………一〇七

第壹目 官制……………一〇七

第一節太政官三職制 第二節太政官三權分立制 第三節神祇太政官制 第四節府藩縣三治の制……………一一六

第貳目 任免及規律……………一二三

第一節官吏の任免 第二節章程及規律 第三節官吏の懲戒 第四節軍律

第參目 特典及待遇……………一三〇

第一節官等階級 第二節服制及徽章

第四目 給與……………一三二

第一節文官俸給 第二節武官俸給 第三節旅費手當 第四節恩給及扶助料

第貳項 内閣制以前の官吏……………一三六

第壹目 官制……………一三六

第一節正院 第二節左院 第三節右院 第四節各省 第五節地方官 第六節裁判官……………一三八

第貳目 官吏の任免規律……………一五八

第一節官吏の任免 第二節服務紀律
 第參目 官吏の特典……………一六五
 第一節勳爵賞賜 第二節待遇 第三節服制
 第四目 給與……………一七三
 第一節俸給 第二節旅費 第三節諸給與

第貳章 支那の官吏……………一八三

第壹款 漢以前の官吏……………一八三

第壹項 太古の官吏……………一八三
 第一節族制政治 第二節族長の地位 第三節選舉制度 第四節官制

第貳項 周代の官制……………一八六
 第壹目 階級制度……………一八六
 第貳目 官制……………一八六
 第一節國家の事務 第二節官職の擔任

第參目 軍制……………一八九
 第一節周禮の法 第二節井田の法

第參項 秦代の官制……………一九一

第貳款 漢代の官吏……………一九二

第壹項 官制……………一九二
 第一節中央行政官 第二節警官及武官 第三節地方官 第四節軍制 第五節司法官

第貳項 官吏の待遇及特典……………一九八
 第一節官吏の特典 第二節官吏の登庸

第參款 唐代の官吏……………二〇二

第壹項 官制……………二〇二
 第一節行政組織 第二節六部の官職 第三節内侍及其他の諸職 第四節九寺 第五節五監 第六節武官 第七節儒官 第八節地方官

第九節司法官

第貳項 官吏の待遇及特典

- 第一節階級制度
- 第二節俸祿其他の特典
- 第三節刑事其他の特典
- 第四節官吏の養成

第四款 宋代の官吏

第壹項 官制

- 第一節中央官職
- 第二節地方官職
- 第三節軍制
- 第四節司法官
- 第五節地方自治制

第貳項 官吏の待遇及特典

- 第一節職祿及特典
- 第二節官吏の養成

第五款 明代の官吏

第壹項 官制

- 第一節中央官職
- 第二節地方官職
- 第三節地方武官

第貳項 官吏の待遇

- 第一節俸祿
- 第二節刑事上の特典
- 第三節官吏の登庸

第六款 清代の官吏

第壹項 官制

- 第一節中央官制
- 第二節地方官制
- 第三節滿洲及外藩

第貳項 軍制

- 第一節滿洲族兵
- 第一節綠營

第參項 官吏の特典

- 第一節紀律
- 第二節特典

第參章 獨逸の官吏

第壹款 建國時代

- 第壹項 日耳曼民族の勃興

第一節 民族の勃興 第二節 政治及階級 第三節 君王及諸侯 第四節 民族の移動

第貳項 封建制度の起源……………二六六

第一節 封建の事實 第二節 王及官吏

第貳款 舊帝政時代……………二七〇

第壹項 王及國會……………二七〇

第一節 諸侯及官吏 第二節 國會 第三節 領地 第四節 行政

第參款 帝政時代の官吏……………二七七

第壹項 國家及官廳……………二七七

第壹目 國家の構成……………二七七

第一節 憲法の制度 第二節 帝國と聯邦との關係

第貳目 主權の機關……………二八〇

第一節 皇帝 第二節 聯邦參議員 第三節 帝國議會

第貳項 官職……………二八四

第壹目 最高官職……………二八四

第一節 諸官廳 第二節 內閣 第三節 宰相の權限

第貳目 各省官職……………二八六

第一節 外務省 第二節 內務省 第三節 海軍省 第四節 遞信省 第五節 司法省 第六節 大藏省 第七節 殖民省

第參目 諸官職……………二九一

第一節 諸裁判所 第二節 帝國銀行廳 第三節 其他の諸官廳

第參項 軍職……………二九五

第壹目 海軍……………二九五

第一節 兵役 第二節 海軍

第貳目 陸軍……………二九七

第一節 聯邦陸軍 第二節 聯邦陸軍と皇帝

第四項 普魯西の官制……………二九八

第壹目 中央官廳……………二九八

第一節高級官廳 第二節各省官廳

第貳目 地方官廳……………三〇一

第一節中央官廳 第二節下級官廳

第四款 官吏の待遇及特典……………三〇四

第壹項 官吏の性質……………三〇四

第一節官吏の區別及任命 第二節地位及責任 第三節官吏の制限

第貳項 法律關係……………三〇七

第一節俸給及恩給請求權 第二節遺族及傷害保護 第三節官吏の懲戒

第四章 英國の官吏……………三一

第壹款 官吏……………三一

第壹項 中央官廳……………三一

第一節樞密院 第二節內閣 第三節諸高官 第四節各省官廳 第五節財務官廳 第六節宮內官廳

第貳項 警察及司法官職……………三二三

第一節警察官 第二節司法官 第三節諸司法官

第參項 軍職……………三二八

第一節陸軍武官 第二節海軍武官

第四項 地方官職……………三三四

第貳款 待遇及特典……………三三五

第壹項 待遇……………三三五

第壹目 任免……………三三六

第貳目 文官の恩給……………三三八

第貳項 特典……………三三九

第壹目 爵位……………三三九

目次……………一三

第一節 貴族と爵位 第二節 公侯爵 第三節 伯子爵 第四節 男爵、從男爵

第貳目 勳位……………三四三

第一節 勳位の種類 第二節 勳爵士の起源 第三節 バンネレット 第四節 ガーダー爵位 第五節 セントバトリック勳位 第六節 バス勳位 第七節 セント勳位 第八節 印度帝國勳位 第九節 ヴィクトリア勳位の階級 第十節 帝國文官勳位 第十一節 カイザー勳章 第十二節 ヴィクトリア十字章 第十三節 ヴィクトリア及アルバート勳章 第十四節 印度王冠章 第十五節 殊功章 第十六節 功勞章

第參目 官等又は席次……………三五五

第五章 佛國の官吏……………三五七

第壹款 封建時代の官吏……………三五七

第壹項 カロリングガ王朝……………三五七
 第一節 フランス王國の建設 第二節 顧問會 第三節 顧問會の構成

第貳項 カペチアン王朝……………三六六

第一節 大官の變遷 第二節 宮内官 第三節 貴族及司法官 第四節 司法官 第五節 地方官職

第貳款 中央集權時代の官吏……………三八〇

第壹項 ルイ十二世時代……………三八一

第貳項 フランソア一世時代……………三八二

第參項 ルイ十四世時代……………三八三

第一節 行政組織 第二節 參事院 第三節 調令院及財政院 第四節 樞密院

第四項 賣官制度……………三八九

第一節 官職の制限 第二節 官職賣買の原因 第三節 官職賣買の弊害 第四節 官職の價格 第五節 賣官制度の效果

第五項 司法官……………三九五

第六項 リセリユウの官制改革……………三九七

第參款 近世の官吏……………

第壹項 革命前の時代……………三九八

第一節 中央政府の專制 第二節 貴族の壓制 第三節 地方官の壓制

第四節 司法制度 第五節 軍制……………三九八

第貳項 革命時代……………

第一節 官制の變動 第二節 新制度の樹立 第三節 恐怖時代 第四節

第二共和政體 第五節 第一帝政時代の官制 第六節 君主政體の復興

第參項 革命後の時代……………四一五

第一節 七月革命 第二節 二月革命 第三節 第二帝政の復興 第四節

第三共和政體の成立……………四二二

第參編 官吏法學……………

第壹章 日本の官吏……………

第壹款 官吏の成立……………

第壹項 官吏成立の基礎……………

第壹目 國家の撰擇權……………

第一節 撰擇權の一對象 第二節 個人同意の意義 第三節 個人同意の關係……………

第貳目 受命資格……………

第一節 國籍の必要 第二節 國法上の關係……………

第參目 能力資格……………

第一節 積極的資格 第二節 消極的資格……………

第貳項 官吏成立の要件……………

第壹目 任命の形式……………

第一節 任命者 第二節 任命の表示……………

第貳目 任命の内容……………四三五

 第一節普通任用 第二節特別任用

第參目 任命の効力……………四三八

 第一節効力發生の時期 第二節効力發生の關係

第參項 官吏成立の完了……………四四〇

 第壹目 實質上の官吏……………四四〇

 第一節勤務義務 第二節精神義務 第三節國家の事務 第四節國家の職員

 第貳目 形式上の官吏……………四四三

 第一節形式上の官吏 第二節形式上の待遇者 第三節形式上の待遇なき者

 第參目 官吏の區別……………四四五

 第一節任命の種類に由る區別 第二節官職の種類に由る區別

 第四目 官職の授與……………四四八

 第一節官職の期限 第二節官職の兼務

第貳款 官吏の效果

第五目 官職の擔任……………四四九

 第一節官職擔任の形式 第二節官職擔任の内容 第三節勤務關係

第壹項 官吏の義務……………四五三

 第壹目 積極的義務……………四五三

 第一節普通義務 第二節特殊義務 第三節附帶義務

 第貳目 消極的義務……………四五八

 第一節官吏法上の義務 第二節刑事法上の義務 第三節財産法上の義務

第貳項 官吏の權利……………四六二

 第壹目 本質的の權利……………四六二

 第一節國家の承認を得る權利 第二節職務を行ふの權利 第三節地位及び官職を維持する權利

 第貳目 附帶的の權利……………四六五

第一節財産上の權利 第二節榮譽上の權利

第參款 官吏の解消

四六八

第壹項 一時的解消

四六八

第壹目 官職の管理

四六九

第一節管理の性質 第二節管理の種類

第貳目 官職の代理

四七〇

第一節任意代理 第二節必要代理

第參目 官職の委任

四七二

第一節委任の發生及び範圍 第二節委任の效果及び消滅

第四目 官職の停休

四七三

第一節官吏の停職 第二節官吏の休職

第貳項 決定的解消

四七五

第一節免官に由る解消 第二節事由發生に由る解消 第三節免官に

第貳章 支那の官吏

關する學說

第壹款 官制

四七九

第壹項 中央官吏

四七九

第一節六總統 第二節參政院 第三節大總統府政事堂 第四節各部
官制 第五節外交部 第六節內務部 第七節財政部 第八節陸軍部
第九節海軍部 第十節司法部 第十一節教育部 第十二節農商部
第十三節交通部 第十四節蒙藏院及平政院 第十五節審計院

第貳項 地方官制

四九六

第一節地方廳の改革 第二節省長 第三節道尹縣知事縣佐 第四節
都統府 第五節藩部官制

第參項 司法官制

五〇一

第一節法院 第二節審判廳 第三節檢察廳

第貳款 軍制……………五〇四

第壹項 陸軍々制……………五〇四

第一節新軍の編成 第二節巡防

第貳項 軍政機關……………五〇七

第一節陸海軍大元帥統率辦事處 第二節軍諮府及軍學處 第三節軍事參議處又は鎮守使署 第四節武官職名

第參款 官吏の特典、待遇、給與……………五一一

第一節文官の任命 第二節武官の養成 第三節彈劾制度 第四節紀律監督 第五節勳位及勳章 第六節文武官品級 第七節官吏の公費

第參章 英國の官吏……………五二一

第壹款 官職……………五二一

第壹項 中央官職……………五二一

第一節諸高官 第二節内閣 第三節閣員及政府委員 第四節各省官職

第五節其他の官職 第六節財務官職 第七節宮内官

第貳項 警察及司法官職……………五三五

第一節警察官 第二節司法官

第參項 陸海軍武官……………五四二

第一節陸軍武官 第二節海軍武官

第四項 地方官職……………五四六

第一節地方官職 第二節殖民地官職

第貳款 待遇及特典……………五五一

第壹項 任免及紀律……………五五一

第壹目 任免……………五五一

第一節政務官事務官の區別 第二節任用規則 第三節執務規定 第四節昇給 第五節外交官の任命 第六節司法官の任命 第七節武官

の任免

第貳目 紀律……………五六三

第一節責任 第二節命令及訓令 第三節代理關係 第四節民事上の責任 第五節刑事上の責任 第六節官吏訴訟上の保護

第貳項 官吏の特典……………五七〇

第壹目 諸給與……………五七〇

第一節文官の俸給 第二節退職恩金 第三節手當金

第貳目 恩給及扶助料……………五七二

第一節文官恩給 第二節武官恩給 第三節扶助料

第參目 爵勳位及官等……………五七九

第四章 佛國の官吏……………五八一

第壹款 官吏及官職……………五八一

第壹項 中央官職……………五八一

第壹目 大統領……………五八一

第一節大統領の選舉 第二節大統領の責任 第三節大統領の職權

第貳目 内閣及大臣會議……………五八五

第一節内閣及大臣會議の職權 第二節大臣と議院の關係 第三節大臣の責任

第參目 各省官吏……………五八八

第一節大臣の任命 第二節各省大臣の職權 第三節各省の組織 第四節各省次官

第四目 參事院……………五九五

第一節參事院の組織 第二節參事院職員の任命 第三節參事院の職務 第四節參事院各部署の構成

第貳項 地方官職……………五九八

第壹目 地方官吏……………五九八

第一節地方行政 第二節縣知事 第三節郡長

第貳目 自治機關……………六〇三

第一節市町村長の権限 第二節市町村長と知事との關係 第三節市町村の吏員

第參項 諸官職……………六〇九

第一節會計検査官 第二節收税官 第三節警察官 第四節教育官
第五節檢證官 第六節林務官 第七節鐵務官 第八節農務官 第九節鐵道監督官 第十節勞働監督官 第十一節勞働保險官

第四項 裁判官……………六二五

第壹目 上級裁判所……………六二五

第一節重罪裁判所 第二節大審院 第三節權限爭議裁判所 第四節控訴院 第五節行政裁判所

第貳目 下級司法官廳……………六二九

第一節第一審裁判所 第二節商事裁判所 第三節治安裁判所 第四節節商工事件審理會

第五項 軍制……………六三三

第壹目 陸軍々制……………六三三

第一節統帥機關 第二節陸軍の組織

第貳目 海軍々制……………六三五

第一節海軍管區 第二節艦隊及軍令部

第參目 軍法會議……………六三六

第一節軍事參議會 第二節軍法會議

第貳款 官吏の待遇及特典……………六三八

第壹項 官吏の任免紀律……………六三八

第壹目 官吏の任免……………六三八

第一節任官の資格 第二節官職の不兼攝 第三節官吏の解消

第貳目 服務紀律……………六四四

第一節官吏の義務 第二節官吏の結婚 第三節服務紀律 第四節賜暇及休業

第參目 懲戒處罰……………六四八

第一節懲戒權 第二節司法官の懲戒 第三節武官懲戒 第四節一般文官懲戒 第五節官吏の犯罪

第貳項 官吏の特典……………六五三

第壹目 彰賞……………六五三

第一節叙勳 第二節褒賞……………六五三

第貳目 官吏の特權……………六五五

第一節職務上の保護 第二節服制……………六五五

第參目 諸給與……………六五七

第一節官職俸給 第二節俸給の累積 第三節報償手當金 第四節恩給 第五節文官扶助料 第五節武官恩給 第七節寡婦孤兒年金

第五章 米國の官吏……………六六七

第壹款 官職……………六六七

第壹項 中央官職……………六六七

第壹目 大統領……………六六七

第一節大統領の資格權限 第二節大統領の選舉 第三節大統領の任免權 第四節大統領の拒否權 第五節大統領の赦免權 第六節大統領の外交權 第七節軍隊の統帥權 第八節大統領の彈劾 第九節大統領の官房 第十節大統領の代位

第貳目 大統領内閣……………六七七

第一節内閣の法律上の性質 第二節内閣の組織 第三節各省長官の地位

第參目 各省官職……………六八一

第一節國務省 第二節大藏省 第三節陸軍省 第四節海軍省 第五節司法省 第六節逓信省 第七節内務省 第八節農務省 第九節商務省

第四目 特別官職……………六九二

第一節委員組織の官廳 第二節其他の官廳……………六九五

第五目 司法官職……………六九五

第一節聯邦裁判所 第二節州司法官職

第貳項 軍制……………六九

第壹目 陸軍……………六九九

第一節陸軍の區別 第二節軍隊の編成 第三節教育機關 第四節武官官職 第五節陸軍軍法會議

第貳目 海軍……………七〇五

第一節海軍統帥權及軍令 第二節艦隊の編成 第三節海軍官職 第四節徵募兵の階級 第五節服制

第參項 州官職……………七〇九

第壹目 中央官職……………七〇九

第一節州行政 第二節州官職

第貳目 州の地方官職……………七一七

第一節州地方行政 第二節自治行政

第貳款 特典及待遇……………七二〇

第壹項 任免及紀律……………七二〇

第壹目 官吏の任命……………七二一

第一節官吏の制度 第二節官吏の任命 第三節外交官領事官の任命
 第四節議會の承認 第五節官吏の選舉

第貳目 官吏の職務及退職……………七二七

第一節官吏の昇進 第二節大官の罷免 第三節陸海軍武官の退職

第參目 官吏の特典……………七三一

第一節禮遇 第二節賞罰

第四目 官吏の紀律……………七三四

第一節服務紀律 第二節服務紀律違反

第貳項 官吏の給與……………七三六

第壹目 俸給……………七三六

第一節行政官俸給 第二節手數料 第三節司法官俸給 第四節陸軍武官俸給 第五節海軍武官俸給

第貳目 恩給……………七四一

第一節文官の恩給 第二節武官の恩給 第三節恩給支給

第四編 官吏哲學……………七四七

第壹章 對物論……………七四七

第壹款 環境……………七四七

第壹項 總叙(環境と生活)……………七四七

第一節環境と自由意志 第二節環境改造の一例 第三節佛蘭西の環境改造 第四節因襲と處世 第五節環境統合 第六節環境統合の内容 第七節時代精神と生活 第八節自我發展と環境

第貳項 自然的環境……………七五八

第壹目 自然的環境と文化……………七五八

第一節自然的環境の意義 第二節自然的環境と社會 第三節自然的

環境と努力

第貳目 自然的環境と生活……………七六六

第一節河川湖海 第二節山林 第三節自然的環境と風習

第參項 人爲的環境……………七七六

第壹目 國家……………七七六

第一節國家と代議制 第二節法律 第三節産業政策 第四節軍備 第五節教育 第六節社會政策

第貳目 自治體……………八一五

第一節部分と全體 第二節都市意識 第三節都市と村落 第四節都市生活の不健全 第五節政黨と村落 第六節村落と農業 第七節自治體と教育 第八節都市問題

第參目 團體……………八二五

第一 政黨……………八二五

第一節團體の種類 第二節既成政黨の末路 第三節國家衰亡の原因 第四節支那の黨争 第五節希臘の黨争 第六節羅馬の黨争 第七節

朝鮮の黨争 第八節黨禍 第九節改造途上の政黨 第十節日本の政黨

第二 俱樂部 八三九

第一節俱樂部の意義 第二節俱樂部の歴史 第三節俱樂部の種類

第四節俱樂部の利用

第三 時代精神 八四四

第一節文化と時代精神 第二節解析主義と實際主義 第三節東西思想の相違 第四節直接効果と間接効果 第五節神秘主義 第六節浪漫主義 第七節綜合大觀 第八節改進黨 第九節新思想の先驅者

第十節ベルケソンの哲學 第十一節ラッセルの哲學 第十二節ベルケソンとラッセルの比較 第十三節新舊思想の連鎖 第十四節將來の新思想

第貳款 生活

八五七

第壹項 總敘(生活の意義)

八五七

第壹目 生活の出發點

八五七

第一節生活の進化 第二節生命と生活 第三節生活と法則

第貳目 生活の發展

八六〇

第一節生活の無限界作用 第二節自我集積の加算 第三節新陳代謝

第四節生活限界點 第五節生活の自由

第貳項 不動生活

八六五

第壹目 生活限界點

八六五

第一節生活單位の意義 第二節生活單位

第貳目 生活難

八七二

A 生活難諸問題

八七二

第一節二種の生活難 第二節生活の極端 第三節貧困の意義 第四節生活難の意義 第五節貧困の標準 第六節社會的病患

B 都會の生活難

八七八

第一節官吏の生活難 第二節學者藝術家の生活難 第三節小賣商の

生活難 第四節勞働者の生活難

C 村落の生活難……………八九四

第一節農村の生活難 第二節適度の耕作面積 第三節自作農漸減
第四節小自作及小作農の収入 第五節小自作及小作農の窮狀 第六
節農村の荒廢

第參目 生活資料……………九〇二

第一 食物……………九〇二

第一節生命と食物 第二節處方箋と食箋 第三節營養價 第四節營
養物の種類 第五節食物の選擇 第六節一人の食量

第二 衣服……………九一一

第一節衣服の目的 第二節被服費問題

第三 住居……………九一四

第一節住居の目的 第二節住居の必要條件 第三節建物構造 第四
節耐風の構造 第五節耐震的構造 第六節採光設備 第七節換氣設
備及暖房裝置 第八節間取 第九節建物の保存 第十節位置及方位
第十一節家賃の標準 第十二節密集と家賃 第十三節諸國都市の家賃

第十四節東京の住宅 第十五節貧民の住宅問題

第參項 可動生活……………九三四

第壹目 變動的生活……………九三四

第一 物資發達に由る變化……………九三四

第一節物的生活の變遷 第二節食衣住の進歩

第二 社會進歩に由る變化……………九三九

A 人口問題……………九三九

第一節生物學と社會科學との見解 第二節饑饉線と人口増加 第三
節我國の人口と土地

B 文化問題……………九四五

第一節文化の意義 第二節文化の發達と食物 第三節近代日本服裝
の沿革 第四節近代日本建築の沿革

第貳目 改造的生活……………九五四

第一 無益を省く生活……………九五四

第一節奢侈及浪費の禍害 第二節奢侈と生活資料の騰貴 第三節適量
 の食物 第四節食物の經濟 第五節嗜好品の經濟 第六節衣服の
 經濟 第七節女子の衣服 第八節住居の經濟

第二 能率を高むる生活……………九七三

第一節經濟生活の本旨 第二節食物と收入 第三節市價と營養價
 第四節需要 係の改善 第五節食事上の弊風改良 第六節衣服の改
 造 第七節家庭設備の改造 第八節住宅の改善

第貳章 對我論

第壹款 體力

第壹項 本性……………九九六

第壹目 體格……………九九六

第一 外部の形態……………九九六

第一節本性と屬性 第二節體力の統合 第三節人體の組織及生長
 第四節日本人の體格動態 第五節體格の標準

第二 内部の機關……………一〇〇四

第一節呼吸器及脈搏 第二節血液及體温 第三節男女の生理的區別
 第四節頭腦發達の比較

第貳目 風采……………一〇一三

第一 風采の諸相……………一〇一三

第一節風采の語義 第二節風采の變化 第三節人相 第四節手相
 第五節骨相學 第六節骨相學と解剖學

第二 風采と性格……………一〇二二

第一節人相の例 第二節動搖的風采 第三節永續的風采 第四節性
 相學と風采 第五節風采と性格處世 第六節風采と人物鑑定

第貳項 屬性……………一〇三三

第壹目 健康……………一〇三四

第一 健康法……………一〇三四

第二節健康と體格 第二節長壽法 第三節健康法分類

第二 體力と生活……………一〇三九
 第一節健康と幸福 第二節運動と心機轉換 第三節腕力の基督教
 第四節體力と自我發展

第貳目 適應……………一〇四三

第一 環境關係……………一〇四三

第一節環境と體力 第二節氣候と體力 第三節文化と體力 第四節
 都會と體力

第二 社會關係……………一〇五二

第一節習慣と體力 第二節迷信と體力 第三節食物と體力 第四節
 職業と體力 第五節運動と體力

第三 保健設備……………一〇六二

第一節社會と體力 第二節住居地と體力 第三節下水設備と衛生
 第四節給水と體力 第五節汚物掃除と衛生 第六節花柳病と體力
 第七節肺結核と體力

第貳款 心力……………一〇八一

第壹項 徳力……………一〇八一

第壹目 品性……………一〇八一

第一 品性の解釋……………一〇八一

第一節内容の區分 第二節物的生活より心的生活へ 第三節オイゲ
 ンの心的生活 第四節心的生活と品性 第五節品性の意義 第六節
 品性の陶冶

第二 氣質及性癖……………一〇八九

第一節氣質の區別 第二節氣質と心的生活 第三節遺傳的性癖 第
 四節遺傳の實例 第五節實行的の思想感情 第六節品性の力

第貳目 人格……………一一〇〇

第一 人格の解釋……………一一〇〇

第一節人格の意義 第二節人格的及人格 第三節人格の尊重 第四
 節生活と人格 第五節自由と人格

第二 人格の發動……………一一〇六

第一節理想 第二節事業 第三節藝術 第四節趣味及娛樂

第貳項 能力……………一四八

第壹目 才能……………一四八

第一 潜在意識の才能……………一四八

第一節才能の意義 第二節才能と生活……………一四八

第三節潜在意識の性質 第四節潜在意識の作用……………一四八

第五節潜在意識の發現 第六節潜在意識と生活……………一四八

第二 現實意識の才能……………一四八

第一節現實意識 第二節藝才……………一四八

第三節世才 第四節藝才と世才との……………一四八

統合……………一四八

第貳目 能率……………一四八

第一 能率の解釋……………一四八

第一節能率の意義 第二節能率問題の歴史……………一四八

第三節能率研究の缺陷……………一四八

第二 反能率なる事業……………一四八

第一節反能率の事例 第二節體力と動物力と器械力……………一四八

第三節能率發揮の時代……………一四八

第三 能率問題……………一四六

第一節能率心理 第二節能率の諸條件……………一四六

第參章 對人論……………一五〇

第壹款 地位……………一五〇

第壹項 先天的地位……………一五〇

第壹目 生理的地位……………一五〇

第一節先天的地位の意義 第二節人生觀の生理的方面……………一五〇

第三節年齡と地位 第四節優種學と優境學……………一五〇

第貳目 傳統的地位……………一五七

第一節傳統的地位と覺悟 第二節唯物史觀……………一五七

第三節勞資爭鬭の歴史 第四節傳統的地位と生活……………一五七

第五節傳統的地位の有無……………一五七

第貳項 後天的地位……………一六五

第壹目 法律的地位……………一六五

第一 法制的地位の解釋……………一一六五

第一節法制的地位の種類 第二節法律と法制的地位 第三節法制的地位と義務 第四節榮典と弊風 第五節社會と法制的地位

第二 官吏の地位……………一一七四

第一節官吏登庸試験の起源 第二節試験制度の弊害 第三節官僚政治 第四節官吏と國民との利害 第五節官吏の職務 第六節日本の官吏の職務 第七節官吏の責任 第八節官吏の地位の保障 第九節官吏の地位の將來

第貳目 社會的地位……………一一九九

第一節社會的地位の種類 第二節現代の地位 第三節歴史的地位 第四節社會的地位と運命 第五節社會的地位と成功 第六節成功率

第貳款 行動……………一二一九

第壹項 他動關係……………一二一九

第壹目 公人行爲……………一二一九

第一節行動の分類 第二節心理上の行動の分類 第三節行爲の基調

第四節公人の定義 第五節厭世主義 第六節厭世主義と處世 第七節公人行爲の實例

第貳目 法律行爲(意思表示)……………一二三四

第一 法律行爲……………一二三四

第一節法律行爲 第二節法律行爲は意思表示 第三節法律行爲は私法上の効果を目的とする意思表示也

第二 意思表示……………一二三八

第一節意思表示 第二節意思表示の内容 第三節意思表示の形式 第四節意思と表示の不一致

第三 意思表示の取消及無効……………一二四八

第一節心裡留保 第二節虚偽の意思表示 第三節錯誤 第四節詐欺 第五節強迫

第四 意思表示の効力……………一二六二

第一節意思表示の効力發生時期 第二節無効 第三節取消 第四節

追認

第五 意思表示の條件……………一二七五

- 第一節條件 第二節不法條件 第三節不能條件 第四節隨意條件
- 第五節既發條件 第六節停止條件 第七節解除條件 第八節條件
- 附權利義務 第九節條件の成就

第六 期限……………一二八六

- 第一節期限 第二節始期及終期 第三節確定期限及不確定期限 第
- 四節期限附法律行為 第五節期限の利益

第貳項 自動的關係……………一二九四

第壹目 私人行爲……………一二九四

- 第一節私人行爲の意義 第二節一身上の行爲 第三節整家上の行
- 爲 第四節創造行爲 第五節習慣行爲

第貳目 統合行爲……………一三二〇

第一 統合關係學說……………一三二〇

- 第一節統合の語義 第二節統合性 第三節同類意識 第四節社會連

帶 第五節模倣 第六節中庸

第二 統合と生活……………一三三〇

- 第一節肉體と精神 第二節環境と自我 第三節現實と理想 第四節
- 統合的生活 第五節自我集積と統合 第六節統合の種類

官吏學摘要 目次畢

官吏學摘要

オプ、アーツ

星

一著

第壹編 緒言

第壹章 官吏學の範圍

第一節 官吏學とは何ぞや

一、官吏學の使命は官吏を研究の對象として科學的に説明するに在り、官吏とは公法上の特殊行爲によりて其資格職權を與へられ、公法上の特殊義務を負擔すべき自然人なり。

二、之を科學的に説明すとは單なる知識の集合にあらずして内容と形式とが結合され部分と全體とが統一されたる體系即ち組織的構成を具備すべく、且此體系を具備するも知識の分類又は事物の一般化を主とする方法論的の知識にあらずし。

第壹編 緒言 第一章 官吏學の範圍

て知識全體を統一すべき法則を有せざるからず。
三、余の官吏學を創唱するは當然官吏は前陳の如く科學的に説明さるべく、又説明せざるべからざるを信するが故なりと雖、之を科學として大成するは幾多後賢の努力に期待す。

四、然らば先づ其官吏なる語義は如何、我國に於ては官吏と公吏とを區別するも、獨逸のベアムテ、佛國のフォンクシヨネール、英米兩國のオフィサーは我國の官公吏を包括したる語にして、略其語義を同ふするは、獨逸のシユタート、ベアムテ、英米のバブリック、オフィサーなりとす。

第二節 官吏の職務

一、國家は其機關として國家の事務を行ふ官吏を要す。國家の機關を要する所以は、國家は其れ自身の目的を有し、其目的を達せんが爲め國家の作用即ち統治權の發動あり、而して此作用は國家機關に依り實現するものなればなり。
二、從て國家作用と國家機關とは全然特殊のものにして、唯國家作用の種別あるに基因して國家機關の種別を設定したるに過ぎず。而して國家の作用に三あり一

は法を設定する立法、二は法を適用する司法、三は國家の行爲たる行政是なり。

三、此三作用は統治權の發動する方面より見たる種別にして、立法權、司法權及び行政權と名づけ所謂三權分立と稱するもの是なり。然りと雖三權分立とは單に此國家作用に基く立法機關、司法機關及び行政機關が分掌を明確にして互に冒侵せざるを意味し、三種の統治權あるにあらざるは謂ふ迄もなし。

四、而して國家機關は重に官吏によりて構成さるゝが故に、何れの國家も官吏の地位を重要視し、公法上特殊なる權利義務を認めざるはなし。

五、グイグイアンは其名著「行政論」に於て「官吏とは其最も廣義の意義を附記すれば、社會的勢力の分配者又は其機關なり、法律は彼等に於て豊富の解釋をなし又は適用するの智能を見る、彼等の衡量に由りて裁判は與へられ、教育は普及し、警察は注意せられ、租税は徴收せられ、公有財産は管理せられ、國家の富は増殖せられ、國家の治安、權威、偉大は維持せられ又保障せらる。彼等は社會的地位の各層を占め、領土の有ゆる部分に駐在し、而して其處に複雑なる外形の下に公共の權力を代表す、彼等は運動を受け之を國家でふ機關に傳ふる機關なり、安全にして正則なる統治の

慶福を通ずる水路なり、偉大なる權力の抽象的なる決意に生命を與ふる活力なり、彼等は有ゆる政治的組織に於て偉大なる地位を保有す、國家の高價なる利害は彼等の掌中に存せり、彼等の過誤は公共の福利の源泉を枯渴せしむるを得べく、而して彼等の才能は之を湧溢せしむるを得べしと。行政學者の言としては理論的ならずして詩的嘆美の言なりと雖、亦一理なきにあらず。

第三節 官吏の地位

一、等しく官吏と謂ふも歴史に遡れば族長政治時代には家事を司るを殆ど唯一の任務とし、祭政一致時代には祭神宗務は最大の職責なり、又君權政治時代は君主の私事と公務とは同一にして、官吏とは君王の家宰に過ぎざりしが如く、時代によりて其名稱を異にし其職務を異にするも、現代に於ては前節に説きたるが如く政體の如何に係らず、一般に官吏は公法上の任命によりて成立し、國家の公務を執掌する者となれり。

二、而して國家の性質に就きても亦異説紛々たるも、國家其ものゝ存立は嚴然たる事實にして人類歴史の最大産物なり。凡そ人類の遂行したる事業、又は人類の構

成したる社會的組織にして、國家程複雑偉大なりしはなく、國家程有力有効なりしはなし。

三、従つて之を管理するには他の如何なる團體、如何なる事業に比較するも、多大の努力を要し多數の人員を要し多額の經費を要す。官吏は即ち一定の條件の下に斯の如き大機關を管理し經營する者なるが故に、概括的に之を見れば官吏總員の任務は實に重大なりと謂はざるべからず。

四、されど個々の官吏、個々の官職を以て優越の地位又は特別の使命あるが如く考ふるは非なり。國家の機關に參與する人も民業に従事する人も又如何なる地位も如何なる擔任も、總體として之を觀れば其任務の重大なること敢て官吏に譲らずして、唯其差別は經濟上の協業或は自我發展の表現に存するに過ぎず。

第四節 官吏學と政治學

一、斯の如く官吏を以て國家機關を管理しつゝあるが故に、官吏學の一面は即ち國家管理學なりと謂ふを得べし。本來管理學は經濟學の一分科なるが、之を廣義に解釋して有ゆる經營管理の法則を研究する綜合的名稱となさば、官吏學は隨に管

理學の一部門たるべし。

二、而して之を政治學に考較するに政治學は社會科學の一部門にして政治現象を對象とする事實判斷の科學なり、輒近往々政治學上の新說現はるゝことなきにあらざるも、政治學の重なる使命の茲に在るは否むべからず。

三、固より價值判斷の學にも事實の研究あり、類型判斷の學にも價值の研究あるは謂ふ迄もなく、各科學の研究範圍は截然たる區別あるにあらず、主として其目的に由り分類するものにして、官吏學の目的は即ち官吏は斯くあるべしとの規範を發見するにあり。故に官吏學中に理想に據る官吏哲學あるは勿論なるも其價值判斷の由來を知らんが爲めに官吏史學あり、又重に事實判斷の對象を研究する爲め官吏法學をも包括する所以なり。

四、尙管理學に就きては米國のテラー博士の科學的管理學(サイアンテフィック、マネージメント)と謂へ或は能率増進法(エフィシエンシー、メソッド)と謂へ、或は人間工學(ヒューマン、エンジニアリング)と謂へ、其他種々なる名稱を以て個人の能率問題を研究したる者あるも、集團能率を研究したる管理學は未だ起らざるなり、管理即

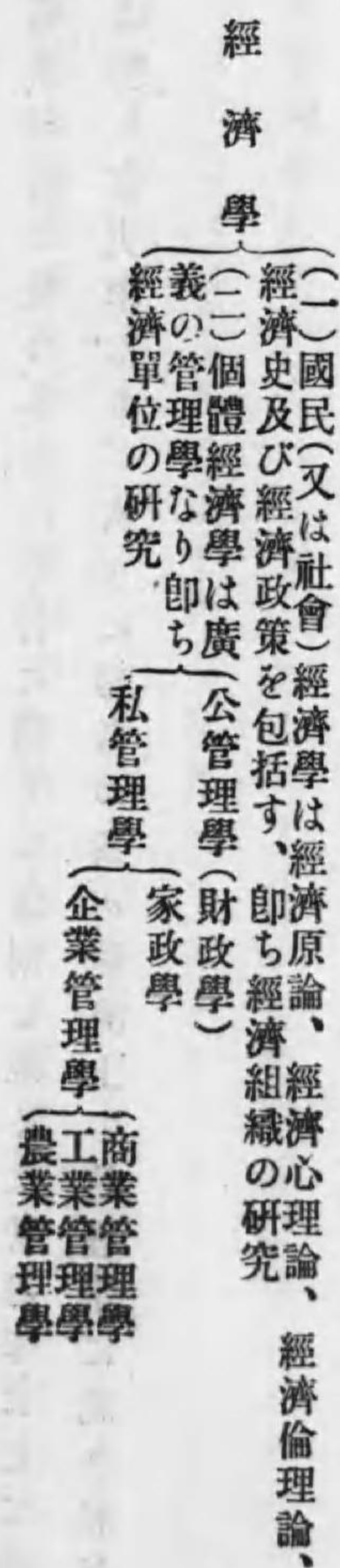
ち集團行動の統合、事業の經營に關する法則を説くは管理學にして、國家管理を説くは即ち官吏學なり。次に參考の爲め經濟上の管理學に就き私見を述ぶべし。

第貳章 管理學

第一節 管理學の定義

一、經濟學は社會學の一部門にして、管理學は又經濟學の一分科なり、研究の對象は所謂事業單位にして、其作用及外部關係につき系統的研究所爲し、普通の法則を闡明すべきものなり。

二、而して管理學に對し我國は勿論歐米各國に於ても、亦系統的研究所なしたるもの無く、從て之に關し未だ著述を公にしたるものなし、正に經濟學者の爲めに新研究の分野を展きたるものと謂ふべきなり、經濟學上管理學の地位及び範圍を示せば左の如し。



三、故に廣義の管理學は、公私の經濟單位の研究の全部を包括するものなり、されど普通管理學と稱するは、私管理學中更に家政學を除き企業管理學を指示す、企業管理學は獨逸語のハンデルズベトリープスレーレ、英國のアッシュレー教授のビジネス、ポリシーと略其範圍を等うる一術語なり。

第二節 管理學の歴史

一、經濟學の一分科企業管理學なる語は、輒近歐米の學界に現はれたるものなりと雖、之に關する斷片的研究は古來既に之ありしは論を俟ず、大家族制の現はれたるギリシヤ、ローマ時代には管理學の小分科たる家政學の研究は既に學者の注意を惹きたり。

二、又中世封建時代に官房學と稱し、國家の財政に關する事項と共に封建諸侯の財產管理法即ち家政學を論究し今日の所謂管理學の一部を成したり、獨逸に於ける今日の農業管理學は此官房學より分岐發達したるものなり、近代英國は産業發達に伴なうて銀行業の進歩著しく特に其管理法を研究する者生じたりしが、十九世紀の中葉多數の銀行創立せらるゝに當り、多くの教育ある人材は其管理に當るに

及び企業管理法の研究大に發達し更に鐵道の發達に伴うて鐵道管理法の研究勃興したり。

三、されど歐米の經濟學者の著述中には斷片的に多少管理法に關し説明せしもの多しと雖、系統的に研究したるものなく其の名稱の如きも晩近現はれたるに過ぎざれば、未だ之れが專攻の學者なく従つて特に斯學に關し専門的著述あるを聞かず。

四、唯最近獨逸の伯林及びケルンの二商業大學に於て企業管理學(ハンデルスベトリープスレーレ)の講座を設け、英國パーミンガム大學商科に於ては事業管理法(ビジネス・ポリシイ)の講座を設け、米國のハーバート、ペンシルヴァニア、ウイスクオンシン、シカゴ、カリホルニア等の第一流の大學には商科を設け、工業組織(インダストリアル、オーガニゼーション)及び商業組織及び方法(コママーシアル、オーガニゼーション、エンド、メソズ)等の講座を設け、何れも私經濟の立場より商工業の管理法を講述しつゝあり、伯林大學の企業管理學の教授シエール氏パーミンガム大學の事業管理法の教授アツシユレイ教授の如きは其有名なるものなり。

五、而して吾人の所謂管理學は歐洲學者の唱ふる企業管理學より範圍稍々廣汎なるが故に、システマトロジイなる一術語を案出したり、即ち現今歐米商工界の新制度なる組織管理者又は經營者をシステマタイザーと稱するが故に、吾人は此語に因みて哲學上のシステマトロジイなる一術語を藉り來りて管理學に適用したるものなり。

六、斯の如く管理學は其名稱こそ存せざれ、其起源は頗る古く、今日の所謂管理學の一部門たる家政學先づ現はれたるも、社會の發達は家族經濟の規模を益々縮少せしめ、之に比例して國家及び企業の範圍は益々増大したるが故に、最初に現はれたる家政學の發達は殆ど何等の見るべきものなく、後に起りたる國家若しくは社會的經濟上の管理即ち公管理學として既に財政學あり、而して他の私管理學は、將に起らんとする企業管理學に依つて解決せられんとす。

第三節 管理學研究の必要

一、經濟學及び經濟政策は商業が國民若しくは社會組織の裡に活動する作用を研究し國家の之に對する政策を解釋するも、商工業其者の内部の管理施設に對して

は直接の關係なし。

二、又商業學は個々の商取引の實務手續に關する研究をなすが故に手代事務員の執るべき日常の事務又は其事務の組織、順序を立案する準備をなすも、企業者として事業全體の管理の大本を鹽梅する頭腦を訓練するに非ざるは謂ふまでもなし。

三、即ち簿記、商業、算術、商業文の如き商業事務のみを執る手代、事務員と異り、支店長支配人若しくは取締役等は内部に於ては自己の事業の計畫組織管理改良をなし、人才の鑑識、資金の調達融通等の技倆を要し、外に對しては内外市場の形勢、市價の變動等を豫測し、需給の均勢を維持し、取引上の懸引をなす材能を要す。

四、斯の如き訓練は各局部に偏する機械的商業實務に期す可らず、是に於てか管理學研究の必要生ず、而して實際吾人は商業界に於ける成功者の行動を支配する共通の法則、若しくは其共同の軌道を觀察せば商業管理の諸問題に就き、系統的研究をなすの必要にして又可能的なる結論に歸着せざる能はず。

五、されど管理學は商業上の成功即ち利益の獲得を以て判斷の標準とするものに

して、其營業上の原則に一般社會若しくは國家に及ぼす影響及び結果の性質を決定する者に非ざるは、恰も戰術上の原則は戰爭の得失を決定する所以に非ざると同一なり。

第四節 管理學の研究の範圍

一、既に定義に於て説明したるが如く管理學は私經濟の管理法を研究するものなり、事の實際に於て國民全體より見て適當なる生産上の議論も、之を個人の商略上に適用すれば甚だしき混亂を來すことあり。

二、アッシュレー教授は其例を示して曰く、會計學のオーソリチーたる一著書には商業上一般運轉資本に對する利子は最低限に見積りて原費項目に加へらるべきものなりとせり、而して他の有名なる著者は普通株式會社の表す資本の利子は原費中に含まずとせしも、猶私的組合にありては組合員の資本額に對する利子を原費中に含有するものとなしたりと。

三、蓋し此兩著者の結論は利子を以て生産費の一部と見做すにありと雖、是國民經濟學上の意義に於て生産費(カスト、オブ、プロダクション)を用ひたるものにして、實

業家の所謂生産費にあらず、社會又は國民が或特定の生産を絶えず繼續して得んと欲せば其生産に必要な資本の使用に對し長期間内には利子を支拂ふを要するが故に、國民又は社會經濟學上の意義に於ては利子は生産費の一部を構成すべし。

四、然るに實業家の生産費は短期に於て生産に必要な物質上法律上の費用を意味す、社債券及び銀行借入金等に對する利子は法律上確定し且つ一旦契約をなせば法律上必要の費用に屬するを以て、之を確定費用中に包括せしむる、此借入資本の利子のみを生産費中に包含せしめ、其他の資本の利子を除外するは實業家の常態なり。

五、或は國際生産物の差異又は國際關稅の差異により若しくは距離遠くして再輸入の困難なる等の事情に基き、外國に於て原價以下にて販賣する所謂投賣(ダンピング)は稀有の事にもあらず、將た不正なることにもあらず、實際に商業家の利益上決行せざるべからざる場合多し。

六、而して管理學は此商略を是認するも、其商略が其安價なる商品を輸入する國家

に對し、若しくは輸出國の他の産業に對して如何なる影響を及ぼすべきやの問題を考究するは管理學の關知する所にあらずして、經濟學の一分科たる國民經濟學の考究すべき範圍に屬す。

第參章 官吏の語義

第一節 日本の官吏の語義

一、我國古代に於いて官吏を首と唱へたるは族長の義なり、即ち族制政治にありては同族の集團の政治を執る者は其族長なるが故に、治者と被治者との關係は全く同族關係に外ならず、古代に於て長官をムラジと言ふは群の主にして、族長の義なり。

二、又ツカサとは物の上の方を指稱する言葉にして、古代に於いて野の高き所を野つかさ、租税中の田租を萬の貢のつかさと云へるは其證なり、官吏をツカサと唱ふるに至りしは人民の最上のツカサたる地位なるが爲めにして、族長の職務なり、政治を行ふをツカサドルと言ふはツカサの地位にありて事を執るの義なり。

三、又官吏を一般とオミと唱へしは朝廷に仕ふる人を他より尊稱せしに起因し、御身の義なり。古代は祭政一致にして神を祭るを政治の大本となしたり、マツリゴトは祭事にして又政治なり、従つて一般に官吏と祭官との區別なく、太政を執奏する大臣は一面に於て祭官たり、大臣をマヘツギミと言ひしは神の前に仕ふる臣の義なり。

四、大寶令ありて我國の官制大に備はり、太政大臣以下文武百官ありしも、依然として大臣をマヘツギミと唱ふる有様にして、漢音にて大臣と讀みしは長年月を経たる後世の事なるが如し。

五、されば上古及び中古に於て今日概括的に稱する官吏なる言葉はなく、之に稍近きものを擧ぐればツカサなるべきか。近代に及び武家の政治となり其制度簡易直截にして實用を旨とし、官制より見れば大寶令よりも退歩したり。

六、而して官職に對する解釋は頗る狹義にして多くは朝廷の官人に限りしは、貞丈雜記に「官といふも職と云ふも禁中にて勤むる役儀の事也、官も職も同じ様なる事なれどもくわしくいへば官といふは官舎あるを官と云ひ、官舎なきを職と云ふ、官舎とは今武家にていはゞ役屋敷の事也、役屋敷をかまへて勤むるを官と云ふ、役屋敷なくて勤むるを職と云ふ」とあるが如き、又神皇正統記は「官位といへるは上王公より下諸國の守より史生郡司に至る是れを外官と云ふ、諸司の一分に至る是

れを内官と云ふとあるに徴して之を知るべし。

七、要するに其ツカサと云ひ職官或は役人と云ふも、現代の官吏の語義とは必ずしも一致するにあらざるは謂ふ迄もなし。明治維新に至り、大寶令に準據して官制を定めしが、官吏なる成語は明治初年に使用されしも、其當時は武官以外の者を指し、其後總て政府の吏員を官吏と謂ひ、自治團體の吏員を公吏と稱し、以て現時に及びたるは本書官吏史學の部、日本の官吏の末段に説明し在るが如し。

第二節 支那の官吏の語義

- 一、太古漢人種の支那大陸に土着するや、所在一族一部落を作り族長之を統治せり、此族長を牧又は后と稱したり。其後に至り司官、吏等の文字現はれたりと雖、年代は文献の徵すべきなし。司官、吏何れも一字にて今日の官吏の意義に略同じ。
- 二、説文に「司は臣の事を外に司るものなり。又禮記に天子の五官を司徒、司馬、司空、司士、司寇と曰ふ五衆を典司す、天子の六府を司土、司水、司木、司草、司器、司貨と曰ふ六職を典司す」とあるは司の語源なり。
- 三、有司も司の職有る意義にして、書經に「茲に用て有司を犯さず」とあるが如き、論語

に「籩豆「宗廟の祭事に供ふるもの」の事は則有司存せり」孟子に「有司の死する者三十三人なれども民之に死する莫きなり」或は管子に「常法に順はざる者は閭の有司之を見れば復時なし「何時に拘らず告訴す」の如き是なり。

四、又官は「吏事於君也」吏の君に事ふるなり、論語選考に「黃帝地形を受け天文に象り以て官を制す」禮記に「上古は雲鳥を以て官を紀す六官の號は唐虞に見はる」廣韻に「官は職なり使なり」とあり。

五、吏は最も現代の官吏の意義に該當す、説文に「吏は人を治むる者なり一に従ひ史に従ふ」徐鍇之を解して曰く吏の人を治むるや心を一に主る故に一に従ふと、春秋左氏傳に「王三吏三公に委ねしむ」と謂ふは人臣の極位たる三公も亦吏と稱するものなり。「韻會」に「府吏の屬も亦吏と曰ふ」とあるを見れば一地方官の屬僚も亦吏とすべし。要するに文官武官を問はず官位の高下を論せず、國家の事務を執る者を吏と稱するを知るべし。

第三節 漢語の官吏の語義

一、官吏の語義を述ぶる順序として先づ官職の語義を説かざるべからず、官職アム

トはゴートのアムベートアングロサクソンのアムビトなどより生ぜしものにして、何れも奉仕職、職業、神事、供養の意義を有す、官吏アムトマンは即ち此官職より來りし語にして更に之を短縮したる語にアムマンあり（多く下部獨逸及びフランク方面に用ゐらる）。

二、此官吏アムトマンは仕人、官吏、及び裁判官を包括せる語にして意義浩汎なり。元來此語はケルト、拉丁の語にして最初はアムハクスとて或官職を委任されし者を稱せしが、後種々なる發達を遂げ、現今にありては南部獨逸地方に於て或管轄區域内の監督官を指稱しつゝあり。

三、又官吏にオフチエールなる語あり、是中世紀に於ける公私混淆の官僚政治を象徴するものにして、官廳のオフイスは拉丁より來り貴族の銀器室、或は茶器室の意義に用へられたる語なり。元來オフイチエルは佛蘭西のオフイシエに等しく中世拉丁より來り、官吏（但し或地方に限り用ひらるゝものゝ如し）武官、長官、司令官時としては從者或は車掌を指す。

四、オフイチアントは官吏を意味するも、普通狹義に於て屬官を意味す。官職の義

に用へらるゝフンクタイオンは拉丁のフンクチオより出づ、職務、機能、運動、職務履行、行爲、事務、職を意味す、此職務を行ふ事をフンギレンと稱す、拉丁のフンギルは其語源なり、其れより出でたるフンクタイオネールは官吏の義に用へらる。

五、而して獨逸に於て我官吏に該當する語はベアムテなり、ベアムテは過去分詞の短縮せる名詞にして公職に奉ずる者を謂ふ、十六世紀頃にはベアムブトと稱せしことあり、動詞はアムテン又はアムテイレレンにして官職を興ふることを意味す。此ベアムテは獨り國家の事務を執る官吏に止まらず、地方自治團體の吏員をも總稱す、但し獨逸に於ては國法上帝國官吏と認むべき名稱を示すも一般的に官吏の意義を示したるものなし。

第四節 佛蘭西の官吏の語義

一、佛國に於て官吏の語に該當するフォンクシヨネトルは十八世紀末までは用ひられざりしなり。古來佛蘭西には現今の意義に於ける概括的の官吏なる語なく十六世紀以降宮廷に於て或職務を有する權門を大官（グラント、オフイシエ）と唱へたるより官吏をオフイシエと稱するに至れり。

二、此オフィシエは官職を意味するオフィスより出づ、オフィスは羅甸のオフィシウムに由來す、オフィシウムは本分及び義務或は徳義と同一意義にして、前接詞オブ(爲めに、基きて)とフアツセル(爲す)より構成されし語なり。又オフィシエは羅甸語のオフィシアリウスに當るものにして、或る職業、擔任を有する人、或隊伍の首領たる人を意味す。

三、而して十八世紀末まで往々其職を賣買讓渡されしオフィシエ(役人)はあるも未だフォンクシヨネール(役人)なく、其名詞は大百科全書にすら之を見出す能はず。

一七八九年の新制度施行に及んで行政司法兩權の分立となり、官吏の職責明確となると同時にフォンクシヨネールなる語を用ひらるゝに至れり。此語は職務より來る、フォンクシヨンは羅甸語のフォンチオネムにして執行の義なり、其母語はフンジ(責任を免るゝ)にして羅甸語のフンクチオなり。

四、要するに官吏なる語は責任を果す意義にして公職を執行する者を指稱す。而して現行法に於ては行政の直接機關たる中央政府の吏員、司法官、陸海軍將校は勿論、地方自治團體の公吏たる市長助役をも官吏と稱するも、裁判所の附屬吏たる公

證人、執達吏及び雇員は之を除外せり。

第五節 英米の官吏の語義

一、英國及び其法系たる米國に於ては我國の官吏に該當すべき語なし、其オフィサー(官吏)はオフィス(職務)に出づ、オフィスは羅甸のオフィチウムより來る、即ちオブ及びフワチオなり、フワクトの語源たる羅甸のフワクトウムはフワチオより出づ、オブは羅甸語の前置詞にして前又は先の義なり、フワクトは行爲、又は事實にして此動詞は爲す即ちフワクエーレなり。之よりオフィスベヤラー、オフィサー中世語のオフィシール等出づ。

二、英國普通法に於ては公職は或公の信託關係のものと思せずして私の利得即ち主として職務に附帶する收入として私法的に之を見たり。さればブラックストーンは其著「財産權」に就て「の中に無體世襲財産の一として官職を例示したり。

三、斯る觀念に支配されたるが故に、英國に於てパブリック、オフィス(公職)は不動産視せられ、他の不動産の如く無條件永代借地權、定嗣相續永代借地權、修身借地權、定期借地權の目的物と成り、證書契約又は遺言により移轉せられたり。

四、中世即ち一二〇〇年頃より一五〇〇年頃迄の英語に於てはオフィスを又オフィズとも稱したり而してオフィサーは官民の職務を問はず固と一定の義務を遂行するオフィサー(官吏)エジュント(役員)を意味し、十六世紀頃に至り軍事的意義をも包擁するに至れり。尤も財産権としての官職は現時全く廢止せられたりと雖今日尙英國に於ける或る名譽職には借地的に享有せられ、其權利者の相續人に移轉するものあり。

五、英國の法制の下に於て官吏の定義を與ふること極めて難く、學者も亦概括的定義を發表したるものなしオフィサー官吏を以てパブリック、オフィス(官職)シグナル、オフィス(公務)エツクルシアスチカル、オフィス(僧務)の保有者又は王の召使及び諸役人、衛生官吏、宮内官吏の如く、或資格を有する指定又は選舉されたる官吏等となすも、今日實際上の用語としては其れよりも廣義のものにして、政府、法人又は有意的組合に於ける、受托地位又は權限を有する者を總稱す。

第四章 官吏學の内容

第一節 科學の分類

一、科學の意義に就きて學者各其見解を異にする點あり、從つて其分類も亦一致する所なしと雖、最も廣く認めらるゝは、科學を分つて實質的科學と形式的科學即ち數學との二とし、更に實質的科學を精神諸科學と自然諸科學の二となす説是なり。而して或學者は此實質的科學を因果的科學、形式的科學を抽象的科學と稱するあり。

二、或は科學を分つて社會科學と自然科學の二とし自然科學を更に生物科學、理化科學の二となす等異説尠からずと雖、科學の分類の異同如何に係らず、系統的智識を以て科學なりとする歸結を一にしつゝあるは勿論なり。即ち科學とは其研究の對象の自然現象たるを社會現象たるを問はず系統的智識に由りて法則を發見するを目的とす。

三、凡そ人が研究の對象を判斷するに事物よりすると價值よりすると因果よりす

るとの三種あり、事實より判断する科學は自然科學、社會科學の大部分にして、各現象に於ける共通の理法によりて類型の法則を發見するものなり、價值より判断する科學は人類最高の目的を評價の標準とするものにして、倫理上の善、論理上の眞審美上の美の如きもの是なり、

四、此理想實現の爲めには當然其事物を斯くせざるべからずとの命令的命題に到着すべし、此命題を規範と稱す、故に此種の科學を規範科學といふ。因果より判断する科學は歴史上の事實の因果關係により類型の法則を知るを目的とする科學なり。

五、されば、自然科學に對する自然科學史、法學に對する法制史、經濟學に對する經濟史、官吏學に對する官吏史等は補助學の關係にあらず、別個獨立の科學たるは謂ふ迄もなし、從つて嚴正なる意義に於ける官吏學は單に國家管理の規範を研究する法學及哲學を以て其内容とすべきものなりと雖、其規範の由來を知る必要上史學をも其一部に加ふる所以なり。即ち其内容は左の如し。

官吏史學(因果判断)……………類型法則(時間的)

官吏學(官吏法學(事物判断)……………社會法則(空間的)

官吏哲學(價值判断)……………規範……………(理想的)

第二節 官吏學の組織

一、官吏學は如上の三大部門に分つべしと雖、其各部の體系は如何。

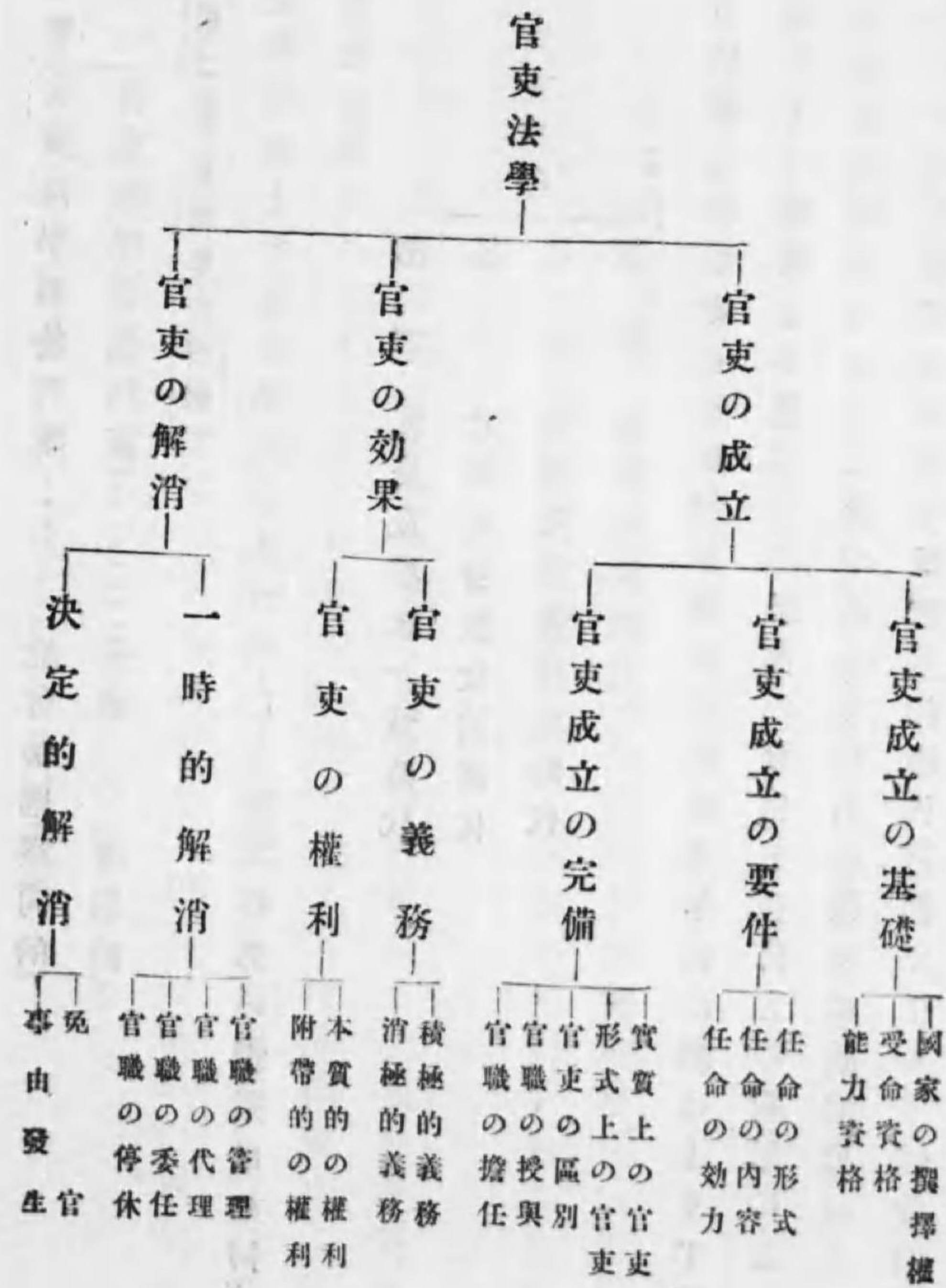
第一 官吏史學

官吏史學

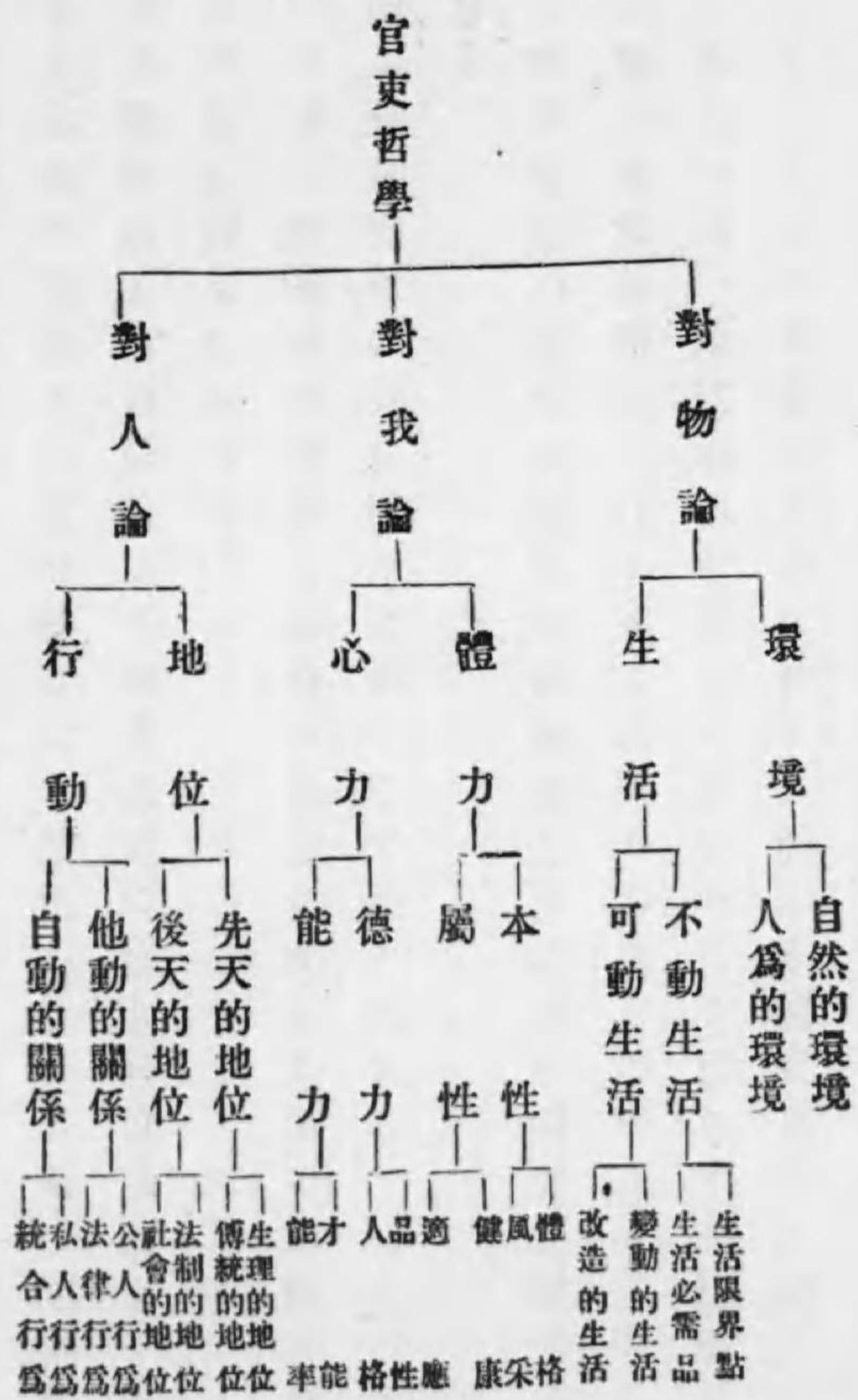
- 第一 族長及祭政一致時代
- 第二 君權及貴族政治時代
- 第三 封建及官僚政治時代
- 第四 憲法政治時代

二、官吏史學は政治史と其區劃を同ふすと雖、其年代は國によりて異なれり、又此區劃に就きては國家より見ずして社會の分化と合化との關係によりて分つあり、或は文化發達の順序によりて分つありと雖、余は假りに政治史によりて如上の區劃を樹てたり、但し本書は説明の便宜上此時代區劃によりて綜合的説明を爲さず、各國別に之を叙述したり。

第二 官吏法學



第三 官吏哲學



第貳編 官吏史學

一、パウエルセンは其著教育學に於て、人間の本質は單なる個人に於て研究さるべきにあらず、又一時代のみを見ては不十分なり、宜しく民族、國民、人類の過去幾千年の歴史過程を研究し、はじめて人間の本質を理解さるべきなりと論じたるが、則ち國家管理の任にある官吏は國家と共に史的研究所を要するや言を俟たざる所なり。

二、抑も社會現象は特殊性の連續にして繰り返すことなきが故に歴史は繰り返すとは單に類型の法則即ち共通の條件と共に共通の關係に於ては必ず類型あるを形容したるに過ぎず。

三、又各國何れも君權政治より封建政治に移り、官僚政治より民衆政治に替る過程あり、官吏の職務も亦之に伴ひたる變化ありしも、是唯類型的價值概念に過ぎずして、仔細に其内容を見る時は各様各態悉く同一なるはなし、是歴史は繰り返すも又各國民同一の過程あるも歴史研究の必要ある所以なり。

四、されど歴史の研究はランケの萬國史要に三段階ありとしたるは學者多くは妥當の見解と稱する所なり、其第一段階は正確緻密に個々の史實の真相を探明する考證的研究、第二段階は考證により確定したる史實を同時代の史實に對照し其相互關係を知る聯結的研究、第三段階は前二段階に據りて得たる結果を總括して學問の眞理を發見することは是なり、此學問の眞理とは要するに類型の法則にして、更に類型の法則に對し深遠なる思惟的考察を爲すは歴史哲學なり。

五、故に官吏史學は官吏法學と同一に畢竟官吏哲學に綜合さるべきものなり、余の本書に述ぶる官吏史學は事實を主として、史實に對する認識論的諸問題を省略したるが故に、内容は其名に伴はざるが如しと雖往々類型の法則を論じ、又史實によりて讀者自ら類型の法則を抽出するに一任したり。

第壹章 日本の官吏

第壹款 大寶以前の官吏

第一節 官職及姓氏の起原

- 一、我大日本帝國の建國の歴史は血族集團の發展なり、國家は即ち一大家族、國民は即ち同胞關係なり、此血族集團當然の局面展開として先祖崇拜となり祭政一致となり族制政治となりしなり。
- 二、畏くも我皇室はあらゆる氏族の御宗家にして各氏族は又幾多の小氏族の宗家として之を統御せしこと恰も星が衛星を引牽し太陽を中心として廻轉するが如くなりしなり、従つて職官は必然的に各氏族の世襲となり、現代の官制の觀念とは根本的に差異ありしを見るべし。
- 三、神代にも首ありて政を執りしが故に職官ありしは勿論なるも、神武天皇の中洲を平定して橿原宮に天が下をしろしめす時齋部の祖たる天富命は鏡劍を奉じて

正殿に安置し、中臣の祖たる天種子命は壽詞を奏し、大伴の祖たる天忍日命來目の祖たる大來目命は大伴、來目の二部を率ゐて宮門を守衛し、物部の祖たる可美真手命は内の物部を率ゐて儀衛を爲し、四方の國人を來朝せしめて天位の尊きを觀せしめたりと謂へば、當時既に朝廷職官の制度稍備はりしを知るべし。

四、斯の如くにして官職は世襲せられ、中臣、齋部の祭祀を掌り、大伴、物部は武事を掌り、膳多、來は膳羞炊爨、水取は水獎、禰、多治比は膳部、服部は衣服車持は乘輿を掌り、爪工は蓋を作り御座飾を掌り、玉作は玉鏡作は鏡、石作は石棺、土師は陶器を作り且つ凶儀を掌り、掃部は灑授、船賦は船賦、藏部は府庫、文は書記、商長は貿易を、曰位は通譯を掌り、其他酒部、巫部、楯部、弓削部、矢作部、太刀佩部、武部、倭文部、穴人部、衣縫部、春米部、鳥取部、養鳥部、猪飼部等の部は何れも「ムレ」の義にして其氏の人々は群をなして其事に従ふこと組と相似たるものなり。

五、其他氏に關係なき特別の職官には御饌に供奉する女官の采女、天皇、皇子の左右に近侍する男子の舍人、吠ゆる犬に代りて官門を守衛する隼人等是なり。

六、神代より大祓の神事あり萬民の罪を祓へ清め又其幸福あらしめん爲め、天神は

典を天孫に教へ給ひしより萬民の爲め天皇のおぼしめしにて行ふ所の神祭は即ち政治なり。政治を「マツリコト」と謂ふは祭事にして所謂祭政一致たる所以なり。七、之を以て二季の大祓あり二季の鎮火祭あり、祭祀に重きを置きて政治を執りしは必然の事態なりと謂ふべし、然るに第十代崇神天皇の御世に至りて始て皇宮と神宮とが二ツに分れ、其れより更に時代を經過するに従うて祭と政とが區分されたりと雖、尙祭祀が政治上重大なる意義ありしは我國體の然らしむる所にして、血族集團と祖先崇拜となくして祭政一致と族制政治とは了解すべからず、祭政の一致と族制政治とを見ずして日本古代の職官を會得すべからざるなり。

八、我國に於て一族を稱して「ウヂ」(當用字を)と謂ふは、同家系、同血脈の者が一定の場處に住居せしより起りし名稱なるが如し、「ウヂ」は、「イヅ」に通じ出自の義なり、或は「ウヂ」は生血の義にして同一血脈を指すの説あるも、廣く是認せらるるは「ウヂ」は「ウヂ」(當用字を)の義にして語の清濁に拘はるべからず、氏神とは内神の意にして又伊勢の内宮に在る所を宇治と謂ふも、五十鈴川の川内たる故なるが如し、蓋し「ウヂ」に漢字の氏の字を當て用ゆるは左傳疏に氏猶家也とあり略同意義なるが爲なり。

丸、而して社會の進歩に伴うて氏族の數多きに至り其氏族に名稱を附し他の氏族と互に區別するの必要起るは當然の結果なり、是に於て蘇我氏、葛城氏、平群氏、巨勢氏、島田氏等の如く其住所及領地に由り、中臣氏、齋部氏、膳氏、多米氏、水取氏、服部氏、土師氏等の如く其職掌に由り、鳥取氏、小子部氏、額田氏、車持氏、爪工氏等の如く事故に由り、各固有の名稱を附したり。

一〇、更に一氏族中の人口も蕃殖し宗支の關係も複雑となりし爲朝廷にて之れが統御の方便より、氏族の尊卑の階級を定め爵位に類する「カバネ」(姓の字を)の制度を設けたり、即ち臣、連、宿禰、首、君、別、造等の類にして其氏族中の宗家或は功勳ある者に之を與へしより時代を經過するに伴うて其數は益々多きを致したり。

一一、此「カバネ」に漢字の姓を當て用ゆるは他に妥當の文字なきが爲めにして同一義なりと見るべきにあらず、「カバネ」は職の如くして職にあらず名の如くにして名にもあらずる制度なり。「カバネ」は可波禰にして骨の義なり、即ち根可婆禰の事にして氏族の骨の義に出で、恰も人間の四肢五體を保つ骨の如く、其氏族を保つ柱の如きものなり、是「カバネ」は頸根の義なりとの説ある所以なり。

一二、而して朝廷より此稱號を賜はりたる家は、伴緒とも伴造とも稱し同家の稱號なきものを統御監督の權利を有し、其一族を率ゐて朝廷に奉仕すると共に社會に對して其一族を代表して責任を負ひたり。而して此賜姓の家も時代を經過すると共に増加し百八十伴緒と稱するに至れり、然るに天武天皇の時に至りて主として壬申の亂の功勳を詮衡して八等の姓(真人、朝臣、宿禰、忌寸、導師、臣、連、稻置)を授け、必ずしも古來の氏族内の階級を論せざるに至り、茲に一大變革の端緒を開きたり。

第二節 族制政治

一、所謂族制政治が發達して行政事務が複雑なるに至り多くの伴緒を統御する爲め、或は門閥の高きもの或は功績あるものより詮衡して臣の上に大臣、連の上に大連の家を立てられたり。此大臣と大連とが後世の左右大臣の如く相並びて政を執りしは、雄略天皇の朝に平群、眞鳥臣を大臣に、大伴連守屋物部連目を大連に任せしに始まる。

二、是より先き何等の名稱あざりしも國家の柱石の臣に政を執らせしことあるは謂ふ迄もなし、神武天皇の朝に宇摩志麻治命を股肱之職となせしは大連に當り、

天日方奇日方命を申食國政大夫とせしは大臣に當るものなるべし。

三、垂仁天皇の朝の武停名川、彥國葦、中臣大鹿島、物部十市根命、大伴武日、を五大夫と稱せしは後世の奉行の如きものにして、景行天皇の朝の武内宿禰を後代に於て棟梁之臣と稱せしは今の内閣總理大臣の如きを意味せしものなるべし。

四、抑も臣は意美にて大身の義なり朝廷に仕へ奉る人を傍より尊む稱なりしなり、又御身の意にして尊稱なりとの説あるも、蓋し大持の語の約れる語か、伴は本なり部を持つ義の稱號が姓となりしものなるべし、連は牟良自と訓み其群の中の主の意なり。大臣大伴の制度樹立せしより朝廷の命令は悉く此二家を経て臣、連諸家に傳へられ、臣、連の諸家は又一般有姓の家即ち伴緒に傳へ、一般有姓の家は又更に各部族に達せしなり。

五、從て各部族より下意を上達するには此反對に有姓の家を経て次第に上達せしなり、大連の家は神別にして天忍日命より出でたる大伴、物部の二氏なり、此職は其以外の他族に移らず主として武事を掌り、大臣の家は皇別にして孝元天皇より出でたる武内宿禰の裔にして葛城、蘇我、巨勢等の諸氏に分れ此以外の家門に替りし

ことなし主として文事を掌る、此兩氏の所管は今の所謂中央政府なり。

六、其他禊祓を掌る天兒屋根命の裔たる中臣氏ありしも、此時代には其氏族中の一部族にして政治上には何等の勢力なく、唯大祓により吉事を招致する儀式以外には、犯罪者あるとき其罪を懺悔せしめ、或は盟神探湯とて疑獄の場合に神に誓つて原被兩造に熱湯を探らしむる慣習法により此儀式を掌りしのみなり。

第三節 地方官制

一、地方には國造、縣主、稻置、村主等あり又別君等の姓を賜ひたる人もあり、何れも地方行政を掌る世襲の職にして、恰も後世の封建制度の諸侯の如きものなり、是等は特に朝廷より派遣したるもあり、或は其土地の門閥又は功勳者に命じたるもあり、國造は其國の政を司るものなれば此意義よりすれば後世の國司の如きものなれども、國司は當初世襲の職にあらざるが故に國造とは異れり。

二、國造は「クニノミヤツコ」と訓むべく、「ミヤツコ」は天皇の御臣の義なり、又一説に國造は「クニノミヤツコ」との「クニノツコ」と訓むは即ち「國附子」の意にして之に造の漢字を當用せしは其事を爲す即ち政を司るを謂ふとせり。縣主は「アガタムシ」にし

て其縣々の主なり、稻置は「イナギ」にして租(オホチカラ)の稻を置く屯倉(ミヤケ)の義なれば、官職の「イナギ」はこの稻を司る稻君(イナギミ)を謂ふものにして、後世總括的に稻置の文字を當用せしものなるべし。

三、村主はスクリと訓む韓語の村は(スキ)にしてグリの反ギなれば同語なり、又スクリは俊秀に義にして其村中の俊秀なる人を村の首長となしたるより村主の漢字を當用せり、更に他の一説にはスクリはサツクリにて得物選の意なり、諸國の邑里の首長として貢物の爲め、其地の物産を選定するより姓となりしものなりと。要するに國造は地方官の首班にして其國の縣主、稻置、村主等を統轄するものなり、されば國造にして重大の過失ありて稻置に貶陟されし例あり。

第四節 東 制

一、神武天皇の東征に際し道臣命は大伴部の兵を掌り、大久米命は來目部の兵を掌り、事平きて後大伴、來目は宮門護衛の職を世襲せり。來目は後世久米と書する姓の元祖にして組の義なり、武人の組にして此組即ち軍隊の増加に連れて諸隊を統一號令する總帥を要す、此總帥を大來目と稱したり。又饒速日命の衆を帥りて歸

順するや、其子可美眞手命は天物部の兵を率ゐて宮門護衛を壯嚴にせり、後大連を世襲して兵刑の政を掌りしは此子孫なり。

二、上古に於て兵馬の權は全く天皇に在り、一旦緩急あれば天皇親征にあらずんば、皇子皇孫之に代り、物部氏を従ふて膺懲の典を擧げさせらる、景行、仲哀兩帝の親征、日本武尊、神功皇后の東西征の如き當時の不文律を立證して餘りあり。其間崇神天皇の時四道將軍を派遣したることありしも固より臨時特設の制度のみ、雄略天皇以後に、大伴氏より佐伯氏は岐れ相並んで門衛を掌ることゝなれり。

三、天智天皇の時唐制を模倣せられしも兵馬の權は依然として天皇にあり、且つ兵事を掌る氏族なく全國皆兵の制度となりしは兵制上の一大進歩なり。天武天皇に至り勅して文武悉く兵器を貯へ馬に騎らしめ、騎兵歩卒の別を立て、兵馬の用意なきものは之を處罰し、其用意ありて且つ練習熟達せるものは死罪を犯すも輕減するの特典を設け、唐の陳法を諸國に講習せしめ、又兵政官を置きたるは後代の兵部省設置の發芽と見るべし。

四、持統天皇に至り京畿諸國に習射所を設けて射術を獎勵し高官の者には努めて

兵器を貯へしめ、陳法博士を時々諸國に遣はして之を講せしめ、又勅して全國の壯丁四分の一を點じて兵士と爲し常に武事を教習せしめらる是我國徵兵令の嚆矢なり。

第貳款 大寶制度の官吏

第壹項 官制

第一節 大寶律令の制定

一、日本の族制政治は時勢の變遷と共に其形式と運用とが漸次更改されつゝあり、更に大化の革新は此族制政法を改善して門閥主義となり、一般庶民は官吏となることを得ずと雖、門閥中より人材登庸を試み適才を適所に置くに努め、律令を制定して政治の大綱を樹てたり。時に近江朝の時代なるが故に當時の律令二十二卷を近江令と稱す。

二、天武天皇の御世には壬申の亂の功臣を任用し舊來の慣習を破りしと雖、是唯功勳により破格の拔擢陞進ありしまでにて政治の骨髓は依然として族制政治の變

體たる門閥主義なりしなり。又天武天皇は令二十二卷を編纂し給へしを持統天皇の三年に諸司に頒布せられ、文武天皇に至り更に律令を撰定し大寶元年に完成し、直に天下に頒布し明法博士を諸道に遣して講述せしめられたり、元正天皇の養老二年に大寶令の錯誤を改正し遺漏を補修したり之を養老律令と謂ふ、所謂大寶令、大寶律と稱するは是なり、大寶令は律と格及式と相待ちて行はれしものなり。

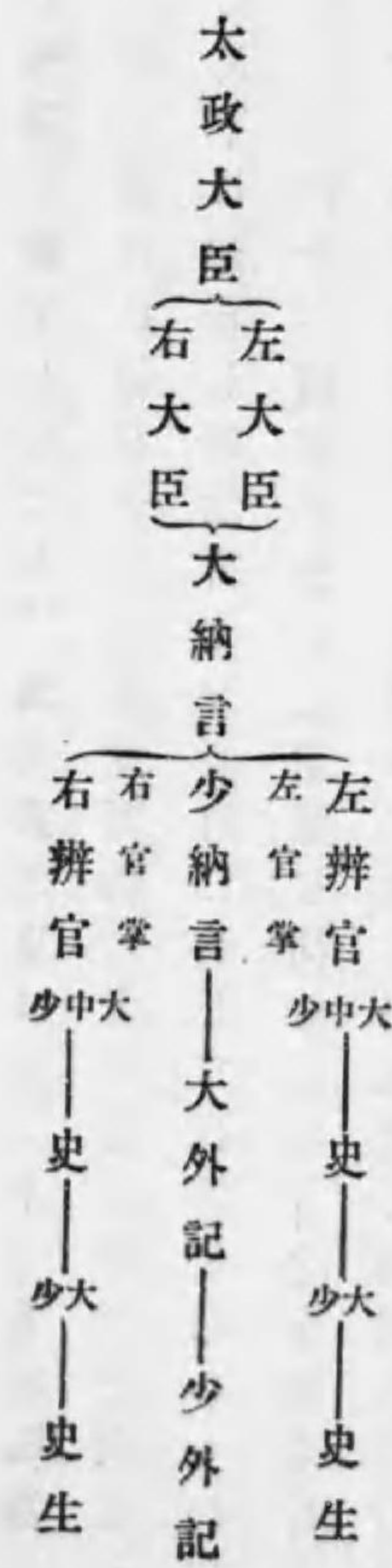
三、大寶令は全國に公布施行せしものなりと雖、其各條は同時に同様の効力を舉げしにあらず、又唐制を母法として制定せられたるものなるが故に本邦の國情に適せずして行はれざる點あり、彼の班田收受は全國に實施を見ざる中に空文に屬したり、軍防の制は最も早く變革せられ、選叙及考課の令は、氏族に依らずして人材を登用する善制なりしも、門閥の弊再發し、職官は新なる族制政治となり大寶令の精神は徒法に歸するに至れり。

四、されど其政治法律に關する大體の制度は保元平治の時代まで承繼せられ、日本の國法とは大寶令及之に附隨せる格式を意味するに外ならず。鎌倉幕府以後は武家の式目に依りて支配されしも朝廷及公家の所領は依然として律令によりて

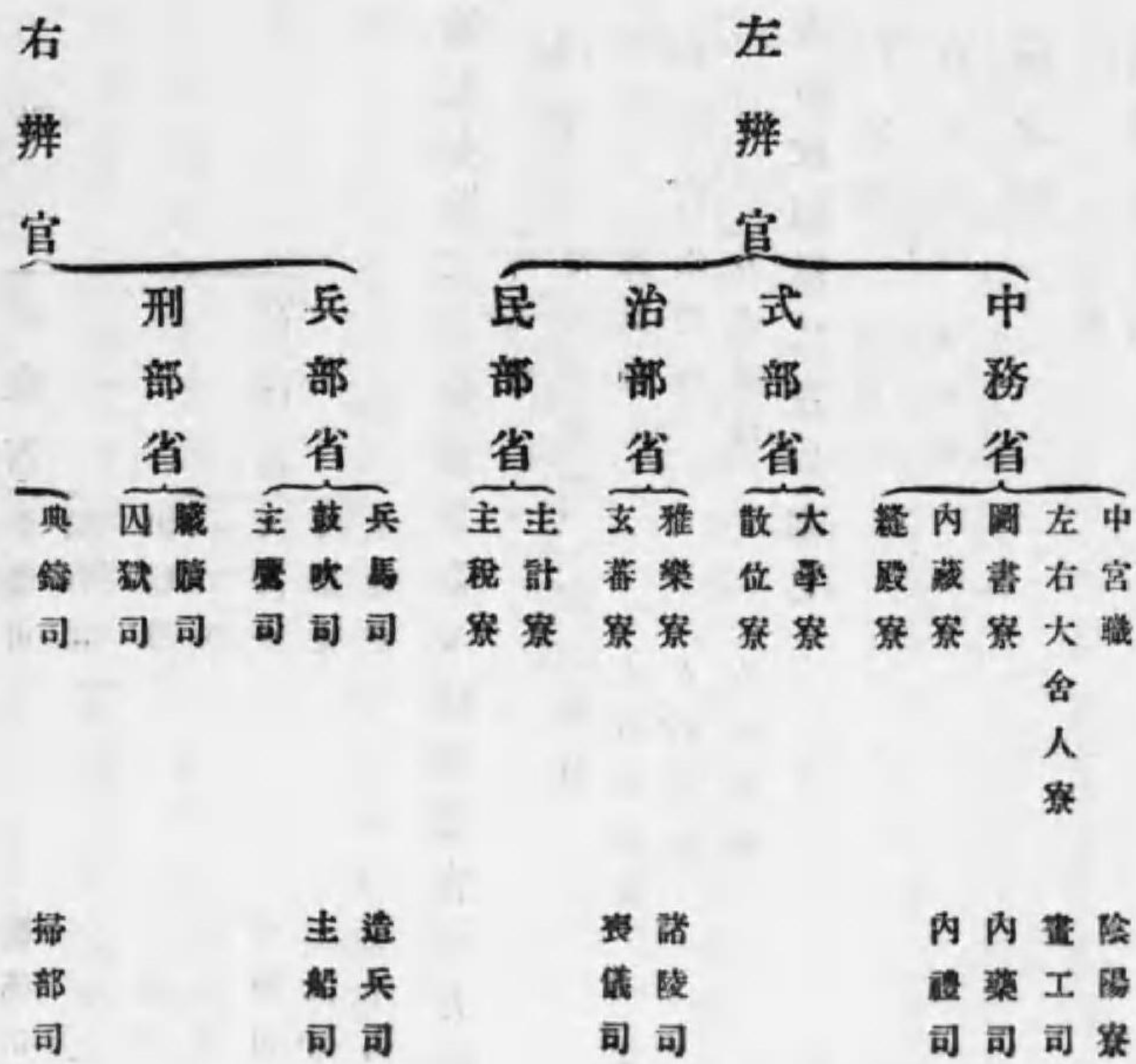
治められ、明治維新に至りて名實共に大寶令に準據し。明治十八年内閣制の制度成るに及んで始めて根本的の改革あるに至りしなり。

第二節 大寶の官制

一、大寶令の行政組織は専ら唐制を母法として制定されしものなりと雖、我國情に適應せしむる爲めに、參酌折衷せし點尠からざるは謂ふ迄もなし、而して大寶令の頒布ありしより大學には明法の一科を設けられ、後律令を専門とする家もあるに至れり。然るに其解釋毎に一途ならず國政上支障多かりしより、淳和天皇の天長年中始めて官選によりて大寶律令の註解書出でたり令義解リヤウギゲ是なり、其他後世に至り數種の註解書の著述あり。大寶令に據る中央政府の組織は左の如し。



二、左右辨官の八省分管は左の如し



大藏省

漆部司
織部司

縫部司

四六

宮内省

大膳職
木工寮
大炊寮
典藥寮
主殿寮

正親司
酒造司
官奴司
土工司
主水司

内掃部司
内染司
内膳司
内膳司
穀治司
園池司

主油司
宮陶司
采女司

三、此他左右辨官に分掌さるゝ特別職官は左の如し

左辨官

神祇官

東宮春宮坊
家令職員

右辨官

彈正臺
衛門府
左右衛府

左右兵衛府
左右馬寮
左右兵庫

内兵庫

四、地方行政組織は左の如し

左京職

東市司

右京職

西市司

攝津職

大宰府

九國
二島
防人

國司

大、上
中、下

郡領

大、上、中
下、小

軍團

五、官吏の種類を分つて二つとなす、文官武官是なり、武官は軍隊及軍隊組織に必要な五衛府、軍團及諸帶仗者にして他は悉く文官なり。又官職の性質上、長上官、番上官の二に別つ、長上官は日勤の官吏にして番上官は隔日出勤の官吏なり。又職務の有無により二つの區別あり、有位にして職あるを職事官とし有位にして職なきを散官若しくは散位とす。又在職の場所により在京官吏を内官と稱し、地方官吏を外官と唱ひたり。

第三節 大寶制度の中央官職

一、太政官は太政を統理する中樞府にして、令義解に「一人ニ師範トシテ四海ニ儀刑タリ邦ヲ經シ道ヲ論シ陰陽ヲ燮理ス人無ケレバ則チ闕ク」とありて恰も唐則の三師三公の職を行はしめたり。
二、されど太政大臣は則闕の官たるが故に左大臣を以て行政長官たらしむ、即ち一、衆務ヲ統理シ「二、綱目ヲ舉持チ三、庶事ヲ總判ス」とあるは是なり、又四、彈正臺の糾當らざるものは兼ねて之を彈するを得、右大臣の管掌も同じ。大納言は四人あり之

を事務の首腦となす。

三、又參議の官あり國政に參與審議する義なり。内大臣は初めて藤原鎌足を任せし時は其權左右大臣の上におり、大寶令には此制度なきも光仁帝の時常置の官となれり、されど其權左右大臣の下に在り、之を數の外の大臣ともいへり。

四、關白は中古藤原氏執權の時におこれり、光孝天皇即位の始勅して太政大臣は今日より官廳に就て萬政を施行し百官を統へしめ奏下すべき事は必ず先づ諮禀せよとあり。宇多天皇即位の始め萬機巨細となく皆太政大臣に關白し然る後に奏下せよと詔す、是關白の名の起源なり。

五、中務省は八省の一なれども行政官廳にあらず現時の宮内省に似たれども其所管範圍は異れり、天皇と太政官(現時の内閣に似たり)との中間に立ちて詔勅を傳へ、論奏覆奏を取繼ぐを主たる職掌となす。

六、式部省は唐制の吏部に擬したるものにして、現時の文部省の事務の大部分と賞勳局、文官懲戒裁判及び文官試験の事務とを併せ掌るものなり。其所管事務は一内は在京官、外は地方官の任授簿外に更に名帳を作りて考課進級等の用に供す。

七、治部省は唐制の祠部及主客を併せたるが如きものにして、現時の外務省と宮内省との一部を管掌す。其重なる所管事務は姓氏家系を正し、葬儀及外國使節の應接の典禮を掌る。

八、民部省は土地、人民を管理し財政を掌りしが故に、恰も今の内務大藏兩省の事務を合併したるが如きものにして、主計寮、主税寮之が被管たり。其事務は戸令によりて執る戸籍事務、賦役、土木等なり。

九、兵部省は天武天皇の時に兵政官と稱せしが後八省の一に列せらる、現時の陸海軍省にして、徵兵、用兵、儀仗及び大將以下軍團長以上の名帳及進退等に關する所謂内外武官の名帳、考課、選叙、位記、兵士の俸祿等を掌る。

一〇、刑部省は唐制の刑部にして、現時の司法省に該當するものなり、其主たる職掌は中央裁判所として聽訟斷獄を爲すに在り、古代の法律思想に於ては民事と刑事との區別なく民事上の非曲も亦一の犯罪と看做したるが故に、今の民刑兩者を兼ねるに刑の一字を以てせり。

一一、其所管は獄令に據り諸司の管轄内にて笞杖に當る者は各省自ら判決するも、

徒以上の犯罪者は刑部省に送る、唯流罪以上の重罪は刑部省より太政官に上申せしめたるは太政官が司法の最上府たるが故にあらず、罪状は死又は流に當るも身分上若しくは恩典上より斟酌を要する場合あるが爲めのみ、其刑名に刑部直に於て之を判決するは謂ふ迄もなし。即ち獄ヲ鞠ヒ刑名ヲ定ムるものなり、地方に決し難き事件は刑部省の判決を請ふに對し覆審し、疑獄は請なりヲ決スるなり。

一二、大藏省は唐制に大府寺と稱し六部の下に屬するも、我國に於ては早く齊部及内藏ありて重きを爲し、齊部氏の掌る處なりしが後に大藏が設けられ秦氏の一族専ら其出納を掌り、漸次沿革して本省となり、國家財政は民部省主として之を管掌するも本省は調の現物を出納し、權衡、度量、賣買の估價、唯物價の高低あるも官物は其平均値段にて賣買するが爲めに常に市價を調査するの、固より後世の所謂物價調節の義にあらず、諸方の貢獻の雜物の出納を掌る。

一三、宮内省は唐制の工部にして現時の宮内省の一部たり所管事務は諸國の調、雜物、春米の出納、官田、園地、當年田種する所の色目、並に收穫の多少等を申奏し、勅語あれば宣告する所謂官田及ビ御食産ノ奏宣、諸方の調以外に獻する珍味即ち諸方ノ

口味是なり。

一四、各省何れも卿一人、大輔一人、少輔一人、大丞一人、少丞一人、其他の職員あり。其他左辨官の被管に神祇官、東宮職員、皇族の家職、人臣の職事あり。右辨官の被管に彈正臺、衛府、衛門府、左右兵衛府、左右馬寮、左右兵庫、内兵庫、隼人司あり。

第四節 大寶制度の地方官

一、地方官は京都の二職、攝津職、大宰府、各國の國守、各郡の領是なり。京都を東西に兩分し左右の京職を置く、左京職、右京職も之に準ずは大夫一人、左京ノ戸口、名籍、百姓ヲ字養シ所部ヲ糾察シ、貢舉、孝義、田宅、雜徭、良賤、訴訟、市塵、度量、倉廩、租調、兵士、器仗(兵士の器仗にあらず、別に官器仗あるを謂ふ、諸國皆同じ)、道橋、過所、關遺ノ雜物、僧尼ノ名籍等ノ事ヲ掌ル、亮一人、大進一人、其他あり、尙左右京職は各一司を管す、東西市司是なり。

二、攝津職は津の國を治む、津の國は古來輻輳の地にして全國の咽喉に當れり、故に特に本官を設く、又大宰府は筑前の國を治む、當時にありては筑前の國は外國船舶の直通する所にして國防、國交及貿易上重要な地なるが故に特に本府を置く、其の地主神カシノカサは一人、諸祭ノ祠ノ事ヲ掌ル、帥一人は詞社、戸口、簿帳、百姓ヲ字養シ、農桑ヲ勸

メ課シ、所部ヲ糾察シ、貢舉、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、傳馬、烽候、城牧、過所、公私ノ馬牛、闌遺ノ雜物、及寺、僧尼ノ名籍、蕃客、歸化、饗饌ノ事ヲ掌ル。

三、又諸國に國守あり、祠社、戶口、簿帳、百姓ヲ字養シ、農桑ヲ勸メ、課シ、所部ヲ糾察シ、貢舉、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、傳馬、烽候、城牧、過所、公私ノ馬牛、闌遺ノ雜物、及寺、僧尼ノ名籍ノ事ヲ掌ル、而して國は人口及面積により四等に分ち國守以下の職員を置く。

四、大國は介一人、大掾一人、少目一人、史生三人。上國は介一人、掾一人、目一人、史生三人。中國は掾一人、目一人、史生三人。下國は目一人、史生三人。郡は五等に分つ即ち二里一里は五十戸以上を小郡とし、四里以上を下郡とし、八里以上を中郡とし、十二里以上を上郡とし、十六里以上を大郡とす。

五、一郡の戸數は千戸即ち二十里を過ぐることを得ず、若し五十戸以上を餘さば比郡に隸入す、地勢隸入するに便ならず、或は已むを得ずして分つべきときは別に録して官に申す。郡司の職官は大郡は大領一人、少領一人、主政三人、上郡は大領一人、少領一人、主政二人、中郡は大領一人、少領一人、主政一人、主帳一人。下郡は大領一人、少領一人、主帳一人。

大領一人、少領一人、主帳一人。小郡は領一人、主帳一人。

第五節 大賈制度の武制

一、大賈の軍制を見るに全國の軍事行政を掌る兵部省あり。又前掲の衛門府、左右衛士府、左右兵衛府、及び左右馬寮、左右兵庫、內兵庫あり、以て京師の軍防に備へしが、地方は別に諸國に軍團あり。

二、諸國の軍團は大抵五六郡に一を設く、五人を伍と爲し、十人を火と爲し、五十人毎に隊正一人あり、一百人毎に旅師一人あり、二百人毎に校尉一人あり、五百人以下に軍毅一人あり、六百人以上に大毅、少毅各一人あり、千人に及べば大毅一人、少毅二人ありて之を領し、毎火に軍器を備ひ馬六匹を飼養す、兵士一人毎に胡籙、太刀、刀子、糧等を備へしむ、平常にありては弓馬の外、槍、弩等の用法を調習せしむ。軍團統轄を圖解すれば左の如し。

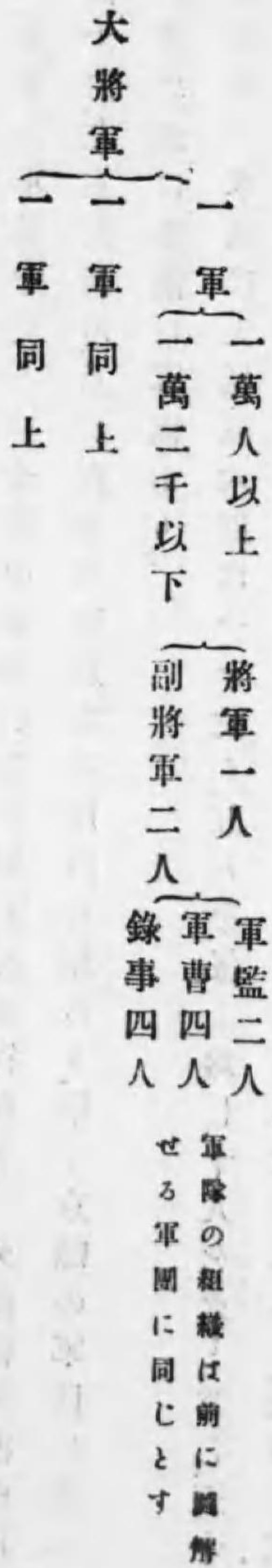
大軍	一人	火	十人
軍團統兵少毅	千人	二	十人
校尉各統	二百人	各	十人
旅師各統	百人	各	十人
隊正各統	五十人	各	十人

主張
一人

火十人

又親衛の兵として前掲の六衛府あり其兵士は各軍團の兵士より一年更替に上京せしめて之に充つ。

三、戦時には軍隊を編成す、將軍出征の時には天皇より勅語を賜ひ節刀を授けられ其軍に臨み寇に對して大毅以下軍令に違ふものは死罪以下專決を聽さる、凱旋の日には使を遣はして郊勞し、征討軍三千以上に及ぶ時は侍從を遣はして宣勅慰勞せしむ。戦時編成を左に圖解す。



而して大寶の制は兵部省をして全國の兵政を掌らしめ、又軍防令を規定して兵事を執行せしめたり。

四、當時の徵兵法は男子二十歳を正丁とし、一國の丁を通算し之を三分し、其一分を取りて兵士となし以て六十歳に至らしむ、又健兒は郡司の子弟、有勳位者又は一般庶民より採用せり。健兒を諸國に差して守衛となし、健兒田を置きて之を養ひ其徭役を免じ畿内に於ては特に課役をも免じたり。

五、聖武天皇の時陸奥の國に鎮守府を置きたり、九州の大宰府は外交に關する文事をも掌りしが鎮守府は全く武事のみを掌れり、將軍、副將軍、軍監、軍曹あり、征夷使は日本武尊に起源し臨時東征の官にして常置のものにあらず、元正天皇の朝に多治比真人縣守を持節征夷將軍となし、桓武天皇の朝に征夷大將軍を置く、又同朝に於て持節征東將軍を任じたりしも同一職にして其名稱を異にするに過ぎず。

六、然るに大寶制令の軍團と兵士とも有名無實となり健兒選士等の制を立てられしも唯盜賊追捕の用に供ふるに至り、一朝事あるときは地方に蟠居して潛勢力を養へる源平の武士に委囑して僅かに鎮壓せしより、漸次武士は兵馬の權を掌握し、天慶の亂以後は愈々源氏二氏の勢力は強大となり、嘗に兵權のみならず政權をも武門の手に歸するに至れり、即ち兵權の移動沿革は我國史の骨髓たるを知るべき

なり。

第六節 外交官

一、外交官は聖德太子の主唱により推古天皇の時に小野妹子を遣隋使として派遣せしを濫觴とす。是常置の官にあらざりしが外國との交通漸次頻繁となるや官衙設立の要あり、大寶令に於て前掲の如く玄蕃寮となりて現はれたり、更に遣唐使の官ありて大使、小使、副使、大中小判官、通事等の職名あり、又大使の上に押使を置きしことあり。持節使と同じく遣外大使の異名に過ぎず。

二、然るに宇多天皇の寛平七年菅原道真の奏議により遣唐使を廢止せし以降、近世に至るまで朝廷より公然使節を派遣せしことなく、唯武臣が貿易の爲めに相交通せしことあるのみ。

第貳項 待遇及特典

第一節 位階勳等

一、旅制政治の時代にありては其家々によりて尊卑の等級も定まりしが、國家の發

達は行政組織の膨大を來し、且つ外國文献の影響を受け官制も亦漸次複雑となり、位階、勳等、俸給、恩賞其他の所に制定せらるゝあり、又懲罰の規定、慣習に至るまで漸次更新したり。

二、先づ位階に就きて之を見るに、推古天皇の十一年十二月聖德太子の建議によりて冠位十二階を定めたるを嚆矢とし、大化の新制度を開くに至れり。其冠位の名を徳仁義禮智信等に定めしは漢儒の五行説に基くものにして、其制は假令ば大徳を一位に、小徳を二位に、大仁を三位に、小仁を四位に、大義を五位、小義を六位、大禮を七位、小禮を八位、大智を九位、小智を十位、大信を十一位、小信を十二位となしたるが如き是なり。

三、冠は「カプリモノ」にして上古よりありしは伊弉諾尊の冠の事及應神天皇の冠の事等史乘に傳はるに徴して之を知るべし。唯此時の冠は上古の「カカフリ」を改め幾分か支那風を加へしものゝ如く、柔き絹にて縫ひ五行の當色に分ち、金銀を以て鏤めたる花を冠に添へて飾となせり、冠に伴うて朝服あり、是又五行の當色に分つこと徳色は紫、仁免は青、禮色は赤、信色は黄、義色は白、智色は黒なるが如き是なり。

四、孝德天皇大化三年十月如上の制を改めて七色十三階と爲し、天智天皇の三年二月更に冠位の階名を増換して二十六階と爲す。又天武天皇の十四年正月爵位の號を改め階級を増加し、始めて諸王諸臣の位を異にす、而して從來は冠位と稱して朝廷より冠を賜はりしが、此時より單に位記を賜ふこととなりしは顯著なる革新なり。

五、後、天武天皇の大寶元年正月更に改めて一品より四品に至る親王四階、正一位より從五下位に至る諸王十四階、正一位より少初位下に至る諸臣三十階として始めて正從の名あり、現代の制は此上下を除き初位の稱を廢せしのみ。而して大寶令の制は一定の資格に應じて人に位階を授け、貴賤の區別を表徴するに門閥家系によらず位階によることとし、朝廷に於ける一切の待遇は總て位階を以て標準となしたり。

六、勳位も亦唐制を折衷して制定されたり、一等より十二等まで十二階あり、重に軍功を賞するものなるが、文勳及德行ある者にも及ぼしたり、六等以上を勅授として以下を奏授とす。朝廷の席次は勳一等は正三位に準じ、二等は從三位に準じ位階

三轉して一等を加ふ、勳八等以上のは課役を免じ九等以下は雜徭を免す。
七、官位の關係及貴賤の序次は諸王諸臣より出で、太政大臣たる者は從一位より正一位に至り、左右大臣たる者は從二位より正二位に至り、大納言は正三位に相當し勳一等之に準ずるの制なり。待遇の上より見るに三位以上を「貴」と稱し、鄭重なる特典を設け、正四位上以下從五位以上を「通貴」と稱し、貴に亞ぐの特典あり、七位八位之に次ぐ特典を設けたり。

第二節 俸祿

一、斯の如く位階に重きを置く制度なるが故に俸祿は職務を標準とせずして位階の高下に據りて規定されたり、所謂位田、位祿の制是なり。位田は一品は八十町、二品に六十町、三品に五十町、四品に四十町、正一位に八十町、從一位に七十四町、正二位に六十町、從二位に五十四町、正三位に四十町、從三位に三十四町、正四位に二十四町、從四位に二十町、正五位に十二町、從五位に八町なれども女は其れより三分の一を減せられたり。

二、其他職務に對して在官中特に給するを職田と稱せり、不輸租田の賦課なき田地

なり。功田は國家に功勳ある人に賜ふ所にして、職田と異り輸租田即ち租税の賦課ある田地なり、此功田の賜與は大功は世襲し、上功は三世に傳はり中功は二世に傳へ下功は子に傳ふるのみ。

三、賜祿は春秋に祿を賜はり之を季祿と稱したり。即ち八月より正月に至るまで百二十日以上、在位者には八月上旬に春夏の祿を賜ひ、二月より七月に至るまで百二十日以上、の勤務者には二月上旬に秋冬の祿を賜はり

正從一位に緇參拾疋、綿參拾屯、布壹百端、釜壹百四拾口。正從二位に緇貳拾疋、綿貳拾屯、布六拾端、釜壹百口。正三位緇拾四疋、綿拾四屯、布四拾貳端、釜八拾口。等の如く位階に據りて次第あり。又祿ありて食封なき正四位以下の在官者に賜はりたるものゝ如し。

四、以上は位階を基準として賜はりたるが次の親王以下三位以上に給はる食封及び大宰府官、國郡に給はる職田は一に官職を基準としたり。而て一位より八位迄官の有無に係らず通じて課役を免されたり、初位は長上の官とて日勤の官のみに限り免され、又三位以上の父祖、兄弟子孫及び五位以上の父子は課役を免されたり。

第三節 官服

一、官吏は位に應じて官服を着する権利を有す、官服に禮服及び朝服の二種あり、其服制は次の如し、禮服は大祀、大嘗、元日に着するものにして一位は禮服の冠、深紫の衣、牙の笏、白き袴、條帶、深き緑の縹紗の褶、錦の襪、烏皮の屨。三位以上は淺き紫の衣。四位は深緋の衣。五位は淺緋の衣等なり。

二、朝服は朝廷の公事に着するものにして五位以上は皂の羅の頭布、衣の色は禮服に同じ、牙の笏、白き袴、金銀装の腰帶、白き襪、烏皮の履。六位は深緑の衣。七位は淺緑の衣。八位は深縹の衣なり。武官の朝服として衛府、督佐は皂の羅の頭巾、位襖、金銀装の腰帶、金銀装の横刀、白き襪、烏皮の履。志以上は皂の縵の頭巾、皂の襪、位襖、烏油の腰帶、烏装の横刀、白き襪、烏皮の履の如き制あり。

第四節 刑法上の特典

一、刑罰を課するに於ても官吏には特典あり。大辟罪の囚人を刑所に送るには枷を着けしむるも五位以上の者は馬に乗ることを聽したり、又五位以上の者は惡逆以上の罪を犯すにあらざれば其審判は其家に於てなすことを許し、在京五位以上

の死刑には刑部少輔以上及び彈正、衛士府之を臨監す之を監決と稱す。地方に在りて五位以上の死刑を決するには次官以上臨監したり。

二、大寶律に於て八虐と稱するは一、天皇に對する謀反、二、山陵宮闕に對する不敬行爲の謀大逆。三、國家に不忠順なる謀反。四、祖父母、父母を毆ち或は殺さんと謀り伯父叔父、姑、兄弟、外祖父母、夫、夫の父母を殺せる惡逆。五、家族を殺す不道。六、大社(伊勢)に對する不敬行爲及び御藥、御膳、御幸の舟船、乘輿等に對し職責を盡さざる大不敬、七、祖父母、父母に對する不孝。八、官吏の長官、師、主人等總て社會の尊長に對し又は妻の夫に對する惡行の不義是なり。

三、尙刑罰上の特典として六議あり一に議減とも稱す。一、皇親及天皇の五等以上の親、太皇、太后、皇太后の四等以上の親、皇后三等以上の親、即ち親。二、特に待遇を蒙り久しきを歴たるもの即ち故。三、大德行あるもの即ち賢。四、軍務、政治、學問等に天才藝あるもの即ち能。五、軍務又は政治上功勳あるもの衆を率ひて歸化せし者外國に使し或は荒域を開拓せしもの即ち功。六、三位以上の人即ち貴。

四、此六種の資格の一に該當する者若し死罪を犯したる時は、先づ其罪狀及び議す

べき資格を録して上奏し、太政官に於て集議し議定まりて奏裁す。又流罪以下の犯罪には各一等を減す、但し上記の八虐は此特典に與るを得ず。

五、六議の一に相當する者の祖父母、父母、伯叔父、姑、兄弟、姉妹、妻子、姪孫及び五位以上及び勳四等以上の者罪を犯したるときは其罪狀及び請すべき資格を具して奏請し勅許を得て流罪以下は一等を減す。一時又は永久に官職を褫奪し、刑罰に代ふる法は除名、免官、免所居官、官當の四あり。

六、除名は一般の分限褫奪にして其期間最も長し、即ち官位、勳位を悉く除き課役本色に従はしめ、六年の後には更に官位に叙せらるゝを得るものにして其位階は蔭位、秀才、明經(後に説)等の出身は其高きに依らしめ、若し免官に至らずして特に除名する者は免官の例に同じとす。

七、免官は前項に掲げたる場合に執行するも三年後に先位に二等を降して叙せらるゝことあり、又其免官は二官(官位一官となし勳位一官となす)ならば各々降す所の位に依り叙するを聽す、免所居官は一年間官職勳位を除く事なり、後一等を降して再叙することを得、官當と云ふは一年間官を罷むるに代へて罪を減するなり、官職公務に關係なき

私罪を犯し、官を以て徒に當つる者は一品以下三位以上は一官を以て徒三年に當て、五位以上は一官を以て徒二年に當つるが如き是なり。

第五節 解官及死後の特典

- 一、官吏は次の外解官せらるゝことなく其地位を保障され、職責を盡すべき制度なり。致仕(禮記に大夫七十にして即ち退職する義にして年七十に至れば致仕を聽す、學生の科試に下第したる考滿、廢官、省員、父母八十以上におよび篤疾にして待すべき宛待、自身の患百廿日を経、又親の患に由つて二百日に滿つる者是なり。)
- 二、一位の喪には官の有無に拘らず、天皇は三日間事を視給はず、有官の二位三位は一日なり、三位以上は葬送の時治部に於て禮制を示し其官人監護し、輜車樂器幡を賜ふ、賻物の制は正從一位、純卅疋、布百廿端、鐵十連。正從二位、純廿五疋、布百端、鐵八連。正從三位、純廿二疋、布八十八端、鐵六連とあるが如く位階に據りて次第あり。
- 三、官吏には其他蔭子、孫位子及び入學上の特典あり蔭子、孫位子とはおのれ有位なるが故に、其子孫まで叙位任官の特典を得、又庶民と異なり其子弟を大學國學に入學せしむるを得るが如き是なり。

第參項 登庸及規律

第五節 選叙

一、當時官吏は門閥の子弟より登庸し庶民より之を採らず、而して前款の待遇及特典の位階の部に説明したるが如く、位階に勅奏判の位記式あると共に、官に於ても亦勅奏判の任命式あり、太政大臣、左右大臣、大納言、左右大辨、八省卿、五衛府督、彈正尹、大宰帥を勅任、其他内外諸司、主典以上及郡領、軍毅等を奏任とす其判任は太政官之に任じ判補は式部省之を補す、春は縣召として地方官を任じ秋は司召として京官を任す(後世任官の事を除目と唱ふるは除は舊、官を除きし目は新雜に記するより出づ)

二、門閥主義により總て官吏は位階又は官職ある者(郡)の子孫たるを要し、特に一、選叙によりて任官するものと二、舉人貢人の制によりて任官するものとあり、唯一、軍防令に五位以上の子孫及六位以下八位以上の嫡子、年廿一以上にして現に役任無きものは、毎年京國の官司勘檢して夫々官職を授くる制度あるが如く、官吏は成年以上たるを要し、又二、假令に職事官にして父母の喪に遭へば解官し一年の後に

本に復する制度あるが如く、官吏は父母の喪中に在らざる者たるを要す。

三、蔭子蔭孫及位子の制ありて必らず位階を賜はり又更に任官せらるゝことあり、三位以上の父若しくは祖父の蔭によりて子孫の出身するを蔭子蔭孫といひ、四位以下五位以上の子の其父の蔭によりて出身するを位子といふ。舉人とは大學生の定規の試験を経たるもの、貢人とは國學生の定規の試験を経たる者にして、之を位の資格とし官吏に登庸したるは、學藝才徳を標準とせる趣旨に出でたるなり。

四、大學は京師にありて式部省の所管なり、國學は各國にありて國司の所管なり、大學生は五位以上の子孫及び東西史部ヤマトカテフ、フムヒトとして歸化人より出で、代々文學を業とし、或は史官となり或は博士となれる者の子孫に限り、又國學生は郡司の子弟を限り、大學卒業の博學高才を「秀才」とし、上上は正八位上に、上中は正八位下に叙し、二經以上に通する者を「明經」とし、上上は正八位下に叙し、上上中は從八位上に叙し、時務に關ひ文選爾雅を讀む者を「進士」とし、甲第は從八位、乙第は大初位下に叙する例なり。

第三節 考課

一、考課は毎年當司の長官に於て其屬官一年の功過行能の四等の考第を録し太政

官に申送す、一、功とは職事修理すること。二、過とは公務廢闕するもの。三、行とは善惡の行爲。四、能とは才藝力倆なり。

二、其優劣を定むる法は上長官は六年に一考、内分舊官は八年に一考、外上長官は十年に一考、外分舊官は十二年に一考す、即ち毎年調査し其年限に達して等次を通算し九等の次第を立つ。

第三節 服務規律

一、斯の如く一方に於ては考課によりて進級法を説くると共に、他方に於ては官紀を振肅し服務規律を樹つるが爲め、職制律を定めて過失を制裁し非違を所罰したり。

二、則ち其禁制は規定外の人員、官吏任用の錯誤、宿直の懈怠、缺勤、赴任の遅延、供奉怠慢、祭祀手續不行、祭祀冒瀆、祭祀過失、御藥過誤、御膳犯禁、御船不備、御調度不備、御調度濫用、御膳所犯禁、外膳犯禁、大事漏泄、所有犯禁、公書遲延、詔書違反、詔勅妄誤、詔書改定、上書奏事錯誤、言議不謹、代判犯禁、出使非違、喪中冒瀆、無情不敬、驛使怠慢、驛使寄托、驛遞過失、配達錯誤、驛馬增剩、枉道、驛馬私用、官吏刑罰、公器返納遲延、公事稽留、奉使の懈

職及瀆職、虛構自薦、法令典解、收賄犯禁、收賄遂行、收賄枉法、事後收賄、監督收賄、途次收賄、臨監貸用、臨監濫使、饗應犯禁、率斂饋遺、請借犯禁、去官受饋、權力濫用、專斷犯禁是なり。

第四項 大寶制度の潰崩

第一節 官制の紊亂

一、大寶の制度は大に整備し、官吏の待遇、養成、特典、登庸法、考課、選叙及服務規律は頗る嚴重なりしも、後代に至りて此制度は弛廢し、官を望むが爲めに自ら我効能を申立て、朝廷に請ひ、朝廷に於ても亦之を容れて任官又は遷替せしめ、更に賣官賣爵の風行はれ、官位を賣買する事となりて全く考課、選叙の制は破壊せり。

二、其賣官賣爵の素因は夙に奈良朝に發生せるを見るべし、即ち養老六年民に募りて鎮所に米穀を運輸せしめ、其賞として位を授けられたるに在り、是より以後、寺院、神社等に錢を納めたるものに叙位せられし事例多し。延喜以後に至りて財政紊亂し、國庫空乏の爲めに賣官賣爵の弊益々熾となり。

三、三善清行が意見封事十二條の中に既に此弊を論じ、又菅原文時の封事三條の中にも賣官を停めん事を請ふ條ありしも、此弊風は止むべくもなし。其例證を擧ぐれば、昌泰四年播磨國の百姓の過半は六衛府の官人にして、又延喜二年但馬國に於ては資産ありて事に堪ふる者は既に諸衛府の舍人を帶ぶるが如き是なり。

四、更に藤原氏專權の時代には成功(造宮、造寺等臨時の經費を要する場合に一私人より重(國司の任期盡くる時に錢)等を公然の法の如くなり、後三條天皇之を禁止せられしも事實上其勅命も行はれず、朝廷の財政は窮乏せし結果官を賣ること頻繁にして其價格漸次下落し、靱負丞は萬匹、式部丞、諸司の助の兩職は其倍となり、更に有ゆる費用の爲めに成功を募り、一年の内に官を賣ること幾百人なるを知らざるに至り、其價は愈々下落し、後深草帝の寶治元年に至りては靱負尉七八百匹、兵衛尉四百匹、省丞、二三三百匹となれり、諸國の百姓中に今日現に兵衛門、某丞、某助の名あるは此賣官の遺風なりとす。

五、後堀河帝の嘉祿元年には齊宮の費用を要し、信濃守を以て募りしに一貴人之に應せんとし、先づ其國を檢せしに鎌倉の家人二百餘人が其國を分領し、國司の治む

る所幾何もなかりしかば固辭して其募に應せざりし事實に徴し、當時の官職は實權なく虚器を擁するに過ぎざりしを知るべし。

第二節 莊園の擴大

一、莊園起りて權貴豪族は土地人民を私有し大權下に移動する端を開けり、莊園は複雑なる政治上社會上の事情より出でたる産物なるも、左の墾田、賜田、功田、寺田の四大原因を其重なるものとす。

二、第一開墾田。我國は古代の土地私有の制度なかりしも、土地の開拓を獎勵する爲め聖武天皇の天平十五年に私墾田の所有權を認めたり、然るに諸國の國司を始め所在豪族等競うて墾田をなし人民を招聚して私を營むに努力するより、稱徳天皇及び桓武天皇の延暦三年に墾田の制限を爲し黎民の産業を妨害するを禁ずる詔を發するも其効なく、宇多醍醐の朝に至りては其弊更に甚しく莊園に隣接する土地を侵して併合し、奸譎の徒は莊園に屬して勢を其主に假り巧に正税課役を免れ、朝廷の財政之が爲めに漸次窮乏するに反し、國司豪族の輩は口を莊園に籍りて土地人民を私有せり。

三、第二賜田。賜田の増加も亦莊園増加の原因を成せり、賜田は功績、功勞、才藝の拔群なる者に賜はり永く私田として租を官に輸さざるを許せり。然るに此制度も漸次弛廢して濫施され、仁明天皇の頃は恩寵を以て諸臣に田地を賜ふこと屢々なるに至り、賜田の面積の増加著しきに至れり。

四、第三功田。功田は功勞ある者に賜はること藤原鎌足には功田百町、壬申の功臣には三十町より四町、五町、大寶律令の制定書には四十町とあるが如き是なり、而して大功は世襲し上功は三世に傳へ中功は二世に下功は子に傳ふる制度なりしも法令弛廢して公に返却せず、子孫に及んで他に賣與し或は佛寺に施入し、遂に莊園となれり。

五、第四寺田。寺は封戸の例なく別勅を以て權に封せば年限を附する制度なりしが、聖武天皇以來佛教隆盛となり東大寺をはじめ諸寺に封戸を施すこと多く令條は徒法に歸したり、而して藤原氏が興福寺に封戸墾田を寄進したる如く、皇族權家の造寺造塔の擧頻繁にして寄進の地も廣く、是等は寺院莊園となり殊に延暦興福等の大寺院は土地人民を有すること多く兵力を擁して凶暴を逞ふするに至れり。

一、大寶の制度の潰崩したるは如上二項の官制の紊亂及莊園の擴大以外種々なる原因ありと雖、軍制の弛廢して兵馬の權は下に移動し武人跋扈の端を開き、遂に政權をも其掌握する所となりしが爲めなり。

二、斯の如く大寶の軍制の弛廢せし所以のものは其制度に一戰時にありては唯將軍を任命するのみにして其兵數は殆ど平時に異なるなし、換言すれば平時の軍備餘りに膨大にして士氣弛頹したること。二、過大なる軍備は財政上の大壓迫となりしこと。三、昇平打續きて兵士は武藝を練習せず國司軍毅等は之を利用して耕作に使用せしこと。四、諸國の軍團を文官たる國司の所管となしたること。五、佞佛の弊害甚しく之が爲めに政綱紊れたること等の缺陷ありしが爲めなり。

三、而して莊園擴大し豪族の土地人民を私有し私兵を擁するもの愈々多く源平二氏は其最大なるものとなれり、堀河帝の時宣旨ありて諸國の百姓の田畠の公驗を以て好みて源義家に寄る事を禁せられしは此故なり、更に降りて源義朝は東國十五國を領し藤原清衡は奥羽二國を領し、平治の亂後平氏は源氏の莊園を收め諸家

諸寺領を侵奪して一門の莊園五百餘所に至り全國の半を知行したるが如き、如何に武門の勢力の旺盛なりしかを知るの一資料たるべし。

第參款 武家時代の官吏

第壹項 官 職

第壹目 政治上の大變革

第一節 守護地頭の由來

一、守護は追捕使の一變したるものにして、延曆中諸國の軍團を廢し兵士を停められてより檢非違使、健兒等の役あれども不逞の徒を鎮定するに足らず、延喜以後諸國に追捕使を置く、其始は臨時特設の官にして唯平將門純友の兵亂の餘燼を鎮撫するに起因せしも、後には警備檢斷の常任となり、一郡一莊或は社寺等にも之を置き、又天慶の頃より押領使あり兵亂の時衆民を統領して出軍する者の稱なりしが、後には追捕使と同じく國內不逞の徒を鎮撫する職となれり、此二使は共に畿内は勅宣により諸國は國解によりて官府を賜ふ後一國若くは數多の追捕使を總括す

る官職あり、之を特に惣追捕使と稱したり。

三、地頭は王政の時代に諸國の莊司(又は代官と謂ひ莊園の領主と謂ふ)の輩を曰へる私稱に起源す。始めは専ら租税の收納を司りしを後追捕の事を兼ねたり。地頭の所領は多くは惣追捕使よりも狭小なりしも必らずしも一樣ならず、半國の守護あり數郡の守護あり若し國內に地頭闕く時は守護之を兼攝す、假令ば鎌倉幕府の守護地頭を置く以前に平家の西海に走るや院宣により行家を四國の地頭に補し、義經を九州の地頭に補せしが如き、惣追捕使と地頭とが敢て其管轄地域に大小の差なかりしを見るべし。

第二節 惣地頭制

一、初め頼朝平家追討の際諸國に惣追捕使を置き自ら日本惣追捕使たりしが元治元年之を廢し、同年十一月北條時政を遣はして京師を守護せしめ且つ大江廣元等の議に因り時政をして奏せしめて曰く行家、義經逃竄して輒く搜捕し難し、若し聞くに隨うて兵を發せば其費費られずして郡國虛耗すべきが故に、諸國に守護を置き莊園に地頭を置き所在擒獲せしめば勞少くして鎮定せん。其兵糧の如きは五

畿、山陰、山陽、南海二十六國莊公を論せず段別に米五升を課して之に充てしめん。

二、又頼朝其總地頭たらんと奏請したるを後白河法皇之を拒まんとせしも公卿皆頼朝の權威を憚り、遂に之を聽し、二十六國(蓋し平家改官の地ならん)及び關東九國の所領を頼朝に委して治めしむ。頼朝既に總地頭となるや諸國の地頭を悉く家臣を以て任せり。其國衙を管する者を守護と曰ひ莊園を管する者を地頭と曰ふ、守護、地頭皆世襲し罪過あるにあらずんば改補せざる制度なり。

三、既に諸國に朝廷の任命せる國司あり莊園に公卿、豪族、寺院等の領主あり、然るに更に兵馬の權を有する守護、地頭を置く、權威自ら前者を去りて後者に歸するは當然の傾向なり。是に於てか天子の任命せる國司に代はるに鎌倉の家人たる守護を以てし朝廷の認めたる莊司(領主の代官)を廢して幕府の命じたる地頭を立てし結果となり、天皇は虛器を擁し、征夷大將軍は事實上の主權者たる大變革を來せり。

第二目 鎌倉及室町の官職

第一節 鎌倉及室町の中央官職

一、征夷大將軍の職は頼朝父子三代を承繼し、實朝歿後は藤原氏又は親王家等之を

襲ひしも、執權たる北條氏は實權を掌握し將軍は垂拱して成を仰ぐに過ぎず。建武中興の時護良、興良の諸親王相繼いで此職に補せられ、光明天皇の時足利尊氏征夷大將軍に任せられ子孫相承ぐるに至れり。

二、執權は理非決斷職、又判斷職ともいふ、將軍を補助し内外の機務を見ること朝廷の大臣或は關白に似たり、連署はもと執權と共に公文に連署するより起りし名稱にして連判又は加判とも稱せり、幕府の組織は大略左の如し

(政所) 別當令—案主—知家事
執權(問注所) 執事—寄人—下部

(侍所) 別當—所司—問圖—寄人—小舍人—下部

三、政所は最初公文所と稱せしが建久二年政所と改稱したり、是幕府の政令の出づる所にして軍制を掌る侍所と相併びて最高の行政府たり。別當は長官にして令は次官なり、建久以來此職を置かず、唯下文を出す時のみ評定衆奉行等假りに令として連署せしむる事とせり。案主、知家事共に文案記録を掌り、執事は専ら財用を掌り、寄人は公務を施行し雜事を益正し、下部は雜役に供す。

四、室町幕府に至りても政所を置きし處、鎌倉時代の如く執權、連署、別當、令等の職名なく執事をして諸政を統べしめたり。然るに貞治元年足利氏の一族斯波義將執事となり管領と改めしより執事の名漸く廢れ、細川頼之、畠山基國等交々管領に任じ、他氏を交へざるに至りしより世に之れを三管領と稱す。

五、評定衆は執權と共に政所に列し政事を參議す、北條泰時の執權時代に置かれしものなり、兼て政所、問注所等の執事を攝す、人員凡十五六名にして北條氏の一族及文武の諸名家を補す。此職の補助として引付衆あり、又北條貞時以來寄合衆あり評定衆と共に國事を議す。

六、又奉行人あり恩澤奉行、越訴奉行、官途奉行等其數頗る多し、此奉行人は評定衆、引付衆より兼ねるもあり又獨立せるもあり、室町時代も亦此制に倣うて足利氏の一族及文武の名家を拔擢して評定衆となす、引付衆、奉行人等孰れも鎌倉の制を踏襲せり。斯くの如く諸奉行人は政務に參與し公事を奉行するものなるが足利氏の制も亦之を踏襲せり、唯事務の漸次繁雜となりしが爲め奉行の數増加せしに過ぎず、恰も現代の某委員、某掛と稱する者に類似せり。

七、番衆の數は頗る多く、廂番、學問所番、近習番、格子番、晝番、問見參番、大番等の類にして營中に宿直し内外の警衛を掌り又は文學技能の事を掌る。又將軍の出行に隨行し或は雜役に驅使するに走衆格勤あり、足利氏の制も亦之に准じたり。

八、斯の如く幕府の中央行政機關は必要に應じて設置せしものなるが故に、各創設の時代を異にし其組織も亦簡易直截を主とせり、是一は唐制に倣ひし大寶の制令の繁文褥禮と之が運用の任に在りし公卿の無能、無氣力とに對する反動にして全く當時の民情に適したるが爲め、爾後長く其制度の存立と活用とを見るを得たるなり。

第二節 鎌倉及室町の地方官職

鎌倉幕府の地方行政は最も簡易にして九國の政治を總攬するに鎮西奉行あり一に鎮西守護とも謂ふ、大友少貳二氏の世襲の職の如くなれり。又九州探題は單に元寇防禦警固を主とせしも兵權あるが爲めに權勢漸く大に、畢に九國二島の機務を裁し鎮西奉行の職をも兼ねるに至れり。

第參目 江戸幕府の官職

第一節 江戸幕府の中央官職

一、慶長八年徳川家康の征夷大將軍となるや江戸に幕府を創しめたり、其行政組織は室町幕府の繁文褥禮と尾大不振の弊を避け簡易實行を旨としたるは、恰も源頼朝が鎌倉に幕府を置きたる當時と其揆を一にせり。政務を執る所を用部屋と稱す古の政所、後の奉行所に當る、此に大老(當初家老と稱す)老中(當初年寄と稱す)若年寄等毎日相集りて政治を議するなど要するに三河大名時代の制度を稍擴張せしに過ぎざるなり。鎌倉幕府に徴すれば大老は執權、老中は連署なり、又室町幕府の管領に當るを見るべし。

二、當時普通に幕府を公儀と唱ひ、其役所は四つに分れたり。一、用部屋は今の内閣の如きものにして大老、老中、若年寄(古の侍所の別當に似り)等之に詰めて大政を議し公用を處斷せり。二、評定所は古の問注所今の司法省と大審院、控訴院とを兼ねたるが如きものにして一に集會所とも稱し、老中の役宅及び公家參向なき時は傳奏屋敷不用に付此處に老中若年寄等集會し、重大なる訴訟若くは町奉行其他諸大名に於て處斷し難き訴訟を判決せり。三、勘定所は殿中にも又二ノ丸にもありて専ら租稅會

計の事を掌る。四、目付所は城中中の口に在り諸大名、旗本等の糾弾を掌る、今の檢事局と警察署とを兼ねたるが如きものなり。其管轄事項及び地域左の如し。



上方の近江、丹波、播磨、畿内五國は京阪町奉行に屬す

目付所——大小目付

大名、旗本、諸役人、諸士、但し大名旗本の内、城中、殿中、丸ノ内、廊下、又者も供先に於ては目付の管轄とす

三、大老の名稱は豊臣氏の五大老の稱を踏襲せしものにして譜代大名中より之に

補す、寛永十五年土井利勝、酒井忠勝を任じたるに始まり、爾來其他の井伊、堀田諸家を加へて明治維新に及べり。

四、老中は帝鑑、問、雁、問詰なる譜代の大名中より補するものにして一に加判の列とも稱し、京都所司代、大坂城代を経て補せらるゝ例多く、又側用人、若年寄、奏者番等より拔擢することあり。酒井正親、本多正信、大久保忠隣、酒井忠正を此職に任じたるを初とし、當初年寄と稱せしも二代秀忠の時老中と改稱し、四人若くは五人を以て當らしむることゝなれり、上の部屋に在り用番を定めて政務を執る。

五、若年寄は鎌倉室町の評定衆、引付衆にして參政の任に當り庶務を管掌す、又旗下の士を統轄するが故に諸士別當とも稱す、帝鑑、問、菊、問詰の譜代大名中、奏者番、側衆、大番頭を経たる者を拔擢して之に任ず、若年寄の名稱は當初年寄土井利勝の子利隆、同酒井忠勝の子忠朝をして年寄の職を見習はせしに基因す、下之部屋に出動し用番を定めて政を視ること老中に同じ定員は六人なり。

六、用部屋は現時の内閣の如く政府の首腦なり、大老、老中は上局に坐し、若年寄は下局に坐す、其場所は將軍の居間より僅かに一間を隔てたる處に在り、主従の關係觀

密にして將軍政を親しく聽く制度なりしが故に諸職擅權の弊なし、然るに五代將軍綱吉の時、若年寄稻葉正休は用部屋に於て大老堀田正俊を殺害せしより將軍の居間近くに局を置くを憚り膳立の間に移したり、是より將軍と局との間遠くなり、此間に事をする側衆、側用人等の職起り、是等の者が權勢を振ふに至り幕府の綱紀弛廢の一因となれり。

七、右筆は文案記録を掌る其員數は時によりて増減あり、五代將軍以來奥と表とに分れ、奥右筆は専ら老中に屬して機密の文書を掌り、表右筆は一般に下す法令の文書を掌る。

八、側用人は老中の次に列する顯職にして常に將軍の側に侍し、將軍の命を老中に傳へ、老中の上申を上聞し且意見を開陳するを得るが故に漸次其權威熾になれり。
九、側衆は將軍に侍し常に殿内に交番宿直し、將軍と老中との間に在りて機密の事に與る、又老中に代りて殿中の事を處決することあり權限は側用人と同様なり、其員數五六人にして老中の所管なり。

一〇、奏者番は殿中諸儀式の事に與る職にして歲始、五節句、朔望等諸侯以下將軍に

謁見の時、其進見者を伴ひ或は其進獻物を披露し、又は將軍よりの下賜品を傳達す、萬石以上の任にして其れより寺社奉行、若年寄等に進む、定員は最初二人なりしが後に廿人又は卅人の多きに至れり。

一一、高家は幕府の儀式典禮を掌り京都への公使、伊勢、日光の代參、京紳の接待等を掌り、又大名に儀式を教授する職務なり、室町幕府以來の名家武田、畠山、吉良、大友、六角、京極等萬石以下のもの二十六家をして世襲せしむ。

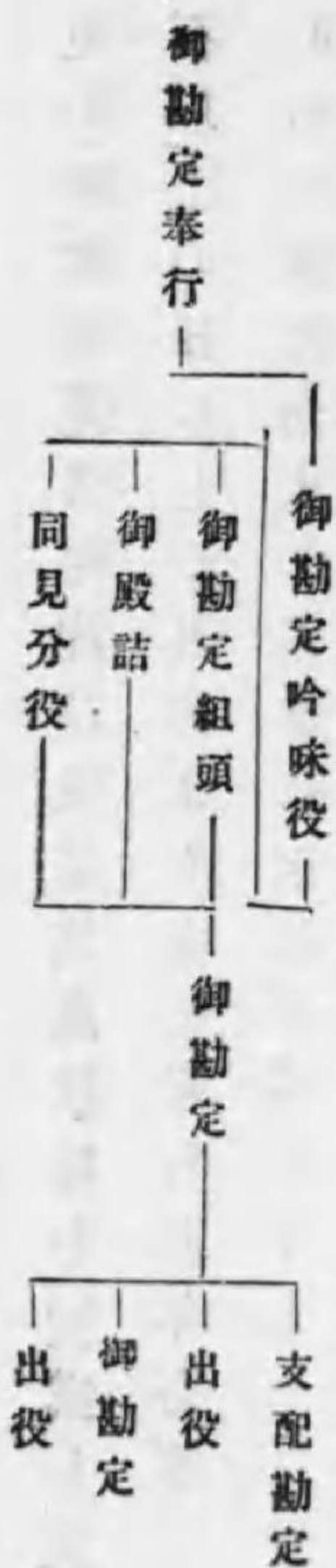
一二、大目付は大監察の職にして老中の耳目となり百揆の規則を監視し訴訟の枉屈を暢達し、若年寄以下の諸吏及大名の糺彈を掌る。種々の分掌ありて將軍の社參佛詣に供奉し、又は重大なる訴訟の時は評定所に陪席す、老中の所管にして四人若くは五人を定員とす。目付も亦監察の任にして若年寄の耳目となり旗下諸士の非違を糺彈す種々の分掌あり、常に營中に二人づゝ宿直し夜中巡檢す、員數十四五人あり此屬に徒目付、五人目付あり。

一三、寺社奉行は全國の寺社及寺社領人民を管し、樂人、檢校、連歌師、古筆見、碁將碁所の類及幕府に縁故ある農工商等を管掌し、八州、五畿内、近江、丹波、播磨等を除き其他

の諸國私領の訴訟を審理す。江戸幕府の當初此職なく寺社の事は金地院等の支配なりしが寛永年中始めて此職を置き譜代大名を以て之に任ず、定員は三人なりしが後四人となれり、屬に寺社役、取次、大檢使、小檢使等あり。

一四、町奉行は最も人材を要する大任とせらる、江戸府内の人民の訴訟を聽斷し且つ民政を統括す、享保以來二人の定員にして數寄屋門内、吳服橋門内に各々官邸あり之を南北町奉行と稱す、老中の所管にして各與力同心を附屬せしむ、本所奉行、町年寄、囚獄、寄場奉行は其被管たり。

一五、勘定奉行は全國の郡代、代官を統領し、又收稅徭役、金穀の出納を掌り兼て關八州内及關外幕領人民の訴訟を聽斷す、慶長八年大久保長安を此職に任せし時は所務奉行と稱せしが、後勘定奉行と稱し公事方勝手方の二課に分ち定員を四人となす、吟味方改役以下數多の屬あり。



一六、如上の大老、老中以下寺社、町、勘定三奉行にて全國の土地人民を分掌して遺漏なきを期したり、尤も小事に涉りては特に何々奉行何々番、何々衆等の職を置きしも如上諸職の被官に過ぎず。

一七、又寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三奉行は各其管轄區域あるが故に、若し訴訟に於て原被兩造共に其管轄を同ふする時は三奉行は各單獨にて之を聽斷するも、原被互に管轄を異にする時は總て評定所に提出す、評定所にては寺社領及關八州以外の私領より府内へかゝりたる訴訟は寺社奉行主任となり、府内の寺社領地、同境内借地等の者よりの訴訟は町奉行主任となり、全國の幕領及關八州内の旗下の中の私領より府内へかゝれる訴訟は勘定奉行主任となりて聽斷す。

一八、前述の如く奉行は行政及司法を掌るに對し、軍旅及警察を掌る諸職を番方と總稱す、大番頭は參河以來の職制にして當初三組なりしが、寛永以來十二組となり毎年二組づゝ交替して大阪及二條の城に在番し其他は江戸城に勤番す。書院番頭は内衛を掌り又將軍の駕行に供奉し遠近に使す、寛永以來毎年一人づゝ交替し駿府に在城す。小性番頭の職は當初花畑番と稱せり、駿府在城の事なきのみにて

他は書院番頭に同じ、又外邊の警衛なきが故に與力同心の屬なし。

第二節 江戸幕府の地方官職

- 一、如上是幕府の行政組織なるが各藩の行政組織も亦規模を縮小せしのみにて略は同一組織なり、尙地方官の重なるものを次に列擧すべし。京都所司代は禁闕を守護し西國大名を監視し兼て京都一切の政務を行ふ、關ヶ原の役後奥平信昌之に任せられしを始とす、京都町奉行、奈良、伏見兩奉行を管轄し、京都代官、二條城の事も掌れり、與力同心之に屬す。
- 二、大阪城代は大阪城の政務を總統し西國大名を監視す、火急の場合は將軍に上聞せずして裁決す、元和五年内藤信正を任せしに始まる、大阪町奉行、堺奉行其他の諸奉行及與力同心之に屬す。
- 三、駿府城代は駿府の庶政を處理し警衛に備ふ、特に此官を置きしは家康が築城し且つ居住せし緣故あるが爲めのみならず、萬一事ある時に箱根以西の防禦をなさんが爲めなり、駿府町奉行、久能山門番之に屬す。
- 四、城代の被管たらずして獨立せる奉行所は長崎奉行、浦賀奉行、箱館奉行、佐渡奉行、

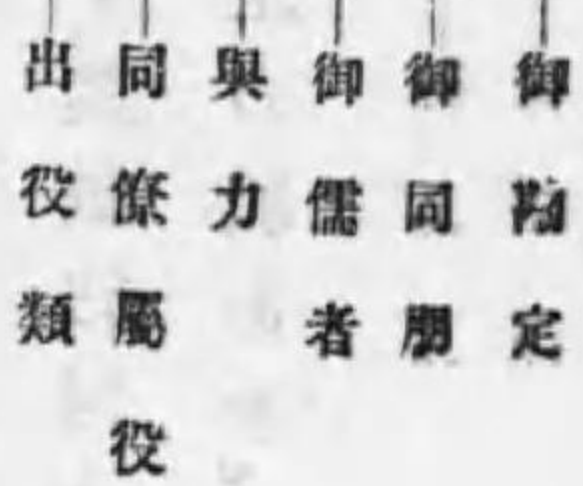
山田奉行、日光奉行等を重なるものとす。いづれも其地方の行政府たると共に、或は外國貿易或は鑛山或は神宮奉齋等の事を掌れり。

五、郡代は關東郡代、美濃郡代、西國郡代、飛驒郡代等是なり、勘定奉行の支配にして幕府の私領の租税を徵收し農桑を奨め兼て教育及訴訟をも掌る、關東郡代は伊奈忠次以來其世襲たりしが寛政以來勘定奉行の兼任となれり。美濃郡代は美濃伊勢兩國を支配し、西國郡代は當初豊後代官と稱し豊後の日田に駐在し其地方を支配せしが、後豊後、筑前、肥前、肥後、日向等を支配することとなり、西國郡代と稱せり。飛驒郡代は加賀、越前、美濃を支配す。其他攝津、參河、丹波等も郡代を置きしが久しからずして廢止せり。

六、代官も亦郡代に同じく勘定奉行に隸屬し、其職務は郡代に同じくして小なるものなり、多くは其職を世襲す、其數約四十人あり之より郡代に昇進するものあり。郡代若くは代官の配下に左の職あり。

御島見
同組頭

御郡代 — 御代官



七、當時の地方行政は一種の自治制にして町には町年寄あり、其下に名主及地主あり五人組あり、一町内の事は地主の處分に任せ地借店借等は其指揮を受くるのみならず、月行事も亦其定むる所たるが如き是なり。又町人には組合制度ありて酒屋木綿屋など各其仲間を立て、其仲間中より一年の税金凡何兩と定め、其配賦の割合等は仲間中の處分及行事などに一任せり。

八、百姓には庄屋組頭百姓代あり、庄屋は百姓の自選に委ぬるも百姓は一旦庄屋を定めたる以上は何事も其指揮に従ひ其引負をも互に辨償することとせり。之を要するに室町幕府は勿論江戸幕府の官制は概ね鎌倉幕府組織の趣旨に則りしなり。家康百箇條中にも「征夷大將軍家内外當役附位階ノ定式、大抵鎌倉ニ倣フト雖國風時宜テ交ヘテ補叙シ」とあるは其一證なり。

第四目 武家時代の軍制

第一節 武家時代の軍制

一、鎌倉幕府は武家時代の事として殆ど軍政と行政との區別なかりしも主として之を掌りしは待所なり、待所に別當官長所司次あり、事ある毎に大將軍の下に軍奉行となれり、又京都には六波羅探題あり、其他の地方に守護探題ありて兵刑の二政を掌る、又大番として諸國の武士を徴して番衛せしむ。

二、當時諸國の武士は將軍家に對しては御家人と稱し、各縁故ある地に土着して私兵を養成したり、此武士に屬する私兵を家子、郎黨と稱せり、家子とは其家に血統の關係ありて奉仕するもの郎黨とは他より來り仕ふるものなり。一朝事あるに當りては家子、郎黨は各其主家に屬して出征す、之を率ゐるは即ち侍なり侍とは六位に侍候する者を謂ひしが後に必すしも六位に限らざるに至れり。此侍を統ふるに侍大將あり、其上に大將軍あり。

三、室町幕府も亦之と大同小異の制度なり、唯其末葉永正、大永より天文に至り鐵砲傳來してより足輕大將、足輕頭あり、是鐵砲隊弓隊を統ふるものなれども、戰國時代なれば全國亂麻の如くに亂れ統一の兵制あるなし、唯其中甲斐の武田氏越後の上

杉氏は最も軍法に精しく、兵制も比較的整備したり、世に甲越の軍法と稱するものはなり。

四、徳川氏に至りて元和二年五百石より一萬石に至る軍役の制を定め、次で寛永十年千石より十萬石に至る制を定め、更に慶安二年に至りて之を擴張せり。當時の制度は將軍親征すれば諸大名悉く従ふ老中は方面の將となりて之を率ゐる若年寄は旗下の將となる、其他大番頭、物頭、番頭、組頭、弓銃頭等ありて之を分掌す。

第二節 武家時代の海軍軍制

一、我國は四面環海の島國なれども古來外國との交渉少なく海軍々制の見るべきものなし、神武天皇の東征及神功皇后の三韓征討には水師を率ゐ給ひしやに見ゆるも固より其制度の稽ふべきなし。

二、大寶の制兵部省の管下に主船司ありしも海軍の實備はりしにあらず、降りて源平二氏の相争ふや海戰ありしも、戰局の爲め止むなく爰に至りしものにして、源平兩氏共に海軍を備へしにあらず、鎌倉幕府に至り海軍の事務を掌るべき船奉行を置き、此奉行の子孫は後に世襲して船手衆と稱したり。

三、足利氏の衰へて政令行れず、此船手衆を主とし事を好む強暴の徒は私に支那沿岸又は南洋諸島に赴き貿易をなし又侵略を擅にしたり、其船には八幡大菩薩の旗を樹てしかば内外之を八幡船と稱し、又支那人は倭寇と稱して其所業の強暴を怖れたり、而も和寇の進取強勇なるに係らず其統一節制なき場合多し。

四、豊太閤征韓の時に船奉行あり、當時志摩の九鬼氏、伊豫の能島、來島兩氏、備後の因島氏は海軍に通じ、殊に能島氏は海賊時代の法を傳へ、徳川氏の世まで海軍唯一の戦術家として知られ其流書も數篇あり。

五、徳川氏の末葉泰西の海軍々制に倣うて軍艦を造り又軍艦奉行(海軍長官)を置きしも、久からずして明治維新となり殆ど何等見るべきの成績を示さざりしも、薩長土三藩の海軍と共に現時の我海軍制度の基礎となれり。鎌倉室町及江戸の各幕府時代は行政官は悉く軍職を帯ぶるものなるが故に、行政官制の部を参照すべし。

第貳項 服務規律

第一節 鎌倉時代

一、鎌倉幕府の政治は簡易直截を主とし特に立法に力を注ぐが如きことなく、侍所問注所は何れも大寶令律と習慣とを參酌し萬機を處斷したるも、往々朝令幕改の弊なきにあらず。是に於て泰時の時代に入り御成敗の式條即ち法典の編纂を試み、貞永元年康連等と議し式目五十一條を制定したりされど猶慎重に衆議を徴するの必要ありとし、中原師貞、二階堂行村等の評定衆十一人に計りて之を確定し、評定衆をして遵奉の宣誓をなさしめたり。

二、此式目に起請文を附したるは評衆定は執權職を助けて守護地頭を支配する重大なる責任あるが故に、天地神佛に誓ひて此式目を遵奉する誠意を表明せしものなり、されば貞永式目は法律として天下に公布せしにあらず、唯評定衆の起請の條なりと雖、爾後幕府の行政司法は一に之に準據して行はれたるが故に、事實上の法典たりしは謂ふ迄もなし。

三、而して貞永式目に於ては官紀の紊亂を防ぎ非違を糾すに嚴なり、國司ニ非ズシテ國務ヲ妨ゲ地頭ニ非ズシテ地利ヲ貪ル所行ノ企甚ダ以テ無道ナリ抑々重代ノ御家人タリトモ當時ノ所帶ナクバ駈催スルコト能ハズ」とし、領地より領主に送る

べき年貢も地頭に於て抑留するを制しては、各年貢ヲ抑留スル由本所ノ訴訟アル者ハ即チ結解ヲ遂ゲ勸定ヲ請ク可シ、犯用ノ條若遁ル、所無キ者ハ員數ノ任ゼテ之ヲ辨償スベシ、但シ少分タルニ於テハ早速ニ沙汰ヲ致スベシ過分ニ至リテハ三箇年中ニ辨償スベキナリ、猶此ノ旨ニ背キ難澁セシメバ所職ヲ改易セラルベキナリ」とし、又地頭に何々の庄、何々の郷と一郡總體を賜はりし時と雖、其中の或る庄園が従前より領主ある場合に之を除き領地に就きては二十箇年占有せし土地は之を當知行と稱し新に領主生ずるも改替する能はざることとせり。

四、刑事上に於て特に官吏(侍)は如何なる制裁を受けしやを稽ふるに式目に於て「問注(裁判)ノ時惡口ヲ吐カバ則チ論所ヲ敵人ニ付ケラルベキナリ、又論所ノ事其理無クバ他ノ所領ヲ沒收セラルベシ若所帶ナクバ流罪ニ處スベキナリ」とし、領主は其代官が殺害以下の罪を犯せる時之を捕へて差出さば領主に罪なきも、代官を庇ひ枉げて陳防したる罪跡露顯せば領主は所領を沒收せられ代官は禁錮せらるべし。

五、又所領ヲ望ム爲メ讒訴ヲ企ツル者ハ讒者ノ所領ヲ以テ他人ニ宛テ給スベシ所

帶ナキ者ハ遠流ニ處スベシ其所領に盜賊惡黨を隠し置く時は其盜賊惡黨と同罪たるべしとしたり。

六、此貞永式目は五十一條あり貞永以降北條氏の末世まで之に追加せしもの並に式目に基く判決例の準則となすに足るもの三百六十一條あり、世に之を貞永式目新編追加と稱す、此新編追加は多くは刑法民法及宗教に關する事多く官制に關する事殆どなし。建武中興の際は三四年を經過して爭亂再び起り其郡縣の制を復興せんとせし政治上の改革は成就せずして止めり。

第二節 室町時代

一、室町幕府は貞永式目及新編追加を襲用し、建武五年(曆應元年)より永正五年に至る百七十年間に時勢により改訂補修し、時々沙汰したるもの二百十條あり、世に建武以來の追加と稱するもの是なり。

二、次に官吏に關係ある一二例を掲ぐべし。建武五年七月の御沙汰に「守護ニ補セラルル本意ハ治國安民ノ爲メナリ爲人徳アル者之ニ任ス國ノ爲メ益ナキ者之ヲ改ム可キノ處或ハ勳功ノ賞ヲ募リ或ハ譜代ノ職ヲ稱シ寺社本領ヲ押妨シ所々地

頭職ヲ管領シ軍士ヲ預ケ置キ家人ヲ充テ行フ條甚タ然ル可カラズ。

三、寺社並本所及武家輩所領等の事に關しては「土貢以下先ヅ納メシメ悉ク之ヲ糺シ返サシム可シ猶遲怠者アラバ定置ノ旨ヲ被ラシメ罪科ニ處ス可シ」又曆應三年四月には「近年武家被官人甲乙ノ輩、下知御教書ニ違背シ剩へ守護使並使節等ニ對シ合戰狼藉ニ及ブ由其聞アリ、フツ常篇ニ超ユ然ル者ハ別シテ嚴密ノ沙汰アル可シ奉行人文書ニ隨身セシメ直ニ披露セシメ罪名ヲ裁判セラルベシ」恩賞遲引に關しては「忠節拔群ノ輩勳功遲引ノ族理訴沈淪云々宜シク之ヲ訴ヘテ奉行人ニ仰セラ

五、尙建武三年十一月作られたる建武式目十七條ありと雖、是足利尊氏が鎌倉の評定衆たりし眞惠、是圓、玄惠等に政事の要領を下問したるに對し應答したる意見書に外ならず、故に之を當時の法制として見るべきにあらず、應仁以後徳川氏の江戸幕府に至る百餘年間は亂世にして一統の法制なく、唯一部に割據するもの各自に法制を定めて其部下を治めたるのみ。其中今日に傳はるもの大内家の壁書、北條

早雲廿一箇條、朝倉敏景十七箇條、長曾我部元親百箇條及び信玄家法あり。

第三節 織豊時代

一、織田氏の足利氏に代りて京都を治むるや元龜四年七月京中制度を立て治安秩序を維持したり、又天正十年甲信兩州を平定するや之に「國掟」を立て又同年澁川一益を關東管領と爲し「東國法度」を立てたり、其中に「國侍抱へ來ル家來被管等ニ於テハ身ノ暇ヲ與フルノ由本主ノ狀ヲ取來ル程ニ之無クハ相抱フ可カラズ若是ヨリ以前抱へ來ルニ於テハ返サルベシト本主申理ヲバ其者理不盡ノ害ニアハサルヤウニ示合セ返シ申ベク事、理不盡ノ疑之アルニ依テ直訴ヲ遂ゲント欲スル輩、其主人聞付生害ニ及ビ候ハバ曲事ニ申付ベキノ事等の規定あり。

二、豊臣秀吉の海内統一の業略成るや天正十四年に武家の作法及び農政に關する法度を出せり、諸奉公人侍事ハ申スニ及バズ中間コモノアラシヨ(中間の下働を爲す輕輩)ニ至ルマテ其主ニイトマコハズ出候儀曲事ニ候間相抱ベカラズ、但マヘノ主ニ相届合點コレアラバ是非ニオヨバザル事となしたり。同年又百姓の武器を携ふる事を禁じ、其翌年にはキリシタン禁止の法度を定め、天正二十年には海路諸

法度を布告せり。

三、其他文祿四年八月二日三日の兩日に制定されし「御説」あり大阪中壁書と稱するもの是なり。「諸大名縁邊ノ義御意ヲ得テ其上ヲ以テ申定ム可キ事」「大名小名深重契約誓紙セシムル等堅ク御停止ノ事」「小身ノ儀申スニ及バズ大身タリト雖目懸ノ女房大勢相抱ザル事等を定め違犯の輩は嚴科に處せらるべしとせり。

第四節 徳川時代

一、徳川氏の覇業成らんとする慶長十七年八月に五箇條の法度を定め諸大名をして之を遵守せしめ、之に違背する者を其領内に置かざること誓はしめたり、其一二に曰く「一季居ノ事堅ク停止セラル、上ハ侍ノ儀ハ勿論中間小者ニ至ル迄抱へ置ク輩ニ於テハ罪科ニ處セラルベキ事」。其翌年六月朝臣ノ法制五條を定む、老若ニ依ラズ行儀法度に背ク輩ハ流罪ニ處セラルベシ但シ罪ノ輕重ニ依リ年序ヲ定ムベキ事等なり。

二、當時の社會の三大勢は武家、公家、僧家なりしが故に、豊臣氏亡びて國家統一するや、元和元年七月に於て家康は三條令を布告せり、諸國大名以下を拘束する武家諸

法度、關白二條照實と議し勅裁を経て定めたる天子以下朝臣を拘束する公家諸法度、五山十刹より諸山の僧徒を拘束する僧家諸法度は是なり。

三、武家諸法度は世に之を元和令と稱す、家康が林信勝に命じ貞永建武二式に據りし者なり、法度ニ背ク輩ハ國々ニ隱シ置クベカラザル事、「國々ノ大名小名並ニ諸給人、各々相抱フル士卒、叛逆害人タルヲ告クルコトアラバ速ニ追ヒ出スベキ事」隣國ニ於テ新儀ヲ企テ徒黨ヲ結ブ者之アラバ早ク言上致スベキ事、「諸大名參觀作法ノ事」國主ハ政務ノ器用ヲ撰フベキ事等を定む。

四、公家諸法度は攝家タリト雖モ其器用無キ者ハ三公攝關ニ任ゼラレズ況ンヤ其外ヲヤ、「器用ノ御仁體年老ニ及バル、ト雖モ三公攝關辭表アルベカラズ但辭表アリト雖再任アルベキ事」諸家昇進ノ次第は其家々舊例ヲ守リ申上ベク但學問有識歌道、勸學セシメ其外奉公勞ヲ積ムニ於テハ超越タリト雖御推任御推叙成サル可ク、下道眞備ハ從八位下タリシト雖才智譽レアリシニ依リ右大臣ニ拜任セシハ尤モ規模タリ螢雪の功棄捐ス可ラザル事、「關白傳奏並ニ奉行職等申渡儀堂上地下の輩相背クニ於テハ流罪タルベキ事」等を定む僧家諸法度は之を略す。

五、以上三法度制定の翌月家康は天子の勅を奉じ朝廷と幕府との關係を明かにする爲めに、公武法制應勅十八條を發布したりと傳へるも後世の偽作なるが如し。徳川百箇條以外に家康百箇條と稱するものもあり、家康が隨時下筆して子孫に垂訓せる所にして之を發布せず、唯寶庫に秘藏して代々將軍以外は時々大老に内示せしのみなり。

六、斯の如く武家の制度は鎌倉幕府以來成文法を設くるを主眼とせず簡易實用を宗とし必要に應じて「掟」^{オキテ}と稱して法度を立てたりしが、徳川將軍家の四代家綱の時評定所留役を置きて訴訟の判決を記録せしめ、又六代家宣以後法度公布の方式として江戸市中及び諸國の辻辻、浦々に高札を出し、八代吉宗の享保年間より更に觸書、書付、覺等の名を以て人民に禁令を布達し、又寛保二年松平乘邑及び三奉行等に命じて従前の禁令、諸法度を編輯し法度書十五冊として適用に便ならしめ、且つ刑律上の先例及び享保以後の極を集めて一冊と爲さしむ、公事方定書又は評定所定書と稱するもの是なり。

七、十代家治の明和四年に科條類典を編輯し此公事方定書を下卷となし、評定所の

典例、累代の高札、享保以後の觸書、書付、覺等を蒐集して上卷と爲したり、而して公事
方定書付百三項なりしが寛政二年松平定信之を修訂して百項と爲せり、世に徳川
百箇條と稱するもの是なり。されば徳川百箇條は家康百箇條と異なるは勿論に
して科條類典下卷と略同一なる所以なり。

八、科條類典上卷によれば寛永十二年十二月告示の評定所掛看板の「定」は「寄合ノ式
日毎月二日十二日廿二日（後二日十一日廿一日諸奉行の立合は四日十三日廿五日と改む）若公儀御用之有テ式日延引
ニ及ハ、翌日寄合爲サル可キ事」「評定衆寄合場ニ卯刻半罷出申刻退散有ル可キ
事」「寄合場ニ役者ノ外一初參ル可カラザルハ勿論音信停止ノ事」「公事ニ罷出ツ
ル立縦ヒ御直參ノ輩タリト雖モ帶刀脇指ス可カラザル事等なり。

九、徳川百科條ハ科條類典下卷と略同一にして其中官吏の登庸及び服務規律に關
するものに「跡式出入取捌ノ事、路式又ハ養子出入地頭エ掛リ合訴出候トモ先方
ノ地頭エ相願フ旨申聞ケ取上申間敷候若シ地頭裁許不審ノ事ニ候ハ、地頭エ承
リ届候上猶落着致サズ候ハ、伺フ可キ事」「諸役人非分私曲訴出候ハ、其役人エ
一通達シ猶又濟マサル由願出候ハ、其旨相伺御指圖次第取計ヒ裁許ノ儀モ相伺

申ス可キ事等の規定あり。

第參項 待遇及特典

第一節 官吏の待遇

一、頼朝の幕府を開くや官爵の虚榮を崇ばずして兵政の實權を握る方針なるが故
に、其家人を諸國の守護、地頭となし大權既に掌中に歸したる後も、其身は正二位大
納言の大將たるに過ぎず、其家人の朝官を拜する者あるも制限ありて公卿の清顯
を望む者なく、京官を拜するは多くは源氏の一族にして、其他は六位に叙せられし
もの十餘人に過ぎず、唯大江廣元、三善康信等公卿の關東に仕へし者は特別の詮議
を以て其家格に従うて京官に任せられたるのみ。又鎌倉の家人の官名を稱する
も四府、檢非違使、四職、受領を以て定則とせり、四府とは左右の衛門、四職とは左右京
修理、大膳、受領とは國守、權守、介等なり。

二、足利氏も亦頼朝の雄圖を踏襲し、努めて其朝官の虚榮を避けしは故なきにあら
ずと雖、其幕府を京都に開きたるが故に漸次平氏の如く公卿的榮華を飾るに至れ

り。尊氏は征夷大將軍を以て甘んじ、死して左大臣を贈られたるに過ぎざりしが、義満に至りて太政大臣たり一家の中大納言たり、四品たりしもの多きに至れり。又其家人の管領に任ずる者は四位に叙するを例とし中には三位に至りしものあり。

三、其他多くは受領六位の侍にして官途も定まり、鎌倉の例を追うて武官と外官(地方の受)とに任ずる者のみなり、されば鎌倉より室町の末葉までは武門の朝官に任ずるは寧ろ稀有の例なりしなり。

四、秀吉の時に至り此前例全く破れ、秀吉自ら關白となり、其家人を悉く朝廷の文官に拜任せしめ、内大臣信雄、大納言家康、同秀長、中納言秀次、宰相秀家、其以下少將四人侍從二十一人の多きに至れり、又五奉行其他の家人に治部、刑部、大藏、彈正等八省所轄の官を稱せしめ、其後諸大名中大中納言、宰相、侍從等に昇る者尙少からず、其後五大老は徳川氏の内大臣を始め大中納言に叙せられたるなり。而して陪臣にして侍從四位の者あるに至りては鎌倉幕府以來の文武官の規格は全く破れたるのみならず、官職位階濫授の傾なきにあらず。

五、徳川氏の時代に入りて空名の官職位階の濫授を釐革するの必要なかりしが、武家の官位は公家當官の外たるべしとの制規を設け、官職位階に就きて公武互に競争するの弊害を絶ちたり。三代家光の時武家官途僭濫を矯正し自ら太政大臣の拜任を固辭し、將軍の官位は正二位にして執老の職に居る者も容易に四位に昇ること能はざることとし、四代に至り大老は少將に任じ老中は侍從たることと定まり、國持大名と雖中少將に進むこと稀なるに至れり。

第二節 官吏の特典

一、武家時代の官吏の特典も亦實際の必要により其都度規定されしも其成文の後世に傳はらざるもの多きが如し、泰時の執權時代に規定されし御成敗式目五十一條(世に貞永式目と稱す)の中に守護、地頭等或は勳功により或は官仕の勞により拜領するも、將軍家より所領安堵の教書を受けて始めて領有の權利を全ふすべき旨を明に示したり、其他特に官吏の待遇上の規定なし。

二、室町幕府は唯貞永式目及新編追加を襲用し、必要に應じて改訂増補したるに止まり、建武五年より永正五年まで七十年間に凡そ二百十條の御沙汰なるものあり、

應仁以後江戸幕府の成立に至る百餘年間は亂世にして統一の法制なく、唯一部に割據しつゝある豪族の其所領を治むる規定ありしのみ。其中大内家の文明十三年十二月の壁書に宴會の時に於ける待遇の規定及長曾我部、武田兩氏に左の規定あり、以て其一班を推知すべし。

三、大内家は「近習衆は本膳に御さい三、汁三ツたるべし」、「外様衆は本膳にさい三ツ云びやしる一ツたるべし」とし。慶長二年三月の長曾我部元親百箇條の中には諸奉行人は路次にて人足、馬を徴すことを得等の規定あり。天文十六年六月の信玄家法には地頭は年貢諸役を賦課するの權力あるを認めたり。

四、豊臣秀吉の海内統一の緒に就くや天正十四年に「定」を公布、其中に服制を定めたり、即ち小袖御服は衣裏共に絹を用ゆるを得るも、其他は絹裏を許し表に絹を用ゆるを禁じ、諸侍はに尻切（革にて作り道の邊）をばくを禁じ御供の時は足ナ（足牛ば）とし、又仲間（革足袋）は不斷足ナカたるべしと、革足袋に裏を着くること及び仲間（革足袋）をハクを禁じたり。

五、而して前陳の長曾我部百箇條及び文祿四年八月の秀吉の「御掟追加」には何れも

領知内の收穫の三分の二は地頭、三分の一は百姓の所得となせしに據り、當時の地頭の収入を知るに足るべし。

六、慶長廿年七月の家康の「武家諸法度」によれば諸大名を參觀の際多數を引率するを禁せられたり、百萬石以下二十萬石以上は二十騎を過ぐべからず、十萬石以下は其相應たるべしとし、居城の構營を禁じ假令修補たりとも許可を要す。衣服は君臣上下の別あるべく、白綾、白小袖、紫袷、紫裏、練、無紋、小袖は御免なきものは着用すべからず、又雜人漫りに乘輿すべからずとせり。

七、元和元年七月の公家諸法度によれば、宮中席次は二公（關白、左、右大臣）の下に親王、親王の下に前官の大臣とし、攝家と雖其器にあらざれば三公たるを得ずとせり、諸家の昇進は舊例によるも、若し才學徳望ある者は大臣に任ずるを得べし。

八、當時朝廷の服制は天子禮服、大小袖、裳御紋十二象、御袍麴塵、青色帛（ハク）生氣（シヤウキ）或は御引直衣（オホシ）、御小直衣（コナホシ）等の事。仙洞の御袍、赤色（アカ）、橡（カシ）或は甘御衣（アマミ）。大臣の袍、橡（カシ）、異文（イモン）、小直衣、親王の袍、橡小直衣。公卿、禁色雜袍を着す。大臣の息或は孫、禁色雜袍を着るを聽す。貫主五位藏人、六位藏人、禁色極藤に至るを着し、麴塵袍を着す、是申下御服の儀

なり、晴時下藤と雖之を着す、袍色は四位以上椽、五位緋、地下赤衣、六位深緑、七位淺緑、八位深縹、初位淺縹。袍の絞、轡唐艸輪無、家家舊例を以て之を着用す。直衣は公卿は禁色直衣、拜領家は先規に准じて之を着用す。

九徳川百箇條は徳川の刑律を編纂したるものにして、松平定信の手に成れり、又家康百箇條は家康が隨時執筆して子孫に垂訓せるもの獨り、徳川一家の家憲たるのみならず、政治の大綱を示すものなり。

一〇、世に所謂「斬捨御免」なるもの其中に規定されたり、曰く「下賤ノ輩諸士ニ對シ等ヲ踰エ或ハ諸士ノ内陪臣モ亦直臣ニ對シ寛怠アル討テ捨テニ於イテ妨ケザル事」。秩序を保つ爲めには、諸士列ノ高下相争ハシムベカラズ、役附ノ大小ニヨリ座席を甄別セシムベシ、縦ヒ同役同席タリト云ヘ共高下ヲ争ハシムベカラズ、官祿多少ヲ以テシ又先役付ヲ上トシ或ハ年老ヲ以テ上トシ互ニ謙退ヲ主トセシムベシ、我老ヲ老トスル所ナリ、又功臣優遇の法として「大老社稷ノ臣年衰ニ及ベバ武王周公ニ對スル禮ヲ以テスベキ事」「妻妾ノ縁ニ陥リ志士ノ功ヲ微ミスベカラズ」とせり。

第四款 明治維新の官吏

第壹項 廢藩置縣以前の官吏

第一目 官制

第一節 本政官三職制

一、慶應三年十月十四日將軍職徳川慶喜表を上て大政を奉還す。十二月九日詔して之を聽し、鎌倉幕府以來武門の手に在りし統治の大權始めて朝廷に恢復す。舊幕時代には、朝廷は唯官位を授け、學問を獎勵し、寺院を管する等の事を親らせるに止まり、行政上の機關頗る簡單なりしかば、今や萬機を親裁するに及んで、朝廷を革めて完全なる中央政府の組織は最も急務となれり。

二、乃ち王政復古の大號令を發すや、之と共に攝政、關白、征夷大將軍以下内覽、勅問、御人數、國事御用掛、議奏、武家傳奏、守護職、所司代等の職を廢し、假に總裁、議定、參與の三職を置き、百般の政務を掌らしむ。

慶慶四年正月十七日三職を常置の官とし、神祇、内國、外國、海陸軍、會計、刑法、制度の七課とし、太政官と總稱す。太政官は總裁之を總理し、七課は議定之を分督し、參與之を分務す。

三、同時に徵士及び貢士の制を設く、徵士は多く參與職任用の方法たるも、亦貢士と共に下の議事所に入り議事官たり。その職制左の如し。徵士は諸藩士及び都鄙有才の者、選舉拔擢されて、參與職に任じ下の議事所にありて議事官たり。又分課によりて其課の掛となる者は、其事務を専務す。貢士は藩士その藩主の撰に任せて下の議事所へ差出すものなり。則ち議事に與り、輿論公義を採るを旨として設く。同年二月三日職制を更定して、神祇以下の七課を局と改稱し、之に總裁局を加へて三職八局の制を定む。

第二節 太政官三權分立制

一、三職制時代は未だ維新更始の時代を出でず、朝令暮改その歸着する所を知らず。稍秩序的に官制の制定を見たるは、閏四月二十一日太政官全部の改革を行ひ、政體書を頒ちて三權分立の新制度を布きたるに始まる。

二、乃ち三職八局を廢し、五條の御誓文を旨とし、所謂萬機公論に決するの途としては議政官を興し、以て立法の權を執らしめ、所謂大に經綸を行ふの途としては行政官及び神祇、會計、軍務、外國の四官を置き、以て行法の權を執らしめ、別に刑法官を置きて司法の權を執らしむ。諸官執務の便宜により局及び司の分課を置き、政令二途に出づるを避くる爲め、諸官を太政官に總轄す。

三、議政官は公議輿論を執つて國政を議する機關なり、之を上下の二局に分ち、上局は議定及び參與を以て組織し、下局は藩論を代表すべき貢士を以て議員とす。蓋し當時の輿論公議とは藩論を指したるものにて、未だ國民一般の意見の意義にあらず。

四、議員を總ぶるに議長を置き、又別に日誌司を設く。議定は政體を創立し、法制を造作し、機務を定決す。また三等官以上を銓衡し及び賞罰を明らかにし、條約を定め、和戰を宣する等の事を掌る。内二人は輔相を兼ねぬ。

五、參與は掌る所議定に同じ。史官は文案を勘署し、事を受けて上抄し及び日誌を作る。下局議長は下局の議事を整理す、辨事より兼ねぬ。議員は上局の命を承けて、

		大藏省			
		卿			
		大輔 少輔			
造幣寮	職員 寮司	頭	大丞 大丞 大丞	鑛山司	通商司
		頭	大丞 大丞 大丞	正	正
		助	史 生		
		助	省 使部		
		尤		大 大 大	大 大 大
尤			少 少 少	少 少 少	
大 大 大	書 記		大 大 大	大 大 大	大 大 大

監督司	租稅司	驛遞司	土木司	地理司	正	權	權	權	權
					正	正	正	正	正
					大 大 大	大 大 大	大 大 大	大 大 大	大 大 大
					少 少 少	少 少 少	少 少 少	少 少 少	少 少 少
大 大 大	大 大 大	大 大 大	大 大 大	大 大 大					
少 少 少	少 少 少	少 少 少	少 少 少	少 少 少					
大 大 大	大 大 大	大 大 大	大 大 大	大 大 大					
少 少 少	少 少 少	少 少 少	少 少 少	少 少 少					

留守官	陸軍	海軍	春宮坊	皇后宮職	皇太后宮職
-----	----	----	-----	------	-------

長官 一			大夫 一	大夫 一	大夫 一
次官 一			亮 一	亮 一	亮 一
權判官 判官			權少進 少進 二	權少進 少進 二	權少進 少進 二
權少主典 少主典 大主典			權少屬 少屬 大屬	權少屬 少屬 大屬	權少屬 少屬 大屬
生史 使部			生史 使部	生史 使部	生史 使部
	大將 中將 少將	大將 中將 少將	傳 一 學士		

彈正臺	大學校	集議院	待詔院
-----	-----	-----	-----

尹 一	別當 一	長官 一		
少弼 一	大弼 一	次官 一		
權大進 大進 一	權少進 少進 二	權判官 判官		權少丞
權大屬 大屬	權少屬 少屬	權少主典 少主典 大主典		權少錄
史職掌	生史 使部	生史 使部		
	少博士 中博士 少助教	大博士 中博士 少助教	教 官 察	少譯官

宣 教 使	開 拓 使	接 察 使
長官 一	長官 一	長官 一
次官 一	次官 一	次官 一
判官 權判官	判官 權判官	判官 權判官
大主典 少主典 權少主典	大主典 少主典 權少主典	大主典 少主典 權少主典
史 使掌	史 使掌	史 使掌
生 使部	生 使部	生 使部

備考 表中官名の下の數字は定員を示す。また宣敎使職制は明治二年九月二十九日宣敎使官員を始めて制定したるものに據る。

四、其他待詔院及集議院あり待詔院は天下の才能を待する所にして、言路を洞開し、上下壅塞の弊を避け、卑賤に至るまで各その抱負を盡させ、その長所を採用する爲めに設く。八月十五日之を集議院に併す。

五、集議院は議政機關として、續に存続されたる機關なるも、太政官監督の下に立ち、その命を受けて諮問に答ふるに過ぎず。即ち二年八月二十日發布されたる集議院規則を見るに、集議院は廣く衆議を諮詢し、國家治安の大基を建て玉ふ御心を奉體し、億兆心力を盡す場所なり。諸案は太政官より下すべく、議院より立つる議案は太政官に白て公議に付すべし。

六、議員は位次總て同等とし、府、藩、縣とも正權大參事中より選出すべく、その選出は官許を要し、年齢は二十五歳以上たるべく、在職四年を以て限とし、二年毎にその半を改選す。議院は常に成立し、毎月二七の日を以て定日とし、可否五分三を以て決し、可なれば直に天裁を仰ぎ、可否五分三に至らざる時は他日の會議に付し、或は御決せんとする者五分三以上に及ぶときは直に再議す。賛否は他の議員に託して書面を以てすることを得、諸官より出席の人員また議事に加はるを得、出席議員五分三に満たざる日は休會し、議事は毎會三十人を限り人民の傍聽を許す。

七、議院は又一般人民の建白を受け、建白者を出席せしめて豫め議員中より公選したる幹事會議を開き、賛否五分三を以て可と決したる時は太政官に上申し、否と決

したる時は本人に諭して建白書を却下す。集議院を總判する爲めに長官を置く。長官の次に次官を置き、判官、主典、史生、院掌、使部等を置いて諸務を掌る。

第四節 府藩縣三治の制

一、慶應三年十二月王政復古の大號令を發すると共に、中央政權全く朝廷に歸したるも、徳川慶喜は依然としてその舊幕領を食み、諸侯また各地を領有して、地方は未だ封建の制度に仍れり。翌四年正月伏見、鳥羽の變あるに及び、朝廷舊幕府直轄の領土を收め、新に府縣を置く。

二、然るに薩、長、肥、土四藩版籍奉還を上表し、續いて諸侯の之に倣ふもの多し、明治二年六月十七日遂にその請を聽し、且つ請はざる三十餘藩にも亦之を諭して奉還せしめ、各藩主を直に知藩事に任じ、追次宣任して二十五日に至りて終る。乃ち諸侯の稱を廢して公卿と共に華族と稱し、三治統一の端を啓けり。

三、茲に於て大に地方官制改革の必要に迫り、七月八日中央官制の更定と共に、左の諸官を置く。

府	知事 一人	大參事 少參事	大權少 大權少 大權少 大權少 大權少 大權少	史 生
藩	知事 一人	大參事 少參事	大權少 大權少 大權少 大權少 大權少 大權少	史 生
縣	知事 權知事	大參事 少參事	大權少 大權少 大權少 大權少 大權少 大權少	史 生

四、而して同月二十七日府縣奉職規則を發布し、府縣にて專決處分すべきものと、主務省に稟申指揮を受くべきものとを區別す。即ち府縣私に法を立て、制を改め、租税の定額を改革、蠲除し、或は兵隊を取建る等を嚴禁せしも、知藩事の自治權を認め、府縣奉職規則を以て、藩官に及ぼすを得ざるなり。

五、唯外債、器械、船艦等の輸入に付、歳入又は物産類等未定のものを擔保とするは、府、

藩、縣共に禁じ、流刑は府縣もこれを專斷するを得るに改めたり。三年九月十日藩制を制定して、功罪あつて祿を増減し及び死刑は朝裁に決を請ふべく、士族、卒の外別に階級を設くるを禁す。

七、知府事は府内の社祠、戸口、名籍を知し、百姓を字養し、教化を布き、風俗を敦うし、租税を收め、賦役を督し、賞刑を判じ、僧尼の名籍を知し、其府内に互市場あるものは則ち貿易事務をも兼ね知るを掌る。知縣事は一人を置き、縣内の社祠、戸口、名籍を知し、百姓を字養し、教化を布き、風俗を敦うし、租税を收め、賦役を督し、賞刑を判じ、僧尼の名籍を知し、縣内に互市場あるものは則ち貿易事務を兼ね知るを掌る。大參事は縣内の事務に參判するを掌る。少參事は縣内の小事を參判するを掌る。大屬、權大屬、少屬、權少屬は文案を勘し、檢出稽失を掌る。史生は公文を繕寫するを掌る。二十七日縣職員の定員を定めて、知縣事は一人とし、その他は石高に仍つて増減す。八、四年四月四日戸籍法を定むと共に、地方を土地の便宜に隨ひ、凡そ一府一部を分つて何區或は何十區とし、一區は大小時宜によりて四五町若くは七八村を以て組織し、每區戸長並に副を置く。戸長は區内の戸數人員、生死、出入等を詳にすること

を掌る。副は戸長の職務を輔く。

第二目 任免及規律

第一節 官吏の任免

一、王政復古と共に總裁、議定、參與の三職を置くや、宮、堂上へ諭告したる中に、「人材登庸第一之御急務に候故、心當の仁有之候者早々言上あるべく候事」と云へるが如く、専ら人材登庸を旨とし自由任用の途に出でたり。始めて任用を制限せるは、慶應四年正月十七日、その職制を革むるに及び、總裁は宮より、議定は宮、公卿、諸侯より參與は公卿、諸侯及徵士より之を採るの制を布きたるに在り、

二、徵士は諸藩士及び都鄙有才の者、撰拔されて參與職に任じ、或は他の一官に任ずるものにて、撰擧の法は公議を執り拔擧されたるものを徵士に命ず。貢士は藩士より採り、専ら藩主の選任に委す。(慶應四年正月三職分課)然も任官の高下は、未だ才能を採るよりも、身分を採るの積習止まず、議定、輔相、知官事は親王、諸王、公卿、諸侯を、參與、議長、辦事、副知官事、正權判官事は公卿、諸侯、大夫、士、庶人を、以て充つとし、官の高下と身分の貴賤と互に默契あるが如し。

三、明治二年七月八日神祇太政二官制を布く。即ち任用の資格を撤廢し、始めて日本國民は何人も官吏たるを得、その最高官まで登るを得ることとなれり。同時に官位相當を定め、四位以上は君主直接に任用する勅授官、六位以上は長官より奏薦し、旨を承けて任用する奏授官、七位以下は長官の權限を以て專行する判授官とし、二十七日勅授、奏授判授の稱を改めて、勅任、奏任、判任とす。

四、その選叙の法は、人各知る所を擧げたる外、大學校卒業生或は集議院議員及寄宿生より多く採る。然も自由任用や、動もすれば濫擧の弊を免れず、屢訓示して之を誠しめ、就中判任官の選叙に就て、其人平日の行狀平日の行狀、才識、その他吟味を遂ぐ可きを諭す。又官吏罪を犯し、徒刑に該るものは、免職して、後一年を経ざれば、再び任用すべからざるを新律綱領に定む。

五、官吏任免の宣旨書式は明治二年九月二十日諸官省、府縣判任官假宣の書式を定む。大奉書剪紙に次式によりて認め、在官の者は氏官を書し、府、藩、縣はその府、藩、縣名を書す。亞で同月二十九日、任〇官名〇の所を、任何々と官名を書すに改め、明治四年三月二十九日、宣旨書式を改定す。大奉書堅紙八ツ折を用ひ上式に準じて

書し、後日轉免したる節は右印下に、何年何月何日轉官、或は、依願免、又は、免と書入れ、姓名は官あれば、官姓名位あれば、位姓尸名、任官は兼官なれば、兼任何々、本官兼官同日なれば、任何々兼何々、依願退の節は、允請任何々と書し、兼官ある者轉職の節、如故の字面なければ本官共に被免とす。

第二節 章程及規律

一、始めて三職を置くや、慶應四年閏四月三權分立の制を布き。屢々諸官に訓戒して、官吏職責の重きを辨へ、一身を慎み、賄賂苞苴は勿論、私意を恣にし、權威簽敷儀あるを嚴禁す、また私謁は依估の沙汰に陥るを以て戒しめ、官吏上下に依つて禮儀あるべきを諭す。

二、翌明治二年四月二十日諸官規則を定む、従前の規則を改正し、又は新法を制定する等の重大事件は、該官決議の上更に輔相に達し、以て天裁を仰ぐを要すとし、又五月八日會計官條令を定めて、國家の財政治まらざるときは會計官、知事及副知事の責とし、節儉を急務と心得て、叡旨に出づるものも忌諱を憚らず諫争し、例外の出費は既に決議を経るも覆問して止むることあるべく、諸官例外の金穀に係る事は會

計官承諾せざれば施行を許さず、租税の變改、檢地等上裁を経ざればすべからず、歳入歳出、貨紙幣増減等は計簿を鑒假し公示すべきものとす。

三、明治二年七月八日官制を改革し神祇太政二官制を布く。十三日節朔參賀の規定を改めて勅授官以上參朝すべきこととし、同時に政府の座次は左右大臣は北上東面着座、大納言、參議は北上西面着座、宸斷伺ひは第一字より參入すべく、總て諸願、伺出の事件は辨官を経て議事に出し、決議の上分課へ下附す。

四、二年七月二十七日府縣奉職則を定む。號令は殆めに愼み聊か民心を失ふべからず、賞罰は事情を審にし僭濫あるべからず、私に法を制定改革し、或は租税の革獨兵隊の取建等を嚴禁す。租税は大藏省、墨壁、砲臺等の造廢は兵部省、苗字帯刀免許、産業、土木、驛遞人馬等の施設改革等は民部省、死流の重刑は刑部省へ伺出で、決を受くべきを定む。九月二十四日流刑は府縣の專斷に委す。

第三節 官吏の懲戒

一、明治二年九月八日彈劾を設け、官吏處分の方法を定む。親王及諸司奏任、非職の五位以上の親、解官以上及判任官以下の父母を毆ち叛逆に連累するものは奏彈し、

自餘は直に刑部省に糺移す。判任以下の解官以上は臺にて糺彈し、自餘の犯は本司及府、藩、縣の司を召して糺彈す。

二、三年五月之を改定し、奏彈は尹若くは弼、三職と共にすべく、事三職に係るものに直に之を奏す。府、藩、縣、判任以下の非違は重きは臺に召し、輕きは其廳に移して糺さしむることとし、また五月二十五日糾問の座席を定めて、六位已上は座鋪吟味、判任以下の罪は庶人に下すものとす。十二月二十日新律綱領を制定す。

三、その職制に關する刑律は、詔書を遺失、誤毀する等は杖一百、官文書を棄毀するは杖一百、重要文書ならば一等を加ふ、監臨主守等監守する所の官物を供用し、若くは人に轉借する者、證書なきは監守盜に準じて論じ。又官吏里長等差役を科するに法に違ひ不公平なるは笞五十、上司に總訴するは笞三十とす。私讎を懷き無罪人を禁獄せば徒一年、致死は絞、拷訊は徒一年、致死は三年とす。

四、上官を害辱するものに就ては、その本屬勅任長官を謀殺せんとし、既に行ふものは流三等、傷害せば斬、殺せば梟。奏任長官を謀殺せんとし、既に行はば流二等、傷ければ絞、殺せば斬。又本屬勅任長官を毆つ者は流一等、傷ければ流三等、打傷以上は絞。

又本屬の勅任長官を罵る者は徒一年、委任官を罵る者は杖九十、親告罪とす、
 五、破廉恥罪に就ては官吏財を受けて差役を不公平に科する者は賊に計へ枉法を以て重に従つて論じ、公務に因て所部内の財物を科斂するは已に入れざるも咎五十、又捕亡及斷獄官吏に就ては、別に捕亡律、斷獄律を設けて規定し、捕亡及斷獄に關する刑罰を處斷し、その他は一般官吏の刑律に據る。官吏私儲を以て無罪人を拷訊する者は徒一年、打傷以上は犯鬪傷に二等を加へ、因て死に致さば斬となす。

第四節 軍律

一、慶應四年二月諸藩の兵を徵して征東軍を起すや、十二日軍令を頒ち、大小諸藩軍備を嚴にし同心戮力忠誠を盡し、親征の目的を達すべきを訓し、且つ海陸軍共進退驅引は各總督に委任されたるを心得、私論を以て公事を誤り各藩區々たるを戒しめ、別に陸海軍諸法度を定め、之に背かば軍法に處すべきものとす。
 二、閏四月十九日徵兵令を發布し、陸軍編制成るや、徵兵は當分の内小銃并に要具、座蒲團を持參するものとし、所在備へ置きの兵隊は御沙汰次第出兵の覺悟あるべき

を令し、五月三日陸軍局法度を定む。曰く、皇國一致國威を立つる儀至要なれば士風を失はず、禮儀を守り親交すべき事、長官の指揮を嚴守し、常に出陣の準備ある事、櫻りに飲酒し、亂暴狼藉し、押借する等堅く戒しむ。
 三、練兵は或は日を定め或は勝手稽古として、徵兵及諸藩兵隊に對し、屢令を發したるが、その操練は始め英式及蘭式を採りたるが、後ち佛蘭西式を採り三年四月五日全く之に據らしむ。又操練所にて實彈射撃を禁じ空砲演習とす。
 四、二年四月軍務官令を以て軍律を制定す。凡例に於て賞典は遅きも妨げず、罰典は速なるを佳とし、軍律に遭遇するものは伺書を奉らず、届書を以て處置すべきものとし、その科條を分ちて五ヶ條とす。後ち新律綱領を以て之を改め軍人罪を犯すに出征行軍の際の外、兵部權斷するを禁じ、宿衛巡邏の時も事常人に關陸し及鬪毆殺傷する等は常律に照して論ずるものとす。
 五、三年軍艦定律を發布し、施行の權を艦長に委し、士官越度あらば小艦隊指揮、艦長と連繫して本省に詳報し差圖を得て進退し、學生下等士官以下は艦長、副長と議して罪案を判斷し定律に従ひ艦長之を處分するものとす。

第參目 特典及待遇

第一節 官等階級

一、明治維新の官制大改革は、既往の序次を打壊して、官吏を遇するに未だ官等或は官位相當を定めざりしも、顯官は顯位を以て任じ、甚しく權衡を失し秩序を紊すことなし。慶應四年二月三日三職八局の制を布くに及び始めて官等を分ちたるも、上中下の三等に止まり、總裁、議定、參與の三職を上等、三職以外を中下に分ち、中等は頭、助、屬の三官、下等は筆記、書生、使丁とす。

二、然るに閏四月政體書を頒ちて、太政官制の大改革を行ふや、貴賤の別なく高官に昇るを得たれば、官位の相當官等の劃然たるを要するに至り、諸官を分ちて九等とし、三等官以上は外國に對して大臣と稱し、位階を賜ひ、輔相、議定は二位、參與は四位、辨事は五位階を宣下さる、また五等官以下守辰に至るまでの下級官人、宮侍等は従前の爵位を稱するは官等との不權衡甚だしき憾みあり、特に在勤中官位返上を申付け通稱を以て代ゆ。翌二年七月八日神祇太政二官制と革むるや、恰も位階も上下の稱を廢し、正從九位、大小初位の總て二十階とし、之を配して官位相當を定む。

第二節 服制及徽章

一、官服は慶應三年十二月二十四日の布告を以て、冠以下の官服類追々制度立てらるべきも、それ迄の所從來の儘着用とし、爾來時に臨んで衣體を達し、未だ一定の服制なし。翌四年正月の參賀は衣冠着用とし、凡そ參賀の服は衣冠垂纓、無官は直垂、奉迎の節は卷纓に更ゆ。二月二十六日諸侯列の輩に、自今立烏帽子、裏附狩衣、紫指貫、虎皮等を免し、徵士は麻上下を着用せしむ。

二、閏四月二十二日公卿以下の諸官に繁用の爲め總て節朔の外は羽織袴にて參内勝手を達し、二十七日參賀の衣體を定めて宮、堂上、諸侯參賀の輩は、節朔は衣冠差袴とし、參與並に有位の徵士は御大禮には衣冠、節朔は直垂とす。宮、堂上、中宮參入の輩は衣冠、徵士の年賀は三等官以上有位は衣冠、無位は直垂、四、五等官直垂、六等官以下麻上下とし、翌二年三月無位の諸侯參朝服は直垂とす。また八月七日御前參仕の輩は衣冠、狩衣、直垂の内着用とし、十二月總て官服の節機を四時共着用するものとす。

三、明治二年十一月七日彈正臺官員合印を定む。三年五月十三日陣笠印を改む。

三年正月十二日諸官の塗笠を定む。總て黒地とし之に廣筋、細筋、小筋を入れて官等を分つ。十一月五日官吏の制服を定め、非常並に旅行中禮儀に關する節衣冠に代へて用ゆ。

四、陸軍は明治二年二月十四日御旗並に肩章を拜領し、公用の外用ゆるを禁じたるが、翌三年十二月二十二日陸海軍服制を定め、四年三月二日武官の朝拜禮式には軍服を着用することと定めたり。明治三年十二月二十二日海軍服制を定む。その將士の服は正略共紺羅紗を用ひ、大小は體格に准ずるも、金線、裝飾、紐釦は官階を別つものにて定禮を超ゆるべからずとせり。

第四目 給與

第一節 文官俸給

一、明治維新の始め給與の制未だ成らず。慶應四年三月假に三職八局官員の月給を定む。諸官を上中下の三等に分ち、上等は總裁(千圓)議定(八百圓)參與(五百圓)の三職、中等は頭(三百圓)助(二百圓)屬(百圓)の三官、下等は書記(三十圓)筆生(二十圓)使丁(十圓)とす。

二、閏四月二十一日三權分立の制を布くや、諸官を九等に分ち、六月十三日月給を定む。然も時恰も戰時に際し、關東平定に至るまで三等官以上はその半額、四五等官は三分の一を減じ、六等官以下は都て本額の通りに給す。同年十二月十四日東北漸く平定し、乃ち五等官以上の減俸を定額に復し、翌二年正月四日減給額を追給するを達したるも、同月晦日再び減給とす。

三、明治二年七月八日官制の大改革をなし、神祇、太政の二官制とするや、月給も改むべきも、十三日追而達あるまで従前の通りと布告し、八月二十二日乃ち月給を改めて官祿を定む。官祿は一等より十六等に至り、十六等は更に三等に分ち別に等外二等を置く。諸官職責の輕重、職務の繁閑により官祿等級に配し、總て年俸廩米立とす。即ち一等千二百石(左右大臣)二等千石(大納言)三等七百石(參議、卿)等なり。

四、官祿制定と共に明治二年八月二十二日官祿渡方を規定す。官祿は一ヶ年の月數に割合せ隔月渡すべく、拜命被免共に十五日前後を以て一箇月、半箇月に處し、廩米を以て淺草御藏にて渡すを原則とす。

五、又兵部省官員及議事局其他諸官員等外は賄を給ひたるが、明治二年八月二十四

日兵部省官員の扶持賄を、翌三年三月朔議局其他諸官員等外の賄を廢し、明治四年正月八日新に諸官省局員宿直の賄料を定め、宿直は朝夕兩度分一食二匁三分當を以て給し、使部又は附屬は夜勤五ツ過に至るものに一賄を給し、小使の泊手當は一泊一人銀一匁五分とす。又新年及紀元、天長の二大節には酒饌料を賜ひ、官等に因つて厚薄あり、その額時に臨みて異にす。

第二節 武官俸給

一、明治維新の始め中央に兵備なく、諸藩兵を養ふを以て朝廷軍人給與令を定めず、兵部に置く陸海軍將官は官位相等に照して専ら文官の俸給に據れり。慶應四年閏四月藩兵を貢せしめて陸軍を編成するも、なほ兵員の給料は上納せしめ、明治二年三月二十二日格別の旨を以て始めて兵士月給を定め、二兩宛を給したるがその兵隊月給を制定せしは同年九月に濫觴すべし。然もこれ京畿常備兵に限られ藩兵は諸藩の定むる所に據る。

二、海軍も陸軍と同じく、海軍將の俸給は文官給與例に據りたるが、明治三年十二月八日始めて海軍官祿を定む。大將(一〇石〇) 中將(六石〇) 少將(四石二) 等なり。然も官

職の難易閑劇に従ひて増減あるを免れず、石祿は十二月割を以て全給し、准官は四分の三、心得勤は三分二、試補は三分一を給す。

第三節 旅費手當

一、旅費手當の制は、慶應四年東京行幸あるに臨み、同年三月四日臨時に供奉諸員の手當金を定めたるに始まる。明治元年十二月十二日遠國御用を仰付られたるもの、支度料及道中手當を定む。遠國とは二十五里以外の地を指し、支度は百里以上二百里までを定則として次第の額を給し、百里以内五十里まではその三分の二、五十里以内は半額を賜ふ。

二、三權制實施するや道中手當は一日一人に付日當として一等官は一兩、二、三等官は三分、四、五等官は二分、六、七等官は一分二朱、八九等官は一分とす。明治二年八月二十二日遠國御用支度料、宿代、月手當等を定む、後明治四年五月三日支度料及旅費則を改正し、又徵兵旅費手當を定む。

第四節 恩給及扶助料

一、明治二年八月二十二日、旅費は官祿等級に従つて給するものとし、翌三年三月八

日大に之を更定し、官員免職の節被下規則を定む。軍人の退官手當に就ては、明治三年四月五日病症にて服役し難き兵員は、兵隊に付詮議の上手當を給して復籍せしむる令を發し、又在役中尋常役使の爲め傷痍を受けたるものは、之を三等に分ちて扶助金を給するの規定を閏十月十九日公布す。同年十一月十三日徵兵規則の制定に莅みても、亦終身不具の負傷者へ扶助金を賜ふこと明かにす。

二、一般官吏の遺族扶助料は、明治二年八月廿二日に在官中の病死者の遺族へは、手當としてその官祿の三ヶ月分を一時に賜ふを令し、軍人遺族の扶助は明治二年十月十日一般官吏同様月給三ヶ月分を一時に給與するに改む。

第貳項 内閣制以前の官吏

第壹目 官制

第一節 正院

一、明治四年七月廿九日太政官中左、右大臣、大納言、大少史、正權官主記、官掌等を廢し、職制を改めて新に太政官及外務、大藏、兵部、文部、工部、司法、宮内等の各省及開拓使を

置き、太政官制は正院、左右兩院と改めたり。是主として廢藩置縣に基く改革にして中央集權を全くせんが爲なり。

二、即ち正院は天皇親臨して萬機を總判し、之に太政大臣、納言又は左右大臣、參議を置き、庶政を統督するの府と爲し、右院は各省の長官、次官を以て組織し、以て諸省の重事を審にし、當務の法案を草し、行政實際の利害を審議するの府とし、左院を以て立法院とし、議員を任ずるも多くは行政官を以て之を兼ねしめたり。従つて三院并立すと雖鼎足の權衡なく、正院獨卓越し左右二院は其下に隸屬するのみ。

三、即ち太政官は本官にして諸官省を分官とし、寮司は官省の支官とす。而して翌月納言、樞密使を廢し、且つ神祇官を神祇省と改めて諸省の中へ加へたるを以て茲に始めて諸官は太政官に統一され中央集權の實全きに至れり。明治五年二月兵部省を廢して陸海軍省を置き、更に翌年十一月内務省を置きたるを以て各省は十省を數ふるに至れり。

四、明治八年太政官三職三院制度を改正し、左右兩院を廢し正院のみに止め、太政大臣をして庶政を統理せしめ、從來立法審議機關たる左院の代りに元老院を設置し

て立法の源を審議せしめ、訟獄の事務は大審院をして審議せしめ以て立法、行政、司法の三權並立の實を擧げんことを期せり。

五、又別に地方官會議を開き、民選議會開議の端を開き、各省大臣は別に閣議を開きて行政當務の責に任じ、且つ元老院に抵りて是非利害を辨明せしむる制度となれり。是れ蓋し内閣官制樹立の起源を爲すものなるも當時尙太政大臣獨り諸制を統理し、輔弼の責に任じ、諸官之に隸屬するに過ぎず。

六、太政大臣一は天皇陛下を輔弼し、立法、行政の可否を献替することを掌り、左右大臣各一は元老院、大審院長官を兼任し、諸機務を議判することを掌り、太政大臣事故あるときは其の代理たることを得。參議は定員なく諸機務に參與することを掌る。内史は正、權大、少に分れ、詔誥、制勅、官記、位記等を掌り、機務の文案を草し、國史を纂修し、且つ各課局を分ち諸務を幹理す。

七、外史も亦正、權大、少に分れ、文書、記録、受付、傳達、官中用度等の事を掌り、且つ各課局を分ち諸務を幹理す。正、權大、中、少主記は各課局に屬し、書記、計算等の事を掌る。大舍人、權大舍人は宮中分番、官衛雜使を掌る。而して正院の分課は内史所管課局

は内務、外務、財務、法政、履歷、兵務の六課及翻譯、修史の二局とし、外史所管課局は記録、政表、用度の三課及印書局とす。

八、從來の式部寮管掌の任叙事務を管掌し、九月内外史を廢し、大史三等相當、權大史四等相當、少史五等相當、權少史六等相當及大主記以下の官等を置き、別に儀則課を置く、同月又印書局を大藏省に屬せしめ、又地方官會議事務局を置く。而して修史局に總閱以下を置きて地理寮、地誌課を合併し、法制局職員を定めて長官以下を任命したり。同年十月正院中法制、修史二局の外内外史本課を始め、諸課局總てを廢せり。

九、明治十年一月正院の稱を廢し、正、權大、少史、主事、法制官以下並に出仕、御用掛等大舍人及び外史を除くの外すべてこれを廢し、正、權大、少書記官自四等至七等以上奏任、一等屬以下十等屬自八等至十七等を置き、別に調査所を設け、二月調査局に長官三等を置けり。即ち正院所屬局は修史館、法制局、調査局の一館二局となれり。明治十六年十一月大臣、參議、諸省卿は掌務を奉行するの便に備ふる爲め書記一名又は二員を秘書官として專屬せしむることを得とし、明治十八年十二月三職制度は廢止せらるゝに至れり。

- 一〇、樞密史官は正院の秘書記にして、三職の命に従ひ樞密の文案を草し、及奏書法案を検査補正し、且官員進退黜陟の書を掌る所なり。其職員は樞密大史二員、樞密權大史二員、樞密少史、同權少史各三員、正權大小史各三員、五員、十員、正權大小主記十五員あり。樞密史官の制度は翌明治五年十月正院の分課規定の改正と共に廢止せられ、内外史代つて其の事務を掌るに至れり。
- 一一、式部寮は明治四年の太政官職制の改正と共に置く、當時式部局と稱せり。式部局は内外の議式及圖書を掌り、長、助、大少式部を置き、式部局長は太政官の指揮を受く。明治五年二月式部寮と改稱し、大舍人、番長^{十一}を置き、定員を四人とし、明治八年四月式部寮中伶人官等を十等以下十五等と定め、十二月任叙の儀は凡て式部寮をして傳達せしむ。明治十四年十二月太政官中大舍人を廢止す。
- 一二、監部課も亦太政官職制の改正と共に置かれたるものにして、明治四年七月の監部課事務章程に依れば、監部は正院の耳目の官にして、諸官省各局、各地方官員奉職の怠惰處務の奸詐を行走探索する職なりとせり。
- 一三、雅樂局は舍人局と同じく正院に屬し、長、助、大少伶人あり。長は雅樂の事を掌

り、助は之に亞ぐ、大少伶人は雅樂に従事す。

- 一四、修史局は元正院所屬の外史所管の歴史課管掌の事務を取扱ふものにして、明治八年四月修史局と稱せり。明治十一年一月正院の稱を廢すると共に、二月從來の修史局を廢し、太政官中に修史館を置き、修史館職制官等を定めたり。是れ名稱を變更したるに過ぎずして、等しく太政官其他諸官廳の記録を取扱ひ、職員も亦其の名稱を變更し、總裁^{勳任}一等編修官以下四等編修官^{自四等官至七等官}等あり。明治十六年十二月副總裁を置き、其の職掌總裁に亞ぐものとせり。修史館は明治十九年内閣官制の制定と共に廢止せらる。

- 一五、明治八年四月正院職制を改正して三職の下に内外史を置きて詔誥、制勅、官記官位等を掌りしが、内史所管の法制課は主として法制の草案を掌りたり。然るに同年八月法制課を廢して法制課の事務は内史本課に合併したるも、別に法制局を設置して之に管掌せしむ。九月法制局職員を定め、長官^{相當}一等法制官以下四等法制官^{自四等相當至七等相當}等あり。

- 一六、長官は局を掌り、法制官は法制の草案を掌り、又兼て元老院に於て内閣委員と

して、其の主任の事務に付議案の趣旨を辨明す。明治十一年三月法制局に副長官を置き長官従前の等級を廢し兼任するものとせり。明治十三年三月太政官中の法制調査兩局を廢止し、法制會計軍事内務司法外務の六部を置き其の分掌事務を定めたり。

一七、明治十四年二月太政官中に審理局を置く審理局は府縣會規則に基き、府知事縣令及府縣會より具狀裁定を請ふことある毎に之を裁定する臨時特選の機關とす。即ち委員長委員を以て組織す。委員長は參議を以て之に充て委員は議官二人、大審院判事二人、太政官書記官二人以上を以て之に充て、別に審理局主事一人を置き庶務を掌理せしむ。審理局は同年十月參事院の設置と共に之を廢し、地方官と府縣會との争に關する裁定は參事院の管掌する所となれり。

一八、内閣書記官を置かれたるは明治十二年三月にして、太政官に屬し、内閣に關する事務を取扱はしめたるに始まる。内閣書記官は内閣書記官長^{四等}及正、權大、少書記^{自四等至七等}に分る。内閣書記官は内閣各局に屬して主として文書の事を掌る。明治十七年十二月内閣書記官長を勅任とす。

一九、明治十四年廿一日太政官中に參事院を置き、十月參事院職制章程を定む。參事院は太政官に屬し、内閣の命に依り、法律規則の草定、審査に參與す、議長^{一等}、副議長^{一等}、各一人、議官^{無定員自一等相}、議官補^{無定員自四等相}等あり。

二〇、官員の叙位、授爵等に關する事務は正院中の樞密史官の管掌する所なりしが、明治九年十月正院中に賞勳事務局を置き長官、副長官各一員及議定官主事^{四等}、一等秘書官^{五等}、二等秘書官^{六等}、一級秘書官以下三級秘書^{自七等相當至八等相當}を置き十二月には賞勳事務局を賞勳局と改稱せり。明治十一年三月賞勳局長官、副長官を廢して總裁、副總裁を置きたり。明治十六年一月叙勳條例の制定と共に賞勳局は各廳の申牒を檢閲審査する權を有す。

二一、統計院は明治十四年五月太政官中に設置せられたるものにして政治上其他諸般の事物に關する統計表を編製、公布する所とす。院長、幹事、書記官、統計委員等を置く。明治十八年内閣官制の樹立と共に統計院を廢して統計局を置くに至れり。

二二、恩給局は明治十七年一月太政官中に設置せらる。從來官吏の恩給に關して

は法令の規定を欠除したりしが、此に於て始めて官吏恩給令に依りて文武官の退職後恩給を下賜せらるべき旨を定めたり。恩給局職員は長官官三等一員、主事官四等一員、書記官自四等官相當至七等官相當二員等あり。

二三、文書局は明治十六年五月太政官に於て官報發行に付、官報編輯の事を管掌せしむる爲設置せらる。文書局は太政官に屬し、各官廳に於て官報主任が官報に掲載すべき書類を取纏て送付するを受け之を編輯するものとす。文書局には文書局長を置き、書記官をして之を兼しむ。明治十八年十二月太政官の廢止と共に文書局を廢止し官報局を置き、官報發賣は驛遞局の廢止と共に官報局自ら取扱ふこととなり。

二四、會計検査院を設置するに至りたるは明治十三年三月にして従前大藏省検査局に於て會計検査を行ひしが茲に至りて大藏省検査局を廢す。會計検査院は會計の規則、記簿の法式を定め歳入出豫算表の審査、歳入出勘定帳の検査、物品受拂表の検査、金穀出納の検査、作業費の検査、各廳會計帳簿の検査、歳入出決算證書の附與、歳入出決算報告書の調製等を取扱ひ、別に恩給計算書の點檢に關する事務をも取

扱ふこととなり。會計検査院の職員は院長勅幹事等四、一等検査官官四、二等検査官官五、三等検査官官六、四等検査官官七、一等屬官官八、以下十等屬官官七等なり。

第二節 左院

一、明治四年の官制改正に基きたる左院の職制は立法審議の機關たるにありとす。即ち主として新に制度、條例を創立し、或は從來の成規定則を増損更革し、及未だ例規なき事を考定する等にありて、議長、議員、書記等を置く。議長は參議又は一等議員より之を兼任し議事を總判するを掌る。議員は一等議員、二等議員、三等議員に分れ、諸立法の事を議するを掌る。同年十二月左院事務章程を改定す。

二、明治六年六月集議院の廢止と共に同院従前の書類を取扱はしめ、且つ左院事務章程を改正して會議及國憲民法の編纂或は命に應じて法案を草することを掌る所とす。左院も亦明治八年四月の太政官改正と共に廢せらる。

三、元老院は明治八年四月十四日官制の改正と共に置かれたる立法機關にして、立法の源を廣むると詔られたるが如く、大審院と相對し所謂三權分立に摸倣したるものとす。同月元老院に議長、副議長、議員官一及正、權大、少書記官、正、權大、中、少書記生